

令和4年 第2回定例会

摂津市議会会議録

令和4年6月10日開会
令和4年6月27日閉会

摂 津 市 議 会

目 次

令和4年第2回定例会

○6月10日（第1日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、

出席した議会事務局職員 ----- 1- 1

議事日程、本日の会議に付した事件 ----- 1- 2

開会の宣告 ----- 1- 3

市長挨拶

開議の宣告 ----- 1- 3

会議録署名議員の指名 ----- 1- 3

日程1 会期の決定 ----- 1- 3

日程2 議案第30号～議案第35号 ----- 1- 3

提案理由の説明（総務部長、上下水道部長、選挙管理委員会事務局長、
市長公室長、保健福祉部長）

委員会付託

日程3 報告第4号、報告第5号 ----- 1- 7

報告（総務部長）

採決

日程4 報告第6号～報告第8号 ----- 1- 9

報告（総務部長、上下水道部長、保健福祉部理事）

質疑（野口博議員、三好義治議員）

日程5 議案第36号 ----- 1-13

提案理由の説明（総務部長）

採決

日程6 議案第37号 ----- 1-14

提案理由の説明（建設部長）

質疑（藤浦雅彦議員、塚本崇議員、香川良平議員、出口こうじ議員、
増永和起議員、森西正議員、野口博議員）

採決

休会の決定 ----- 1-23

散会の宣告 ----- 1-23

○6月24日（第2日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、

出席した議会事務局職員 ----- 2- 1

議事日程、本日の会議に付した事件 ----- 2- 2

開議の宣告 ----- 2- 3

会議録署名議員の指名	2- 3
日程1 一般質問	
出口こうじ議員	2- 3
光好博幸議員	2-12
西谷知美議員	2-22
村上英明議員	2-32
水谷毅議員	2-40
野口博議員	2-47
香川良平議員	2-59
塚本崇議員	2-66
延会の宣告	2-72

○6月27日（第3日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、	
出席した議会事務局職員	3- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	3- 2
開議の宣告	3- 3
会議録署名議員の指名	3- 3
日程1 一般質問	
福住礼子議員	3- 3
嶋野浩一郎議員	3- 9
藤浦雅彦議員	3-15
森西正議員	3-23
増永和起議員	3-30
弘豊議員	3-39
松本暁彦議員	3-45
日程2 議案第30号～議案第35号	3-55
委員長報告（総務建設常任委員長、文教上下水道常任委員長、民生常任委員長）	
討論（増永和起議員）	
採決	
日程3 議会議案第12号、議会議案第13号	3-57
採決	
閉会の宣告	3-58

☆添付資料

審議日程	資料- 1
議案付託表	資料- 2
一般質問要旨	資料- 3
議決結果一覧	資料- 7

摂津市議会会議録

令和4年6月10日

(第1日)

令和4年第2回摂津市議会定例会会議録

令和4年6月10日（金曜日）
午前10時 開 会 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員（19名）

1 番	福 住 礼 子	2 番	藤 浦 雅 彦
3 番	安 藤 薫	4 番	野 口 博
5 番	村 上 英 明	6 番	水 谷 毅
7 番	南 野 直 司	8 番	森 西 正
9 番	弘 豊	10 番	増 永 和 起
11 番	三 好 義 治	12 番	西 谷 知 美
13 番	塚 本 崇	14 番	出 口 こうじ
15 番	三 好 俊 範	16 番	香 川 良 平
17 番	松 本 暁 彦	18 番	光 好 博 幸
19 番	嶋 野 浩一朗		

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	奥 村 良 夫
副 市 長	福 渡 隆	教 育 長	箸 尾 谷 知 也
市 長 公 室 長	平 井 貴 志	総 務 部 長	山 口 猛
生 活 環 境 部 長	吉 田 量 治	保 健 福 祉 部 長	松 方 和 彦
建 設 部 長	武 井 義 孝	上 下 水 道 部 長	末 永 利 彦
教 育 委 員 会	小 林 寿 弘	教 育 委 員 会	大 橋 徹 之
教 育 総 務 部 長		次 世 代 育 成 部 長	
監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	池 上 彰	消 防 長	松 田 俊 也
総 務 部 理 事	辰 巳 裕 志	保 健 福 祉 部 理 事	荒 井 陽 子

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	橋 本 英 樹	事 務 局 次 長	大 西 健 一
---------	---------	-----------	---------

1 議 事 日 程

- | | | | | |
|----|---|-----|-------|---|
| 1, | | | | 会期決定の件 |
| 2, | 議 | 案 第 | 3 0 号 | 令和 4 年度摂津市一般会計補正予算（第 3 号） |
| | 議 | 案 第 | 3 1 号 | 令和 4 年度摂津市水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| | 議 | 案 第 | 3 2 号 | 令和 4 年度摂津市下水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| | 議 | 案 第 | 3 3 号 | 摂津市議会議員及び摂津市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 | 案 第 | 3 4 号 | 摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の
件 |
| | 議 | 案 第 | 3 5 号 | 摂津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の
件 |
| 3, | 報 | 告 第 | 4 号 | 摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件 |
| | 報 | 告 第 | 5 号 | 令和 4 年度摂津市一般会計補正予算（第 2 号）専決処分報告の件 |
| 4, | 報 | 告 第 | 6 号 | 令和 3 年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件 |
| | 報 | 告 第 | 7 号 | 令和 3 年度摂津市下水道事業会計継続費繰越報告の件 |
| | 報 | 告 第 | 8 号 | 令和 3 年度摂津市介護保険特別会計繰越明許費繰越報告の件 |
| 5, | 議 | 案 第 | 3 6 号 | 動産取得に関する件 |
| 6, | 議 | 案 第 | 3 7 号 | 和解に関する件 |
-

1 本日の会議に付した事件

日程 1 から日程 6 まで

(午前 10 時 開会)

○南野直司議長 ただいまから令和 4 年第 2 回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長の挨拶を受けます。
市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

本日、令和 4 年第 2 回摂津市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には何かとお忙しいところ、ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

最初に、このたび、第 98 回全国市議会議長会の総会におきまして、野口博議員が 40 年の、安藤薫議員、森西正議員、嶋野浩一朗議員が 20 年の永年勤続表彰を受賞されました。改めまして心からお祝いを申し上げますとともに、長年にわたる市政発展へのご活躍に深く感謝と敬意を表する次第でございます。今後とも、摂津市のまちづくりにより一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、ますますのご健勝とご活躍をお祈り申し上げ、一言お祝いの言葉とさせていただきます。

さて、今回お願いいたします案件でございますが、報告案件といたしまして、摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件ほか 4 件、予算案件といたしまして、令和 4 年度摂津市一般会計補正予算（第 3 号）ほか 2 件、条例案件といたしまして、摂津市議会議員及び摂津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件ほか 2 件、その他の案件といたしまして、動産取得に関する件ほか 1 件、合計 13 件の審議をお願いいたしますものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決、ご承認賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たってのご挨拶といたします。

○南野直司議長 挨拶が終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、森西議員及び弘議員を指名します。

日程 1、会期決定の件を議題とします。
お諮りします。

この定例会の会期は、本日から 6 月 27 日までの 18 日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程 2、議案第 30 号など 6 件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 それでは、議案第 30 号、令和 4 年度摂津市一般会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案内容をご説明いたします。

今回補正をお願いいたします予算の内容といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、物価の高騰の影響を受けた市民や事業者に対する支援のため、市独自の施策として、プレミアム付商品券に係る事業経費のほか、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、4 回目接種等に係る接種対象、スケジュールなど、これが国から示されたことから、必要となる経費などを計上いたしております。

初めに、補正予算の第 1 条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13 億 4,965 万 5,000 円を追加し、その総額を 459 億 6,938 万 1,000 円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

2 ページの第 1 表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款 1 5 国庫支出金、項 1 国庫負担金 1 億 5, 0 0 0 万円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金でございます。

項 2 国庫補助金 4 億 9, 1 6 7 万 1, 0 0 0 円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などでございます。

款 1 9 繰入金、項 2 基金繰入金 3 億 6, 3 9 8 万 4, 0 0 0 円の増額は、今回の補正に伴う財源調整のため、財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

款 2 0 諸収入、項 4 雑入 3 億 4, 4 0 0 万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策商品券売上金でございます。

次に、歳出についてでございますが、款 3 民生費、項 1 社会福祉費 7, 6 0 0 万 2, 0 0 0 円の増額は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に係る経費などの増加によるものでございます。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費 2 億 6, 8 8 2 万 6, 0 0 0 円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費でございます。

款 6 商工費、項 1 商工費 1 0 億 4 8 2 万 7, 0 0 0 円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策商品券交付金に係る経費などでございます。

以上、議案第 3 0 号、令和 4 年度摂津市一般会計補正予算（第 3 号）の内容説明とさせていただきます。

○南野直司議長 上下水道部長。

（末永上下水道部長 登壇）

○末永上下水道部長 議案第 3 1 号、令和 4 年度摂津市水道事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案内容をご説明申し

上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容は、過去から過大徴収となった上水道料金を還付するために必要となります還付金及び還付加算金などを予算措置するとともに、支出の増加に伴い、税務署より返還される消費税還付金が増加することによる収入の補正でございます。

補正予算書 1 ページをお開きください。

まず、第 1 条は、総則を定めたものでございます。

第 2 条は、収益的収入及び支出の予定額の補正を定めるもので、収入の第 1 款水道事業収益は、既決額 2 1 億 1, 2 3 3 万 3, 0 0 0 円から 1 0 3 万 5, 0 0 0 円を増額し、補正後の額を 2 1 億 1, 3 3 6 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。

第 2 項営業外収益は、既決額 1 億 4, 6 9 6 万 2, 0 0 0 円から 1 0 3 万 5, 0 0 0 円を増額し、補正後の額を 1 億 4, 7 9 9 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

次に、支出につきましては、第 1 款水道事業費用は、既決額 2 0 億 7 0 4 万円から 2, 3 8 4 万 4, 0 0 0 円を増額し、補正後の額を 2 0 億 3, 0 8 8 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

第 2 項営業外費用は、既決額 4, 7 6 8 万 2, 0 0 0 円から 2, 3 8 4 万 4, 0 0 0 円を増額し、補正後の額を 7, 1 5 2 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

なお、補正予算実施計画は 2 ページに、予定貸借対照表は 4 ページから 5 ページに、予定キャッシュ・フロー計算書は 6 ページに、補正予算実施計画説明書は 7 ページにそれぞれ掲載いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第 3 1 号、令和 4 年度摂津市水道事業会計補正予算（第 1 号）の提案内

容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第32号、令和4年度
摂津市下水道事業会計補正予算（第1号）
につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容は、
過去から過大徴収となった下水道使用料を
還付するために必要となります還付金及び
還付加算金などを予算措置するものでござ
います。

補正予算書1ページをお開きください。

まず、第1条は、総則を定めたものでござ
います。

第2条は、収益的支出の予定額の補正を
定めるもので、支出の第1款下水道事業費
用は、既決額34億8,074万4,000
円から1,271万1,000円を増額
し、補正後の額を34億9,345万5,
000円とするものでございます。

第2項営業外費用は、既決額3億7,1
46万9,000円から1,271万1,
000円を増額し、補正後の額を3億8,
418万円とするものでございます。

なお、補正予算実施計画は2ページに、
予定貸借対照表は4ページから5ページに、
予定キャッシュ・フロー計算書は6ページ
に、補正予算実施計画説明書は7ページに
それぞれ掲載いたしておりますので、ご参
照賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第32号、令和4年度摂津市
下水道事業会計補正予算（第1号）の提案
内容の説明とさせていただきます。

○南野直司議長 選挙管理委員会事務局長。

（池上選挙管理委員会事務局長 登壇）

○池上選挙管理委員会事務局長 議案第33
号、摂津市議会議員及び摂津市長の選挙に
おける選挙運動の公費負担に関する条例の
一部を改正する条例制定の件につきまして、

提案内容をご説明申し上げます。

議案参考資料（条例関係）10ページか
ら13ページの新旧対照表も併せてご参照
願います。

本件は、公職選挙法施行令の一部を改正
する政令が施行されたことにより、選挙運
動用の自動車の使用、ビラの作成及びポス
ターの作成の公営に要する経費に係る限度
額が引き上げられたことに合わせて、条例
に規定する公費負担の限度額を改正するも
のでございます。

それでは、条文に沿って改正内容につ
きましてご説明申し上げます。

第4条第2号アにおきまして、一般運送
契約以外の契約である場合の選挙運動用の
自動車の借入契約に係る公費負担の限度額
について、日額1万5,800円から1万
6,100円に改め、同号イにおきまして、
選挙運動用の自動車の燃料の供給に関する
契約に係る公費負担の限度額について、7,
560円から7,700円に改めるもので
ございます。

次に、第6条及び第8条におきまして、
選挙運動用ビラの作成単価に係る公費負担
の限度額について、7円51銭から7円7
3銭に改めるものでございます。

また、第11条におきまして、選挙運動
用ポスターの作成単価に係る公費負担の限
度額について、525円6銭から541円
31銭に改め、選挙運動用ポスターの企画
費に係る公費負担の限度額について、31
万500円から31万6,250円に改め
るものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は公
布の日から施行するもので、本条例の施行
日以後にその選挙期日、投票日を告示され
る選挙について適用し、施行日の前日まで
にその期日を告示された選挙につきまして

は、従前の例によるものとしたすものでございます。

以上、摂津市議会議員及び摂津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

○南野直司議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 議案第34号、摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）14ページから17ページも併せてご覧いただきますようお願いいたします。

本条例の第10条には、失業者の退職手当について定めており、これは、公務員が雇用保険法の適用から除外されているものの、雇用保険法の社会保障制度としての趣旨、目的を踏まえて設けられております国家公務員退職手当法の条文に準拠しているものでございます。

このたびの一部改正は、令和4年3月31日に公布され、4月1日に一部施行されました雇用保険法等の一部を改正する法律において、雇い止めによる離職者の給付日数を拡充する暫定措置の期限を令和7年3月31日まで延長することや、失業等給付の受給資格者が事業を開始した場合等において、その事業の実施期間を失業等給付の受給期間に算入しない特例を設けるなど、雇用保険の失業等給付が拡充されたことに伴い、失業者の退職手当に係る規定について、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条文についてご説明申し上げます。

第10条第4項は、事業を開始した受給資格者に係る受給期間の特例に対応するも

の及び文言の整備を行うものでございます。

第11項は、職業安定法改正に伴う条ずれによる条文の整備を行うものでございます。

第15項は、文言の整備を行うものでございます。

附則第8項は、失業等給付の支給に関する暫定措置の改正に対応するものでございます。

続きまして、附則についてでございますが、第1項は、本条例は公布の日から施行するものでございます。

ただし、第10条第4項の改正規定及び附則第3項の規定につきましては、令和4年7月1日から、第10条第11項第5号の改正規定につきましては、令和4年10月1日から施行するものでございます。

第2項は、改正後の摂津市職員の退職手当に関する条例附則第8項の規定は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

第3項は、適用区分といたしまして、新条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に事業を開始した職員等について適用するものでございます。

以上、議案第34号、摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

○南野直司議長 保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 議案第35号、摂津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するもの

でございます。

なお、議案参考資料（条例関係）１８ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願いいたします。

改正内容といたしましては、令和４年４月１日から、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の附則の条文が削除されたことで生じた条ずれに合わせて、その引用部分を整理するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する旨を規定いたしております。

以上、議案第３５号、摂津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

○南野直司議長　説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

本６件について、議案付託表のとおり、常任委員会に付託します。

日程３、報告第４号及び報告第５号を議題とします。

報告を求めます。総務部長。

（山口総務部長　登壇）

○山口総務部長　報告第４号、摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件につきまして、その内容をご説明いたします。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和４年４月１日から施行されることとなったため、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、同年３月３１日に専決処分いたしましたので、同条第３項の規定によりご報告いたしますのでございます。

それでは、議案書の条文に従いまして、

改正内容をご説明いたします。

議案参考資料（条例関係）１ページからの新旧対照表も併せてご参照願います。

第４６条、法人の市民税の申告納付につきましては、地方税法の改正に伴う項ずれによる条文の整備でございます。

次に、第８１条、固定資産課税台帳の閲覧の手数料及び第８２条、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料につきましては、固定資産課税台帳の閲覧、または固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書を交付する場合において、固定資産課税台帳に記載されている住所が明らかにされることにより、人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合、その他、当該台帳を閲覧に供し、または当該証明書を交付することが適当でないと認められる場合には、一定の措置を講ずることができることとする地方税法の改正に伴う条文の整備でございます。

次に、附則第１２条、固定資産税等の課税標準の特例に関する読替えにつきましては、地方税法の改正に伴う項ずれによる条文の整備でございます。

次に、附則第１２条の２、法附則第１５条等の条例で定める割合につきましては、第２項は、令和４年４月１日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の事業場等において、当該供用が開始された日以前から事業を行う者が、当該事業場等に設置する除害施設を対象として、課税標準を価格に条例で定める割合を乗じて得た額とする地方税法の参酌基準の改正に伴い、条例で定める割合を４分の３から５分の４に改正し、第３項から第２４項につきましては、地方税法改正に伴う項ずれによる条文の整備でございます。

また、第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、新たに第25項を加えるもので、その内容は、地方税法で特定都市河川浸水被害対策法の規定により指定された貯留機能保全区域内にある土地について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を最初の3年度分価格に条例で定める割合を乗じた額とする特例措置が創設されたため、この割合を参酌基準である4分の3と定めるものでございます。

次に、附則第13条、新築住宅等に対する固定資産税等の減額の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、省エネ改修を行う既存住宅に係る減額措置の対象を平成20年1月1日以前から所在する住宅としていたものを、平成26年4月1日以前から所在する住宅に拡大し、より良質な省エネ改修を支援する観点から、現行50万円超えとしていた工事費要件を60万円超えまで引き上げ、併せて、窓等の断熱改修工事費が50万円を超える場合には、省エネに資する太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、または、太陽熱利用システムの設置工事費用と合わせて60万円超えとなる場合も減額措置の対象とし、適用期限を令和6年3月31日まで2年延長する地方税法の改正に伴う条文の整備でございます。

次に、附則第16条、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例及び附則第23条、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例につきましては、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を現行の評価額の5%から2.5%と

する改正を行うものでございます。

最後に、附則でございますが、第1項施行期日につきましては、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

第2項及び第3項は、固定資産税に関する経過措置の規定でございます。

第4項は、都市計画税に関する経過措置の規定でございます。

以上、報告第4号、摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件の内容説明とさせていただきます。

続きまして、報告第5号、令和4年度摂津市一般会計補正予算（第2号）専決処分報告の件につきましては、報告内容をご説明いたします。

本件につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金のひとり親世帯及び住民税均等割が非課税相当の児童手当受給者、特別児童扶養手当受給者等の子育て世帯に対して給付金を支給するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告をいたすものでございます。

初めに、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,069万円を追加し、その総額を446億1,972万6,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款15国庫支出金、項2国庫補助金1億3,

069万円の増額は、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金及び事務費補助金でございます。

次に、歳出についてでございますが、款3民生費、項2児童福祉費1億3,069万円の増額は、子育て世帯生活支援特別給付金の給付に要する費用でございます。

以上、令和4年度摂津市一般会計補正予算（第2号）の専決内容の報告といたします。

○南野直司議長 報告が終わり、質疑があればお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本2件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 討論なしと認め、討論を終わります。

報告第4号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○南野直司議長 起立者全員です。

よって、本件は承認されました。

報告第5号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○南野直司議長 起立者全員です。

よって、本件は承認されました。

日程4、報告第6号など3件を議題とし

ます。

報告を求めます。総務部長。

（山口総務部長 登壇）

○山口総務部長 報告第6号、令和3年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件につきまして、報告内容をご説明いたします。

本件につきましては、令和3年度補正予算で繰越明許費の設定をお願いしたところでございますが、今般、翌年度への繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、報告をいたすものでございます。

内容につきましては、まず、款2総務費、項1総務管理費、コミュニティセンター管理事業では、設定金額203万5,000円に対し、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

財源は、全て一般財源でございます。

項3戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳事務事業では、設定金額458万7,000円に対し、338万8,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

財源は、全て国府支出金でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、非課税世帯等臨時特別給付金事業では、設定金額6億5,355万9,000円に対し、3億3,320万3,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

財源は、全て国府支出金でございます。

項2児童福祉費、家庭児童相談事業では、設定金額2,016万8,000円に対し、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

財源の内訳は、国府支出金200万円、残り1,816万8,000円が一般財源でございます。

子育て世帯臨時特別給付金事業では、設

定金額7,048万1,000円に対し、5,358万9,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

財源は、全て国府支出金でございます。

子育て世帯臨時特別給付金（支援給付分）事業では、設定金額1,202万9,000円に対し、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

財源は、全て国府支出金でございます。

子育て総合支援センター大規模改修事業では、設定金額2億4,728万2,000円に対し、1億9,016万7,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

財源の内訳は、地方債1億4,950万円、残り4,066万7,000円が一般財源でございます。

款7土木費、項2道路橋りょう費、道路補修事業では、設定金額8,000万円に対し、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

財源の内訳は、国府支出金2,790万円、地方債5,210万円でございます。

街路灯修繕事業では、設定金額600万円に対し、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

財源の内訳は、国府支出金210万円、地方債390万円でございます。

千里丘三島線（東側）道路改良事業では、設定金額7,020万円に対し、6,410万円を翌年度に繰り越すものでございます。

財源の内訳は、国府支出金が3,450万2,000円、地方債2,660万円、残り299万8,000円が一般財源でございます。

正雀南千里丘線外2路線（阪急正雀駅前）道路改良事業では、設計金額9,646万6,000円に対し、その全額を翌年

度に繰り越すものでございます。

財源の内訳は、国府支出金4,744万4,000円、地方債4,400万円、残り502万2,000円が一般財源でございます。

自転車通行空間整備事業では、設定金額1,831万円に対し、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

財源の内訳は、国府支出金576万5,000円、地方債1,250万円、残り4万5,000円が一般財源でございます。

項4都市計画費、阪急京都線連続立体交差事業では、設定金額4,287万8,000円に対し、4,269万1,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

財源は、全て一般財源でございます。

款9教育費、項2小学校費、小学校教育用コンピューター事業では、設定金額239万3,000円に対し、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

財源は、全て一般財源でございます。

項3中学校費、中学校教育用コンピューター事業では、設定金額119万7,000円に対し、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

財源は、全て一般財源でございます。

中学校給食事業では、設定金額200万円に対し、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

財源は、全て一般財源でございます。

以上、令和3年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件の内容の報告とさせていただきます。

○南野直司議長 上下水道部長。

（末永上下水道部長 登壇）

○末永上下水道部長 報告第7号、令和3年度摂津市下水道事業会計継続費繰越報告の件につきまして、その内容についてご報告

申し上げます。

本件につきましては、令和3年度予算に計上していたところでございますが、このたび、翌年度への繰越額が確定いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、継続費繰越計算書を調製し、ご報告するものでございます。

その内容につきましては、款1資本的支出、項1建設改良費、公共下水道整備事業の東別府雨水幹線建設負担金で、令和3年度予算計上額7,000万円に令和2年度通次繰越額5億4,800万円を加えた令和3年度継続費予算現額6億1,800万円に対し、令和3年度支払義務発生額4億2,000万円を除いた1億9,800万円を令和4年度に繰り越しするものでございます。

財源の内訳は、企業債9,900万円、国からの交付金9,900万円でございます。

以上、報告第7号、令和3年度摂津市下水道事業会計継続費繰越報告の件の内容説明とさせていただきます。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

(荒井保健福祉部理事 登壇)

○荒井保健福祉部理事 報告第8号、令和3年度摂津市介護保険特別会計繰越明許費繰越報告の件につきまして、その内容をご説明いたします。

本件につきましては、令和3年度補正予算第3号で繰越明許費の設定をお願いしたところでございますが、今般、翌年度への繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、ご報告申し上げるものでございます。

内容につきましては、款1総務費、項1総務管理費、大阪府地域医療介護総合確保

基金事業で、設定金額3,360万円に対し、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

財源は、全て国府支出金でございます。

以上、令和3年度摂津市介護保険特別会計繰越明許費繰越報告の件の内容説明とさせていただきます。

○南野直司議長 報告が終わり、質疑があればお受けします。野口議員。

○野口博議員 報告第6号について、多くの件数で事業費の100%の金額が繰り越しになっている中で、幾つか確認の意味でお聞かせをいただきたいと思います。

コミュニティセンター管理事業、家庭児童相談事業、道路補修事業、街路灯修繕事業、正雀南千里丘線外2路線道路改良事業、最後に自転車通行空間整備事業について、状況説明を一応していただきたいと思います。

もう1点は、報告第7号で、単純な質疑で申し訳ありませんが、翌年度繰越額が1億9,800万円という数字の説明がありました。説明欄に年度内に支払義務が発生しなかったためという注意書きがありますが、分かりやすく説明いただければと思います。

以上です。

○南野直司議長 それでは、答弁を求めます。上下水道部長。

○末永上下水道部長 野口議員からご質疑がございました報告第7号、令和3年度摂津市下水道事業会計継続費繰越報告の件でございますが、横の説明欄で年度内に支払義務が発生しなかったためとなっております。東別府雨水幹線は、令和元年5月から工事をさせていただいております。その中で、工事自身は現時点ではほぼ終わっておるんですけども、当時、3月31日現在において

一部工事が残っている中で、委託しております日本下水道事業団からの請求は、一部留保をしなければならないという形でした。3月31日には支払いはしておりません。繰り越しをさせていただいて、現在は支払いは終わっているところでございます。

以上でございます。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 コミュニティセンター管理事業の繰り越しに関してでございます。コミュニティセンター基本構想の委託料でございまして、新型コロナウイルス感染症の流行のため、懇談会が実施できなくて繰り越しさせていただいた状況でございます。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 家庭児童相談事業に係ります繰越明許の関連でございます。

既にご説明させていただいておりますとおり、この繰り越しにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、世界的に半導体需給の逼迫がございまして、新たに虐待等に関連するシステムを導入しようとしておったところ、その半導体需給の逼迫によって遅れが生じたことで、現在は相手方のシステム会社と順調に調整をしているところでございます。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 道路補修事業、街路灯修繕事業並びに自転車通行空間整備事業につきましては、国で令和3年12月に令和3年度補正予算が閣議決定され、その後、交付決定対象事業が示されたことから、令和4年度に実施予定のもので前倒しできるもの、確実に執行できるものについて要求したもので、全額繰り越しで事業執行する予定をしております。

正雀南千里丘線外2路線につきましては、地権者4名の方の用地交渉、物件補償交渉

に当たっております。まだ交渉が継続しておりますので、翌年度に明許繰越で交渉している状況でございます。

○南野直司議長 答弁は出そろったと思います。野口議員。

○野口博議員 それぞれいろんな理由があつて、ご説明があつたような内容で来ていると思いますけども、国の補正の関係で時期的なずれもあつたかと思います。その件ごとに確認の意味で今回教えてもらったということです。

以上で結構です。

○南野直司議長 三好義治議員。

○三好義治議員 ただいま上程になっております報告第6号で、款3民生費、項2児童福祉費のうち、子育て総合支援センター大規模改修事業が1億9,016万7,000円繰り越しされることになっているんです。この実施事業の中で、事業の現在の進捗状況などを確認の意味で教えていただきたいんですが、そのうち5,700万円ほど、もう既に使っているように見えるんですが、その辺も含めて教えていただきたいと思います。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 子育て総合支援センター大規模改修事業でございます。本来でしたら令和3年度内に完成をさせる予定であつたんですけれども、令和3年度の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえまして、子育て総合支援センターという就学前の子どもたちがたくさんいる施設の中に非常に多くの工事関係者等が日々出入りをする中で、感染リスク等も踏まえ、少し時期の見直しをさせていただいて、繰り越しで、6月末に完成予定のスケジュール感で動いておるところでございます。

一部の出金については、前払い金の支払

いをさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○南野直司議長 三好義治議員。

○三好義治議員 先ほど野口議員が質疑された項目の中では、新型コロナウイルス感染症の関係は非常に理解できたんですが、ただ、部長の答弁の中で、子育て総合支援センター大規模改修事業の中で新型コロナウイルス感染症が影響したことはなかなか理解しにくいんです。大幅な設計変更があったと見受けられるんですけども、そのために事業が遅れたのではないんですか。だから、その辺の進捗状況も含めて確認の意味で質疑しているので、もう少し明確に教えていただけますかね。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 大幅な設計変更については私は聞いていないんですけども、あくまでも、外壁等だけではなくて、空調等の部分も含めて内装に係る内部の改修がかなりございましたので、保育をしているところに関係者が日々出入りする中での感染リスクを踏まえたのが一番大きな理由だと確認しております。

○南野直司議長 三好義治議員。

○三好義治議員 最後にしますけど、現在、進捗率は一体どれぐらいまで進んでいるんですか。支払いについては、前渡金、中間払い、それから完成払いとあるんですが、令和3年度に完成予定ならば、令和4年度に繰越明許したうち、いつ頃完成するか、現在、進捗率はどれぐらいですか。これで質疑はやめますけど、予算については、これ以上の追加予算はないことも含めて答弁をお願いしたいと思うんですが。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 先ほど答弁させていただいたんですけど、一応6月末に完成の

予定になっておりまして、予算の額についても今以上に増額することはないと考えております。

○南野直司議長 ほか、ないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 以上で質疑を終わります。

日程5、議案第36号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 議案第36号、動産取得に関する件につきまして、その内容をご説明いたします。

なお、詳細につきましては、議案参考資料1ページをご参照いただきますようお願いいたします。

本議案は、災害対応特殊救急自動車の物品売買契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容は、災害対応特殊救急自動車の購入でございます。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額は1,894万9,700円でございます。

契約の相手方は、日産大阪販売株式会社摂津店でございます。

住所は、摂津市東別府一丁目1番7号、店長、徳義真一でございます。

取得物品の内容につきましては、救急で使用する災害対応特殊救急自動車でございます。

以上、議案第36号、動産取得に関する件の内容説明とさせていただきます。

○南野直司議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略する

ことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第36号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○南野直司議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程6、議案第37号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 議案第37号、和解に関する件につきまして、その内容をご説明いたします。

本件は、星翔高等学校の敷地内に存在する法定外公共物（旧里道及び旧水路敷）（以下「本件土地」という。）に関しまして、相手方からの取得時効の援用に対し、訴訟外の和解をすることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

和解の相手方、事件の内容、和解の内容及び和解する理由は、議案第37号に記載のとおりでございます。

それでは、本件の経過と概要につきましてご説明申し上げます。

相手方が取得時効を援用し、取得しようとしている本件土地は、昭和16年、星翔高等学校の前身である浪速工業学校の移転、建設に際し、一団の学校用地として確保された敷地内に含まれる、当時、国が所有します旧里道及び旧水路敷であり、平成13

年に、国有財産特別措置法第5条第1項に基づき、本市が国より法定外公共物として譲与を受けた土地でございます。

また、建設当時、本件土地の代替施設として、相手方により、学校周囲にある所有地において、里道や水路の付替補償工事が行われております。

その後、相手方は、平成12年頃より、学校用地の有効利用のため、学校用地の確定測量や分筆登記の作業を進める中、平成14年4月11日付で、本市に対し、本件土地の整理を行いたく、協力を求める旨を記載した請願書が提出されました。この中で、進めている作業の完了後、土地の整理に必要な書面を提出するとされておりましたが、それ以降、相手方からの書面の提出はありませんでした。

一方、本市におきましては、既に里道、水路の機能が代替されていることから、特に実害もなく、取り立てて急ぎ求める必要もなかったことから、相手方の対応がないまま時間だけが経過したものです。

その後、本件土地は、長年、公の目的に供用されることなく、その土地の上に学校が平穏かつ公然に運営されておりましたが、平成14年の請願書の提出から20年が経過した令和4年4月12日、学校法人浪工学園の代理人より、本件土地を対象に取得時効援用の通知がありました。

本件土地の里道及び水路の機能につきましては、先に付け替えとして周囲に付替整備された道路や水路により機能補償されており、時効により相手方に取得されたとしても、市にとって損害は発生いたしません。

相手方が主張する取得時効の援用について、民法第162条の所有権の取得時効第1項、20年間、所有の意思をもって、平

穩に、かつ、公然と他人の物を占有したものは、その所有権を取得するとの成立要件を満たしており、本市にとって、平成13年に国から譲与を受けて以降、本件土地を占有されていたことによる損害も被害もなく、改めて所有権の主張をしなければならない事由も存在しないことから、訴訟を介さずに和解することについて議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第37号、和解に関する件の提案説明とさせていただきます。

○南野直司議長 説明が終わり、質疑に入ります。藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ただいまの摂津市三島三丁目29番3ほか7筆の全部で1,179.79平方メートルを、民法によります20年間占有をしていることで時効となることを理由に、裁判手続によらずに和解をするため、今回、議会の議決を求められているということでございます。この時効取得は、極めてデリケートといいますか、非常にこれまでも論争されてきているので、改めてどういうことになっているのか質疑させていただきたいと思います。

これは、星翔高等学校側からの申し入れがあって今回の議案になっているということでございます。星翔高等学校としては、それなりに今回提出された理由があると思いますが、これが明らかにはされていません。校門のところにドローンスクール開校中と貼ってありますが、今年ですけれども、ドローンの関係では、事業として上げられていて、星翔高等学校がドローンについていろいろやろうと思われている。また、それを摂津市とか摂津市商工会も協力しようとされていることはよく理解しています。恐らくそれに関連してと思っているわけですが、まず、今回の権限移譲について、

これは、平成13年までは国有水路とか里道は国が持っていました。平成13年に、国民の財産から市に移譲されたことで市民の財産に変わったと私は理解しています。この廃止をする手続が、昭和16年に学校を取得されてから付け替え等が行われたと言われていましたけれども、1点目には、手続がどこまで進められていたのかということです。これを手続するには、まず用途廃止をしないとはいけませんし、そして付け替えをして、払い下げ、もしくは交換という手続になると思いますが、これはどこまで進められていたのか。

それから、2番目には、この法定外公共物ですけども、移管の理由としまして、今回は時効とされています。そのほかには、いわゆる払い下げと言われるものですね。これは売買です。それから、付け替え、これは等面積で交換をする方法ですけども、それとあと時効、これは無償譲渡に当たりますが、こういう理由があると思います。それぞれどういったものなのかについて一度ご説明いただきたいと思います。

また、3番目には、現在までに、市が移譲された公共物を相手の申し出による時効によって処理され、権利移譲された事案があるのかについて。

それから、4番目には、今回、付け替えられた水路、また里道部分があるということですけれども、時効になりますと、この部分を摂津市に無償譲渡されることになると思います。これはどれぐらいの面積になるのかについて、4点お願いしたいと思います。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 藤浦議員のご質疑にお答えいたします。

手続がどこまでできているのかとのご質

疑につきましては、本件土地は、平成13年に国から市に譲与された法定外公共物で、現在、用途廃止はしておらず、行政財産でございます。

次に、法定外公共物の移管の方法についてです。まず、払い下げとは、機能を喪失した里道や水路などの法定外公共物について、申請者に売り払う手続です。

付け替えとは、個人などの所有地の中に里道や水路といった公共用地が含まれている場合、同等の機能を持つ代替施設を相手方が設置することにより、その施設と公有地を交換する手続でございます。

取得時効とは、民法第162条に定められた、所有の意思をもって、平穩、かつ、公然に物を一定期間占有したとき、その物の所有権を取得することができる制度でございます。

次に、本市における時効による権利移転の事案の有無についてです。市の会議録検索システムで確認可能な平成3年以降におきましては、摂津市において時効による権利変換の事案はございません。

最後に、付け替えによる無償譲渡を受ける部分の面積ですが、全体で604.06平方メートルです。その内訳は、旧の里道付け替え分が446.34平方メートル、水路付け替え分が157.72平方メートルでございます。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ありがとうございます。

今回の水路等の付け替えにつきましては、先ほど説明がありましたが、平成13年から始まって、相手方が一度請願書を提出してきて整理をしたいということがありました。このときは、恐らく交換作業を完結させる意味があったんだと思うんです。交換をする場合は当然面積交換になりますから、

全体で604.06平米とおっしゃいました。今回、全体は1,179.79平米ありますので、その差額分は、安価になりますけど、恐らく払い下げになると思うんです。そういう意味からしますと、これは市民の貴重な財産を、市民に少なからず損害を被らせることになることにもなります。これは、市民がしっかり納得いくように、市がこれを決定することは説明責任も果たさないといけないことになります。よって、本来は時効によらない解決が望ましいと思いますけども、そのことについてはどう思われるのか。

そして、今回、時効についていろんなところに聞きました。近畿財務局にお聞きをしますと、法定外公共物の時効取り扱いでの処理は、ほとんど裁判の判決以外ありませんということでございまして、法務局の登記官にも聞きましたけども、時効による取得は登記ではほとんどないという証言もいただいたわけです。民法、法律では規定がありますから、当然時効があつてしかるべきですけども、土地の問題で時効で納得できる、民間同士ではまずそんなことはないです。20年間自分が持っているからこれは俺のもんだと言っても、なかなかそんなことはいかないわけで、やっぱり裁判所の判決をもらうのが一番妥当といいますが、そういう意味の役割としては、裁判所が時効の判決を出すのが一番適切であると私は思っています。

現に、今回、先ほどありましたけど、阪急正雀駅前の道路の拡幅につきましても、これは取得する相手側のところに一部水路が残っていました。その水路を払い下げというんですか、やっぱりこれも時効取得するために裁判所に申し出て、判決をもらって、今回、これが解決できると説明を受

けています。こちらは、まだ近畿財務局が持っているから、近畿財務局も最大努力をしていただいた中で、裁判所の判決をもって摂津市が解決に向かったという事例を踏まえますと、市の裁量で時効を決める、しかも議会でもって時効を決定するのは、ちょっと荷が重過ぎると私は思っています。本来、これは裁判所の判決をもって時効を決定することが、後々、市はまだたくさん法定外公共物を持っていますから、今後の部分でも悪影響にはならないし、前例になってしまうことを避けることにもつながると思います。これはやっぱり裁判によるべきであると思いますが、担当者はどう思われるのか、お伺いしたいと思います。

それから、星翔高等学校のこれまでの経緯では、平成12年から学校用地の確定測量を始めて分筆された。そのときに1回整理をされようとしたけども、この後に、平成14年に学校敷地の一部が売却をされて、今、ディアステージというマンションになっています。このマンションになっている部分にも実は里道が含まれていました。地図を見ると延びているのがよく分かりますが、これは解決をしないといけませんので、どのようにされたか、ちょっと分かりません。このように、やっぱり星翔高等学校側で、先ほど言いましたけども、恐らくドローンに関係したもので校舎を建てるとか、そんなことがあると思います。そういうことを加味しても、協力はしなきゃいけないのは分かります。やっぱり今までやったことのない方法を使って協力するのは、非常に今後のためによろしくない、やるのであれば、近畿財務局も行っているように、裁判所の判決をもって、それで解決をするべきであると思います。いかがに思われるか、ご答弁をお願いしたいと思います。

ます。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 お答えいたします。

議員がご指摘のように、時効取得ではなく、付替補償による交換にすべきというご意見もあるかもしれませんが、相手方からの取得時効の援用につきましては、法に基づく相手方の正当な権利であり、その権利に対抗し、付け替え部分を含めて全てを解決するのであれば、市から裁判を起こすことになります。

しかしながら、提案説明でご説明させていただきましたとおり、相手方は既に時効取得の要件を満たしており、里道及び水路の機能は、先に代替として周囲に付替整備された里道や水路により機能補償されていることから、本市にとっても、公の目的を害されるでもなく、損害も発生いたしません。また、本件土地は、国から無償譲渡されたものであり、市民への不利益を与えるものではないと考えております。

以上のことから、市としましては、あえて裁判を起こす事由もないことから、相手方の取得時効の援用を原因とする所有権移転登記に協力するものと考えております。

次に、平成14年頃に学校敷地の一部が売却されたマンションに関するご質疑の件です。相手方からは、今回、当該土地について、取得時効の援用についての通知を受けているだけで、現在、それ以上の情報はありません。また、当時、その部分にあった法定外公共物につきましても、開発協議の中で都市計画法に基づき適切に処理されたと確認しております。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 先ほどご答弁いただきましたけれども、市民に対して一切不利益を被らすことはない、と部長は説明されましたけ

ども、市民にそれを説明できますかと私は言っているのです。先前ありました税金の誤還付の問題とか、今、非常に市民がそういう目で行政を見ている段階にあって、決断を摂津市がすること、また、議会が決めることは、市民に対して本当に不利益を被らないのかを説明しないといけないわけでございます。それができないので、近畿財務局管財部は裁判判決をもって処理をしていると。裁判所は法律に基づいて適切に判断するところです。でも、議会とか行政は法律に基づいて判断をしたら説明せなあかんのですから、それができますかと言っているのもあって、そこは非常に私は危惧をするところでございます。

そして、前例ができることによって、今後のことにも大きく影響することを考えると、これはやっぱり裁判事例が望ましいと思っています。裁判をするのは摂津市じゃなくて、必要とする側がするのであって、これは星翔高等学校がするんですよ。星翔高等学校が裁判で判決を取りに行くんです。摂津市もそうしたでしょう。その所有者から裁判を起こしてもらおうようにやったと思うんです。だから、同じ方法でいうと、裁判所に訴えてもらって判決をもらえば、誰もそれについては納得せざるを得ないことになると思うので、このことを非常に危惧しています。

特に、今後、やっぱりマスコミ等がこういうことをネタにいろいろ書き上げてくること、それが私は一番危惧をしている。そういう面を回避するために裁判がいいのではないかと主張しています。これぐらいにしておきますけども、即決案件なので判断をしないとイケませんが、そのことだけはしっかり警鐘を鳴らしておきたいと思います。

以上で終わります。

○南野直司議長 ほか、ないでしょうか。塚本議員。

○塚本崇議員 まず、先ほど藤浦議員からのご質疑がございましたけども、平成14年4月11日付で本市に対して請願が出されて、そこから書面の提出がなかったということで、本市はその件に関して把握はしていたという認識でよろしいでしょうか。1点目です。

第2点目です。その経過に対して、今回の議案書では、付替交換と同時に交換が行われないのはなぜかということに対してちょっと疑念があります。それが2点目になります。

それから、3点目です。今回の議案が通過した場合、協定書等々の締結をもって効力を発揮するものとするのか、それとも、相手方の求めている協力、寄附などは口約束のままにしておくのか、そういった点についてご説明を求めます。

以上です。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 お答えいたします。

まず、請願書の出た件、それから、それ以降の状況です。市としては当然そういう状況を把握しておりました。ただ、先ほどからもご説明させていただきましたとおり、機能につきましては、完全に代替施設ができておりまして、日常に問題ない状況でありました。摂津市としては、特段急いでそれを解決する必要もない中、星翔高等学校からまた提出をするという請願書でしたので、そういう状況の中で状況確認をしていたということでございます。

それから、なぜ付替交換を一緒にしないのかというご質疑と思うんです。現時点におきまして、星翔高等学校から出ておりま

す取得時効の援用が、その条件に当てはまっております。その中の土地についてはそういう処理を、また、併せまして、付け替えられておる施設につきましては、今は相手方に所有権があるんですけれど、それも含めて、もしそういう形で協力して一緒にやるということであれば、その部分については寄附をすることで伺っております。

その扱いにつきましては、協定書とかをするのかというお話がございました。これから当然、相手方としっかり協議をしながら、確実にそれが全部できるようにやっていきます。協定書の形になるかどうかは分かりませんが、しっかり最後まで両方の処理をきっちりして、全体の用地の登記関係を正常なもの、正しいものにしたいと考えております。

○南野直司議長 塚本議員。

○塚本崇議員 先ほどのご答弁ですと、平成14年の請願から市側は待ちの態勢であったことになるわけです。20年の時効が経過することによって、相手側がその要件を満たして、今回のように、ちょっと言い方が悪くなるかもしれませんが、時効によって我が物と、占有によって既成事実をつくることは、もう既に想定されていたのではないかと思うんですが、それまで放置されていたのはどうしてなのでしょう。それがちょっと腑に落ちない部分でございます。そのことによって、ある程度、先ほども藤浦議員から指摘がありましたように、市の公共物が民間に払い下げられることなく、その差分の土地が供用されることによって市が損害を被ることが考えられます。それを市側がほっておいたのかについて、もう一度ご説明いただきたいと思います。

それから、協定書の部分ですが、協定書を作成することによって、それが履行され

る、されないによらず、もし万が一それが正常に履行されない場合は、本市側から提訴することもあり得ると思ってよろしいのでしょうか。

以上、2点お願いします。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 お答えいたします。

20年間放置していたのではないかといいご質疑と思います。先ほどからもご説明させていただきましたとおり、現地におきましては、機能を完全に代替する施設が造られて、機能的には確保できております。現状は市として何ら不都合がない状況になっておりました。

もう一つは、平成13年に国から譲与を受けた際には、無償で譲与いただいておりますので、その土地について金銭的な発生はないと考えております。そういうところで市としては状況を見ていた形になっております。

それと、先ほどの答弁でも言いましたけど、今回、やはり星翔高等学校の中の土地と、それから、逆に、周りに付け替えられた施設の所有権が整理できることは、私どもとしてはセットと考えております。それは間違いなく両方が成り立つことが前提として進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○南野直司議長 塚本議員。

○塚本崇議員 これで最後にさせていただきます。

ただ、平成14年4月11日付で本市に対して請願書を出してきたものの、この20年、相手側は請願の書面を出すことなく、今度は令和4年4月12日に取得時効援用の通知が到達したということは、その事実を知りつつ請願の提出を怠ってきたと、そして、本市の土地をしっかりと占有する既成

事実をつくってから和解に持ち込もうという先方の思惑が透けて見えるようなこのタイミングのよさがちょっと気になります。

そして、先ほどもご指摘がありましたけれども、1,500万円の誤還付の動作に比べると、今回の件は非常に早過ぎる、この動きに対してやっぱりちょっと疑念を抱かざるを得ない部分が私はあるので、この部分については、やはり和解よりも、裁判をしっかりと取って、前例を残すことなくしっかりとした判例をつくっていくべきではないかと最後に申し添えておきたいと思います。

以上です。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 先ほど来、質疑がありましたので、一部重複するんですけど、ご容赦ください。

部長から代替水路を相手方から市に寄附していただけるという話の中で、まず大前提として、そこは担保するべきと思うんです。この議案が通ってから相手方と話をしますというお話やったと思うんですけど、ないと思うんですけれども、それがひっくり返された場合、どう責任を取るのかというのが、責任の取りようがないと思うんですね。ないと思うんですけど、市民の財産である市の土地を無償譲渡するわけありますから、こういう話を聞いている市民が納得できるような答弁をしていただきたいと申しておきます。

質疑なんですけれども、今回、裁判を経ず無償譲渡になりますと、こういった悪いといえますか、前例ができてしまうと思うんです。そういった場合、この前例を基に無償譲渡していく今後の一つ例ができると思うんです。ちょっと教えていただきたいのが、こういった私域に水路が走っている

ような土地が市内に幾つあるのかをお聞きしたいと思います。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 摂津市内の中に、私有地の中を通っている里道とか水路がどれだけあるかですが、申し訳ございません、今、手元に数字を持っていないので、正確な数字はお答えできないんです。確かに民間の土地の下に入っているところはございます。里道の位置は確認しておりますので、それぞれの状況については一応確認しております。

先ほど議員が言われましたように、こういうことが前例にならないかというお話ですけれど、ご説明させていただいたように、市として、行政として支障が出ているもの、例えば不法占拠であったり、何か損害を受ける場合は、必ず相手方に是正なり、それから文書なりを行っています。時効取得という、平穩に公然と他人の物を占有する状態は生まれませんので、そういうことは普通にはあり得ないと考えております。

先ほどのどれぐらい数があるかは、また後ほどご説明に上がりたいと思っております。よろしくお願いします。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 答弁から、幾つかあるけれども、ほったらかしにしてへんと、ちゃんと対応しているという答弁だと理解をしておきます。

今回、この議案が通ってから学校側、星翔高等学校は、今まで水路が真ん中に走っていたわけなんですけど、あの土地は合筆することができると思うんです。そうなった場合、資産価値はもう格段に上がってきます。これは利益供与に当たるのではないかなと思うんですけれども、その点での認識をお伺いしたいと思います。市が何の損害

もないという答弁を部長はしていましたが、20年間、学校側が占有していて、賃料ももらっていませんし、代替土地を604平米もらえて、摂津市が1,179平米を向こうに譲渡するわけですから、約500平米は土地として狭くなっているわけなんです。その分も損はしていますし、なおかつ、相手側の資産価値が合筆することで格段に上がるわけなので、その辺の観点でどうお考えなのか、一度聞いておきたいです。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 当初、里道、水路があったものを、その機能を補償する形で代替施設を造りました。その場合、面積が一緒じゃなくて、機能が一緒になります。その点において同等のものを引き継ぐ形になりますので、機能復旧のものを造ったのに、別に面積が足りないからそれをまた足すことは考えておらずに、機能復旧で同等の対応と考えております。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 分かりました。今後、こういった同じような事例があった場合、同じ面積で返すんじゃなくて、機能を満たしていれば少なくなる可能性もあるという理解でいてます。

この学校法人浪工学園は、理事長が阿部賞久さんでございます。皆様をご承知のとおり、元府議会議員で、市議会議員もされておられました。摂津市において非常に影響力のある方であると私は認識をしております。そういった見えない力が働いているのではないのかと思われても否定できない部分があると思うんです。その点、どうお考えか、市長の考えを聞いておきたいと思えます。最後です。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 全くご懸念の事実はございませ

ん。この土地についても、この案件が上がるまで、星翔高等学校にあったことも私は分からなかったんですけれども、このことについて、ご指摘のあったようなご懸念の事実は全くないと確信をいたしております。

○南野直司議長 出口議員。

○出口こうじ議員 藤浦議員が部長に質疑されて、1点だけ気になったことがありまして、国から無償で譲り受けたから、市は無償で出しても損害はないとおっしゃいました。これは例えが合っているかどうか分からないんですけども、例えば、親から土地を相続しました。ほかの人が勝手に住んでいました。20年たったから、その土地はその人のものになりました。じゃあ、住んでいる家族は損害があるん違うかと思うんです。子が親から不動産を相続しました。でも、その土地は、自分らが別の家があったから、ほかの人が住んでいました。20年たったのでその人のものになりました。1点だけなんですけど、損害はないという考えが、ちょっとそれは違うと思うんです。お聞かせください。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 すいません、説明が足らなかったかと思いますが、先ほど香川議員の質疑の中でもお答えさせていただいたんですが、まず、一番最初の段階で、里道、水路の付け替えで、相手方が施設を造りましたので、この段階で、もともとの里道の部分と付け替えた部分について、対等、等価だという処理になっていたと考えております。その上で、この里道、水路について、我々は国から譲与を受けたときに無償でもらった形になっております。

確かに議員が言いましたように、民間であれば、これを、例えば地価が上がったとか、何かをやることによって価値を上げて、

価値が出てきたので、その差額はということがあるかも知れないです。今回の場合は、あくまで学校敷地の下であって、新たにそういうことをしておりませんし、この価値が、当時から何らかのプラスが出たので、その分の価値があるだろうとか、それから、そういう分について、市民に損害を与える意味では、当初、無償でいただいていますので、当初と同等と判断をしております。市民の方には損害が出ないという表現をさせていただきました。

○南野直司議長 ほか、ないでしょうか。増永議員。

○増永和起議員 ご説明をもう1回確認したいんですけれども、星翔高等学校がそこで土地を占有していくときに、機能の付け替えが行われた。その付け替えは、市がそこを工事したのではなくて、星翔高等学校が行ったということによろしいですか。その1点です。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 お答えいたします。

当時は星翔高等学校ではなくて前身の学校ですけれど、その学校が工事をしたということでございます。

○南野直司議長 ほか、ないでしょうか。森西議員。

○森西正議員 今回、時効取得ということがあります。この1, 179.79平方メートル、恐らく学校用地の敷地の中ですけれども、この評価は、路線価によって計算される本来の評価額があると思うんです。そのこの本来の評価額はこの額ですよと。今回、20年間の時効取得で、本来の評価は幾らになるのか、お教えになりたいと思うんですけれども。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 先ほどの質疑にもお答えさ

せていただいたんですが、今回、時効取得で、その要件が満たされていると考えておりますので、ご質疑の評価額は出しておりません。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 評価額を出しておられないということですが、この事案であるから出していないということですね。例えば、民地であった場合、この形でなかった場合には評価が生じてくるわけですよ。私も市内の中で聞いているところは、里道を売買すると今伺っています。そこは、評価があって、その金額で購入をとという事案であるとは伺っているんです。それであれば、本来評価はこの金額でありますよと、ほんで、時効取得でありますから、それを和解で今回上げられることで、本来のあるべき金額は幾らなのかを出していないで今回進んだということですかね。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 お答えいたします。

先ほども同じような答弁をさせていただいたんですが、まず一つ、一番最初の段階で、里道、水路がある部分について、機能の付け替えで、相手方がその代替施設を造って、その部分で機能上交換されたわけです。そのときは、面積は当然全然違います。違いますけれど、これとこれは同等のものということで交換していますので、それを同等という扱いで機能補償したと考えております。その中で、今回、時効取得、20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得するという民法第162条の法律に基づきまして所有権が移ることになりますので、そのものについての評価はしていないということです。

ご指摘のありました、一般に里道とか水

路を時効取得じゃなくて、その時点で払い下げる場合は、当然、その状況のときの評価を出して、金額を提示する中で払い下げの処理を行います。今回の場合は時効取得という形を取りますので、価格はその段階で検討の対象にはなりませんので、今回、価格を評価していないとお答えさせていただきました。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 ちょっと議論を聞いていまして、藤浦議員から、阪急正雀駅前の対応についてと、今回、時効取得との対応の違いについて、こうした問題の対応の仕方は、今後に遺恨を残さないためにちゃんとすべきだと思うんですよ。いろんな機能の移管で、平米は違うけども、そういう判断をされたことが大きな理由だと思うんです。平成13年に国から移譲を受けた水路だとかあぜ道だとか、そういうことは市内にたくさんあると思うんですよ。今回、こういう形で議案が上がっていますので、この際、こうした平成13年前後に譲渡を受けた問題について、市としてどういう基本的な見解で対応するのかをきちっとしたほうがいいのではないかと思います。議長で、この問題について、この場で今回は整理されたほうがいいと個人的には思っておりますけども、1回処理をしていくことも検討願えないかという問題提起であります。

○南野直司議長 暫時休憩します。

(午前11時39分 休憩)

(午前11時42分 再開)

○南野直司議長 再開します。

答弁を求めます。福渡副市長。

○福渡副市長 時効取得の取り扱いについて、市としての統一の見解を求めるということでございます。今はそういう統一のところ

までは行けていませんけれども、そういうものをつくる方向で対応させていただきたいと思ってございます。

○南野直司議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第37号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○南野直司議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

6月11日から6月23日まで休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

(午前11時44分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 南 野 直 司

摂津市議会議員 森 西 正

摂津市議会議員 弘 豊

摂津市議会継続会会議録

令和4年6月24日

(第2日)

令和4年第2回摂津市議会定例会継続会会議録

令和4年6月24日（金曜日）

午前10時 開 議 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員（19名）

1 番	福 住 礼 子	2 番	藤 浦 雅 彦
3 番	安 藤 薫	4 番	野 口 博
5 番	村 上 英 明	6 番	水 谷 毅
7 番	南 野 直 司	8 番	森 西 正
9 番	弘 豊	10 番	増 永 和 起
11 番	三 好 義 治	12 番	西 谷 知 美
13 番	塚 本 崇	14 番	出 口 こうじ
15 番	三 好 俊 範	16 番	香 川 良 平
17 番	松 本 暁 彦	18 番	光 好 博 幸
19 番	嶋 野 浩一朗		

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	奥 村 良 夫
副 市 長	福 渡 隆	教 育 長	箸 尾 谷 知 也
市 長 公 室 長	平 井 貴 志	総 務 部 長	山 口 猛
生 活 環 境 部 長	吉 田 量 治	保 健 福 祉 部 長	松 方 和 彦
建 設 部 長	武 井 義 孝	上 下 水 道 部 長	末 永 利 彦
教 育 委 員 会	小 林 寿 弘	教 育 委 員 会	大 橋 徹 之
教 育 総 務 部 長		次 世 代 育 成 部 長	
監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	池 上 彰	消 防 長	松 田 俊 也
総 務 部 理 事	辰 巳 裕 志	保 健 福 祉 部 理 事	荒 井 陽 子

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	橋 本 英 樹	事 務 局 次 長	大 西 健 一
---------	---------	-----------	---------

1 議 事 日 程

1,

一般質問

出	口	こ	う	じ	議
光	好	博	幸		員
西	谷	知	美		員
村	上	英	明		員
水	谷		毅		員
野	口		博		員
香	川	良	平		員
塚	本		崇		員

1 本日の会議に付した事件

日程 1

(午前10時 開議)

○南野直司議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、増永議員及び三好義治議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。出口議員。

(出口こうじ議員 登壇)

○出口こうじ議員 おはようございます。大阪維新の会の出口こうじです。

それでは、一般質問をさせていただきます。

1、子育て支援・学校教育について、
(1) 子育て支援について。

本市ではまだ保育士の拡充はできておりませんが、全国的に保育の質の向上へとカジを取っております。共働き子育てしやすい街ランキング首位の千葉県の松戸市では、このコロナ禍で親子の孤立防止対策などに力を入れて、同時に人口も増加し、子育て世代に選ばれるまちづくりを進めておりますが、本市の取り組みなどをお聞かせください。

(2) いじめ対策について。

2020年度は、コロナ禍もあり、小・中学生の自殺が統計のある1980年以降で最多となり、中にはいじめが原因となっているものもありますが、本市の対策や認知件数などをお聞かせください。

(3) タブレット教育について。

ある知人のお父さん、お母さんにこんな相談をされました。夜8時以降、スマホとかタブレットを禁止という家庭内のルールをお子さんに課して、その約束を守っているそうなんです。ただ、学校のタブレットを部屋に持ち込んで、勉強で必要だからと言って、実はYouTubeなどの動画を見ていたことがあったそうです。学習用端

末は、アダルトサイトなどの有害サイトは制限されておりますが、動画サイトは制限なしで見れます。親としては、やはり学校との連絡等で端末を取り上げるのもためらわれたと言ひ、家庭で管理できない機器を与えるのはやめてほしいと言っています。が、本市の対応をお聞かせください。

続きまして、保育士不足について。

本市でも人材確保に苦戦しておりますが、そんな中、ほかの自治体ではシニア層に期待をかけている自治体があるそうです。豊富な社会経験があるシニアならではの配慮で子どもを支える動きがありますが、本市としてはどう考えますか。

続きまして、2番、市役所側の不備について。

ある市民の方から、郵送手続において、市の事務ミスにもかかわらず、書類再送の郵送料を負担させられたことがあったと聞きました。当該ケースは産業振興課における新型コロナウイルス感染症対策の事業手続における事案であります。その経緯についてお聞かせください。

1回目は以上です。

○南野直司議長 答弁を求めます。次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 本市における出産前後の子育て支援に関する取り組みについてお答えいたします。

母子保健施策を通じた出産前後の子育て支援につきましては、妊娠届け出時に保健師及び助産師による妊婦全数面接を実施するとともに、アセスメントを行い、妊婦の心身の状況や養育環境等を把握することで、出産や子育てに関する不安や悩みの軽減を図り、安心して出産できるよう助言を行っているところでございます。

また、出生後4か月までの乳児がいる家庭を助産師等が訪問するこんにちは赤ちゃん訪問事業や、4か月から3歳半といった節目節目に乳幼児健康診査を実施することで、育児不安を覚える保護者に対し、寄り添った支援を実施しているところでございます。

さらには、出産後に心身の不調や育児不安を訴える産婦に対し、専門職が家庭を訪問し、ケアに当たるとともに、医療機関や助産院において宿泊やデイサービス等を利用できる産後ケア事業を実施しているところであり、引き続き妊産婦に寄り添った支援を実施してまいります。

次に、保育士不足についてのご質問にお答えいたします。

女性の就業率が大きく上昇していることなどにより、保育需要が高まる中、全国的に保育所等の施設整備が図られております。一方で、保育の担い手となる保育士の離職率は他業種に比べて高く、保育士資格を持ちながら、現在、保育所等に勤務していない、いわゆる潜在保育士が非常に多い状況で、都市部では保育士不足が顕著となっております。

このような状況から、市内の各園では、それぞれに保育士の採用活動を行っているものの、採用に苦勞しております。また、人材派遣会社に保育士の派遣を依頼しても、登録されている保育士がいないという状況もございます。保育の質も確保しつつ、保育の担い手を確保することは非常に困難な状況であり、抜本的な解決には至っていない状況でございますが、引き続き、保育士宿舍借り上げ支援事業等の実施により、潜在保育士も含めた保育士の確保支援を行ってまいります。

○南野直司議長 教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 本市におけるいじめの認知と自殺予防の対策についてのご質問にお答えいたします。

本市において、いじめの認知件数は年々増加傾向にあります。その要因としては、コロナ禍による影響も考えられますが、いじめ防止対策推進法の施行や全国的な重篤ないじめ事案の発生等により、教員のいじめに対する認識が深まり、子ども同士の関わりの中から不適切なものをより細かく見分けられるようになってきたことによります。

また、本市では生起しておりませんが、全国的にはいじめが子どもの自殺につながったという報道も散見されますことから、学校においていじめ事案が生じた場合には、教員やS S W、S C、必要に応じてスクールロイヤー等の専門家による校内いじめ対策委員会を開催してアセスメント等を行っております。とりわけ、緊急性を有するもの、重篤化する可能性があるものについては、早期に教育委員会へ連絡・相談を行うよう、学校に対し指導を徹底しております。

さらに、日頃から子ども一人一人の変化をより感じることができるよう、担任や養護教諭を中心に、スクールカウンセラー等、専門家と連携した校内の相談体制を構築し、子どもたちをしっかりと見守るよう、各小・中学校を指導しているところでございます。

続きまして、摂津市のタブレット端末活用のルールと現状についてのご質問にお答えいたします。

現在、本市の小・中学校では、タブレット型端末を授業の中で活用するとともに、家庭学習をより効果的なものとするため、

家庭でのタブレット型端末の活用にも取り組んでおります。タブレット型端末を活用する際の注意点等については、令和2年11月に教育委員会が作成した「摂津市タブレット活用のルール」の中で、学校や家庭での基本的な活用のルールを示し、各校ではそれに基づき運用されております。このルールは市ホームページにも掲載しておりますので、各ご家庭のルール等がございましたら、併せてご活用いただければと思います。

今後も、タブレット型端末を活用する際の課題等につきましては、各学校できちんと整理し、対応するよう指導してまいります。

○南野直司議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 産業振興課の事案につきましては、当該事業者により提出された2種の申請のうち、一つの申請に添付すべき書類が添付されていなかったため、職員が提出を求めたところ、その後にもう一つの書類に同様の書類が添付されていたことから、これを流用することで受け付けする旨を当該事業者に伝えましたが、既に書類を送付した後であったという事案でございます。

本来、申請は、それぞれの手続に書類添付を求めているもので、添付されていなかったほうの申請処理におきまして、書類の提出を求めたこと自体を事務ミスと断定することは難しいと考えますが、もう一方の申請において同じ書類が添付され、それを流用できる可能性があることについて、職員の考えが至りませんでした。特に、本件に係ります事業がコロナ禍における事業所支援を目的としたものであることを踏まえますと、申請行為はできるだけ簡便なもの

とし、スピード感を持って給付するため、事業者の負担を減らす工夫をすべきであったと考えております。

○南野直司議長 出口議員。

○出口こうじ議員 ありがとうございます。

確かに、子育てしやすい街ランキング上位の自治体は、やはり人口がふえております。例えば、2位の宇都宮市では、オンライン育児相談やLINE相談の導入、人工知能、すなわちAIによる市民の相談に24時間対応などをされているそうです。時間がないので、ほかの自治体の取り組みをお伝えはできないんですが、ぜひ本市でも導入できるものがあれば積極的に取り入れてください。

続きまして、次の質問です。家事支援制度について。

政府は、2年後の2024年度から、社会福祉法人やNPOなどに事業委託し、子育て家庭を訪問したり、料理や掃除などの家事を支援する制度を新設するそうです。狙いとしては、おじいちゃん、おばあちゃんや周りの助けを得られないなどの育児負担が重い場合、手を差し伸べたり孤立化を防ぐのが狙いだそうです。育児負担増が懸念されていて、ストレスがたまると虐待を招くおそれがあり、母親が若過ぎたり産後鬱になっている家庭を保健師や助産師が訪問する養育支援訪問事業が各自治体で行われていますが、本市でのこれからの取り組みなどをお聞かせください。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 子育て世帯への家事支援制度についてのご質問にお答えいたします。

今般、参議院本会議において成立いたしました児童福祉法等の一部を改正する法律

において、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充として訪問による子育て世帯への家事支援制度が組み込まれたところでございます。

現在、産前産後ヘルパー派遣事業といたしまして、社会福祉法人摂津市社会福祉協議会及びNPO法人キッズぼてとに委託を行い、産前産後の体調不良等により子育てに支障があり、かつ家族等の支援を受けることができない妊婦または産後1年未満の産婦に対し、食事の準備や片づけ、衣類の洗濯、居室の掃除等の家事支援を実施しているところで、これらは改正児童福祉法等に準じた内容であると考えております。

また、既に本市でも実施している家事支援の一施策である養育支援訪問事業につきましては、保健師等による専門的な相談支援に特化したものへと見直す予定とされており、今後、改正児童福祉法等の趣旨や概要を踏まえ、必要な施策については検討してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 出口議員。

○出口こうじ議員 ありがとうございます。

2024年度からの新たな家事支援制度は、市区町村が主体となり、各団体、NPOなどに業務委託するものです。現在も一部の自治体では実施しているところもあるそうです。政府は、この案を法律に明記することで全国に広げ、費用は国からの交付金を財源と想定しているそうです。本市でも昨年に痛ましい虐待事件がありましたので、制度が施行される前でも、様々な事案を鑑みて、いいことには前のめりの姿勢で取り組みをされることを要望いたします。

続きまして、次の質問です。いじめ対策について。

いじめは、子どもだけでなく、大人も、

どこでも誰にでも起こり得るという前提に立ち、やはり病気ががんと同じで、早く気づいて進行するのを防ぐのが大事だと思います。

このような中で、加害の程度や頻度がこれぐらいなら大したことではないと、学校のいじめ防止対策委員会には報告しても、具体的な解決策や役割分担を考えずに見守ろうで終わってはいないか、市の見解をお聞かせください。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 校内いじめ対策委員会では、いじめの内容やいじめが起きた原因を様々な視点から分析するとともに、その解消に向けて、教員やSC等のうちで誰がどのように取り組むかについても話し合っております。したがって、その後は、会議の決定に基づき、いじめの被害者やその保護者に対する支援や、いじめの加害者に対しても、再発防止のために、いじめの事実を振り返らせるとともに、保護者へも協力を求めるなどして人間関係の修復へと導いております。また、その後も、被害、加害の両者及びその保護者への定期的な状況確認を行い、その結果を基に、校内いじめ対策委員会で再発の可能性等についても検討をしております。

本市では、さらに重篤な事案につきましては、その内容について定例教育委員会に報告しますとともに、その後の状況についても3か月後の定例会で報告をさせていただきます。

○南野直司議長 出口議員。

○出口こうじ議員 やはり背景には、学校が組織的に対応できていない現状が多少あると思います。担任は、自分の指導が足りないと悩んで抱え込んでしまい、ほかの教員に相談し、助け合えるようにすることが大

切だと思います。

子どもがＳＯＳを出せる学級にすることが必要だと思います。いじめられている子どもは、なかなか自分がいじめられていることを言わない傾向があると思います。この先生やこの人に相談したら何とかしてくれるという信頼を日頃から教員がいかにつけているかが問われると思います。どういう対策をされているか、お聞かせください。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 いじめ等、問題が生じた際に、被害に遭っている子どもや保護者がその事実を伝え、相談する相手として教員が選ばれるためには、子どもや保護者との信頼関係が重要であると捉えております。そのため、学校では、教員がふだんから子どもの様子をしっかりと見て、小さな変化にも早期に気づけるよう、声かけをし、よいことをよいと褒め、子どもを認める取り組みを通して信頼関係の構築に努めております。また、保護者の願いや考えをしっかりと受け止めるとともに、定期的な連絡や懇談を通して保護者に学校の取り組みについてご理解いただくよう努めてまいります。

○南野直司議長 出口議員。

○出口こうじ議員 ありがとうございます。やはり人権意識を高める教育や学校行事などで自分の役割を実感することで自己肯定感を育むことができると思います。いじめをする子は、自分を大事にできないから人も大事にできない傾向があるんじゃないかと思ったりもします。

ある自治体では、いじめの疑いがある事案について、学校が２４時間以内に教育委員会に報告するルールを設けて、子どもの声が届きやすくなるＬＩＮＥ相談も始めたそうです。

また、警察との協力も重要だと思います。いじめ発生時の警察との連携、こういったことも大切だと思いますが、本市の見解をお聞かせください。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 児童・生徒の生命、身体または財産に重大な被害を生じさせ、もしくはその疑いのある際には、速やかに教育委員会と協議いたしまして、必要に応じて警察へ連絡し、対応、相談するよう学校に対し指導しているところでございます。

また、毎月実施される学校警察連絡協議会でも、子どもたちの健全育成を第一の目的として、情報や認識の共有を行っております。

○南野直司議長 出口議員。

○出口こうじ議員 保護者や被害者は、学校で何があったかを知りたい、そして二度と同じことが起こってほしくないと願っていると思います。いじめは、あえて虐待と同じと考えます。勇気を振り絞ってＳＯＳを発信してきた子どもに対して、あんたにも何か原因あるんちゃうのと言葉をかけていないか、被害者にも責任があるような対応をすると、さらに子どもを追い詰めると思います。

近年はスマホやタブレットなどを使ったいじめも増加しております。ＳＮＳの知識はやはり子どものほうが進んでおります。教員が適切に対応することが大事と考えますが、対応などをお聞かせください。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 いじめが起きない環境づくりといたしましては、まずは学校として、いじめをしてはいけない、こういった強い認識を示すことが重要であると考えております。各学校におきましても、いじめ防止基本方針を作成し、いじめをさせな

い、許さないという方針を示しております。誰もが安全に安心して過ごせることを意図した学級経営によりまして、子どもたちが安心できる居場所づくりを行うとともに、子どもたちが主体となって学校行事を企画、運営したり、学校生活をよりよくする協働的な活動を行う子どもたち同士の絆づくりなど、いじめが起きない環境づくりが大切であると思います。

また、ＩＣＴ機器等々、アプリの活用についてでございますけれども、本市におきましても、令和３年６月から、保護者が朝の検温であったりとか体調不良等の情報を入力いたします健康観察アプリを導入しております。そのアプリの自由記入欄を活用いたしまして、登校渋り等、心の状態を記入していただくケースもございます。そのようなことで早期対応に役立てております。

今後は、アプリの活用とともに、教員自身がいじめへの感度を高め、子どものささいな変化も逃さず、きめ細やかな対応ができるよう、研修等を通じて教職員の資質向上にも努めてまいります。

○南野直司議長 出口議員。

○出口こうじ議員 ありがとうございます。

お隣の吹田市の教育委員会では、ＩＣＴを活用し、心の健康を把握する試みをこの秋から始めるそうです。タブレット端末に入力する健康状態のデータを基に、体調不良を察知し、いじめや不登校などの事態に予防的な支援をするのが狙いだそうです。吹田市でもいじめの認知件数は急増しておるそうです。子どものメンタルヘルスを把握する仕組みがないことが課題の一つと分析し、こういう取り組みを始めるそうです。子どもの細かな変化をつかむ上で、健康観察データを集約・蓄積するシステムを

導入することを決定したそうです。

やはりいじめって、定義が広過ぎてなかなか対応できないのも実情だと思います。昔、あるテレビ番組で、元タレントが、娘がいじめに遭ったときのお話をしているのを見ました。元タレントが、お父さんが解決してあげると。でも、成功するのは７割、失敗したらもう引っ越したらええやんかと、そう言って、結果としては解決されたそうです。どのようにされたかというところ、いじめをしている加害者側の子を呼んで娘の前に連れてきて、そのいじめっ子の前で娘さんをたたいたそうです。で、その子に、娘の何かが気に食わんからいじめてるんやろ、気の済むまでおっちゃんたたいたからと言って、そのいじめている子は、もういいです、もういいですと。じゃあ、おっちゃんとの約束で、もういじめはないなと約束して帰らせた後、娘さんに、いじめっ子におわびの手紙を書けと。娘さんは、何でそんなん書かなあかんのと、私がいじめられてるのに逆じゃないのとおっしゃったそうです。結局書いて送ったそうなんですけども、元タレントは、あなたの何かが気に入らんからいじめたんやろ、だから書きなさいと言って書かせて、後日、先生が飛んでおわびに来られたそうです。元タレントは先生に対しても、先生は悪くないですよと、３０人も４０人も生徒がいるのに全員に目がなかなか行き届かないでしょうと、やはり親がしっかり見とかないと駄目なんですと言ったそうです。なかなかこのような対応はできないと思いますが、学校任せにし過ぎず、親もやっぱりしっかりと対応することが大切だと思います。大人の社会でもどこでもいじめはあります。まず我々がしっかりと背中を見せて、そういうことがないようにすることが

大切だと思い、この質問を終わります。

続きまして、タブレット教育について。

コロナ禍の授業などで本当にタブレットは役立つことはあると思います。タブレットはすぐ答えてくれますので、なぜこうなると立ち止まって考えられなくなる弊害があると思います。紙とのバランスを取った教育が必要だと思いますが、市の考えをお聞かせください。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 タブレット型端末は、動画を視聴したり、検索や拡大・縮小機能を活用したりすることで、子どもたちの学びの充実を図るツールとして捉えており、その使用自体を目的とするものではありません。子どもたちの発達段階や教科等の特性を踏まえつつ、どのような学習場面で、どのような教材が子どもたちの学びにとって有益なのかを考え、紙かタブレットかの二者択一で考えるのではなく、紙もタブレットもそれぞれのよさを適切に組み合わせ活用していくことが大切であると考えております。

○南野直司議長 出口議員。

○出口こうじ議員 タブレット導入は、新型コロナウイルス感染拡大で丁寧な準備もできないまま導入してしまっているのも、様々な問題や声が出るのは仕方がないことだと思います。ある小学生は、タブレットはすぐに答えもくれるし、自分の頭で考えなくていいと言っていました。やはり立ち止まって考えることができなくなる弊害も出てくると思います。機械やAIは確かに便利ですが、安易に使うことは、考えなくていいということを教えていると私は思います。教育は決して効率だけではないと思います。無駄こそ命。同じ状況が繰り返し繰り返し来たときに、脳は学習し、前の知

識を活用しようとしします。SNSや動画サイトなどは、常に刺激を与えて長時間見させることで利益を得るビジネスであります。でも、刺激がなく退屈したときこそ、低学年のお子さんとかは創造性を使って面白い遊びを始めたりします。確かに低学年のお子さんは、急に何か変な動きをしたり面白いことをし出しますから、タブレット教育も大切ですけども、やはりそういう時間も必要かと思います。

最後に要望となりますけども、東京都荒川区では、図書館を中心に授業をする取り組みをし、これはなぜだろうと自分に問いかけながら自分で本を探すことで、デジタル時代に最も重要な調べる力と批判的思考が育まれます。あくまで紙の教育が主で、端末は補助的道具として位置付けて、使い分けが大切だと考えます。

余談ですけども、スマホやアプリを作る大企業の幹部は、自分の子どもをデジタルのない学校に入れているそうです。マイクロソフトのビル・ゲイツやアップルのステイブ・ジョブズは、子どもにスマートフォンを持たせず、家族でいるときはタブレットとかで遊ぶのを禁止しているそうです。

近い将来、教育がAIに振り回される時代が来るのは確実に想定できます。やはりデジタルに置き換えられない想像力や共感力、そして、ほかの人の痛みに寄り添うことができる教育を、デジタル時代の中、してくださることを要望しましてこの質問を終わります。

続きまして、保育士不足について。

千葉県市原市のゼロ歳から5歳までの園児が160人いる保育園で、保育補助として働く60代の男性がいらっしゃるそうです。その男性は、保育補助として、子ども

の転倒を防いだり、けがを防いだり、おもちゃの片づけや遊び相手をしたり、そして、不審者の侵入にも目を光らせたりしております。その男性は、定年退職後、家にずっとおるのは不健康だし、老後の生活資金を稼ぐためにも仕事をしたいと思っていたところ、たまたま見たあるテレビ番組で、退職後の男性が保育補助として生き生き働くのを知り、保育についての基礎知識を学べる講座で、民間資格ではありますが、グランドシッターという資格を取得し、3か月後から働き始めることができたそうです。その保育園では、普通の正規の保育士、職員24人に加えて、保育補助の方が21人いるそうです。本市でもこのような制度の導入や資格取得のための補助などをするお考えはあるか、お聞かせください。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 大阪府では、国家戦略特区制度を活用し、地域限定保育士試験を実施されております。この地域限定保育士ですが、試験合格後、登録してから3年間は大阪府のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる資格となります。保育士試験の実施回数をふやすことで、保育士試験を受けやすく、保育士を目指しやすい環境を整備するためのものとございます。

また、本市では、保育所等で保育補助として働くほか、一定の要件の下に保育士に代わって保育することができる子育て支援員の養成研修を平成29年度から実施しております。これは厚生労働省が定める研修制度で、育児経験や職業経験など多様な経験のある者を地域における保育や子育て支援の仕事に生かすことができるよう創設されたもので、保育の担い手を確保するとと

もに、保育士の勤務環境の改善を図る目的がございます。これまで本市では42人に修了証を交付しており、今後も継続して子育て支援員の養成研修を実施してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 出口議員。

○出口こうじ議員 ありがとうございます。

このグランドシッターという資格は、2日間の講習と試験合格で認定されるそうです。その内容としては、公的資格ではないんですけども、保育補助に必須の子どもの安全や、そして健康管理、保護者の対応に必要な最低限の知識を習得することができるそうです。調べたところ、4万7,300円で受講することができるそうです。今のところは東京都まで行かないと駄目みたいなんですけども、本市でもこういった様々な制度を活用してもらうことで、保育士がさらに働きやすく、また、高齢者のセカンドキャリアとしての雇用が生まれると思います。保育環境の改善にもつながると思います。

そして、やっぱり保育士はどうしても若い職員が多いと聞きます。そして、離職率も高いと聞きます。おじいちゃん、おばあちゃんらシニアと保育園の相性等々もいいと私は思います。やはりシニア世代は、現役時代の経験から、安全管理、報告・連絡・相談のそういった習慣も身につけておりますし、子どもたちにとっては、おじいちゃん、おばあちゃんみたいな安心感があると思います。シニアの経験、知恵を若い職員と相互に補完し合えば、保育環境はさらによくなると思います。少子高齢化がどんどん進む中、摂津市で子どもを預けてよかったとか子どもを育ててよかったと、やっぱりそう思ってくれることが一番うれしいことだと思います。ぜひこういったこと

も予算案に取り入れていただきたいと思います。

以上でこの質問を終わります。

1の子育て支援・学校教育についての質問についても、以前、私も新聞を取り入れてやってほしいと質問をさせていただいたんですけども、それも、もう国で決まっている方針ですから、ぜひ早く取り入れていただきたいと思います。

続きまして、市役所の不備についての質問です。

今回のように明らかに市の事務ミスだった場合、社会通念上、市がその郵送費を負担すべきと私は考えます。普通に考えたら、普通の企業の事務ミスで何かあったときは、絶対何かその分を補てんするのは当たり前だという感覚でおるんですけども、市の見解をお聞かせください。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 事前に市側のミスが明らかかな状況におきまして、書類等の再送が必要となった場合は、返信用の封筒をお渡しするなどの対応を行うべきであり、実際に多くの課でこのような対応が行われているものと認識いたしております。

○南野直司議長 出口議員。

○出口こうじ議員 速やかに補償する制度は、お話を聞いたところでは、今のところ、そういう制度とか決まり事とか条例とかがないとお聞きしたんですけども、そういう速やかにすぐ補償する制度などをあらかじめつくれないのか、お聞かせください。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 市の事務ミスに対する相手側が被る損害でございますが、事務ミスの種類や内容、損害との因果関係など、様々な場面が想定されるため、あらかじめ

損害に対する補償方法等を取り決めておくことは非常に困難であると考えております。本市といたしましては、事務ミスにより市民にご迷惑をおかけしないよう、事務処理を適正に行うことはもとより、市民の手續のご負担等に十分に配慮しながら業務運営に努めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 出口議員。

○出口こうじ議員 今回取り上げさせていただいた件は、確かに郵便代という、本当に小さな額なんですけども、こういったことはやっぱり市に対する不信感を招く事態になると思うんです。不信感を持たれないためには、私は市民目線という基本的な姿勢が非常に大切だと思います。昨今、市民税の誤還付とか、去年あった虐待事件とか、摂津市はどういうとこなんや、そんなふうに関わりから思われている状況も多少なりともあると思うんです。ミスはもう仕方ないんです。事務ミスって、やっぱり人間だったら誰でもあることだと思うんです。これは本当に仕方がないことなんです。そういう小さいことが大きい事件につながったりしていくと私は思います。もう何度も何度も言いますが、市民目線というこのキーワードを徹底していただいて、そして、市民の皆様からもそうですけど、ほかの摂津市以外に住んでいる方からも、やっぱり摂津市ってよくなってきたよねと、しっかりと市民目線で業務をされていると言われるように、原点に返っていただいて、信頼回復のためにも、市民から信頼される市役所や職員になるよう努力していただくことを要望としまして私の質問を終わります。

○南野直司議長 出口議員の質問が終わりました。

次に、光好議員。

(光好博幸議員 登壇)

○光好博幸議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

一つ目のドローンの有効活用について。

昨年度末、摂津市が共催となり、星翔高校においてドローン飛行操縦体験会が実施され、大盛況であったと聞いています。今年度はドローン操縦資格の取得費用が補助される計画となっていますが、改めてその狙いと内容についてお聞かせください。

二つ目のとりかいこども園について。

とりかいこども園は、令和3年4月より、とりかい幼稚園と鳥飼保育所が統合し、認定こども園へと移行しました。移行後1年が経過しましたが、どう評価しているのか、お聞かせください。

三つ目の河川防災ステーションについて。

いよいよ鳥飼地区が整備計画に3月末に登録され、鳥飼地域において国と市共同による説明会が実施されました。私も参加しましたが、改めて、どのような反応であったのか、進捗状況も併せてお聞かせください。

四つ目の鳥飼地域のまちづくりについて。

本件は毎回取り上げておりますが、鳥飼まちづくりランドデザインが3月末に答申され、その後、約1か月間、パブリックコメントが実施されました。まずは進捗状況をお聞かせください。

以上、4点です。

○南野直司議長 答弁を求めます。生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 ドローンの操縦資格取得にかかる費用の補助についてのご質問に

お答えいたします。

近年、土木・建築、調査・測量、撮影など、様々なシーンでドローンが活用されておりますが、今後も活用範囲はさらに広がっていくものと考えられます。国におきましては、空の産業革命に向けたロードマップを作成し、2022年度をめどに、有人地帯での目視外飛行の実現に向けて環境整備等に取り組まれています。その中で、有人地帯での目視外飛行は、機体認証を受けた機体を操縦ライセンスを有する者が操縦し、国土交通大臣の許可・承認を受けた場合に実施可能とするとされており、新たな操縦ライセンスが創設される予定でございます。

こうした規制の強化や操縦ライセンス創設などの動向、今後のビジネスシーンでの広がりを受けて、本市中小事業者においても、ドローンの活用を通して新たな可能性を切り開き、企業価値を高める取り組みを後押しできるよう、摂津市商工会が主催するドローン講習会を試行的に補助の対象といたしました。この講習会は、7月25日から27日まで及び7月29日から31日までの2回実施されますが、既に募集定員に達しております。また、講習会に先立ちまして、屋外飛行体験会が7月9日、10日に実施され、ドローンの操縦を身近に感じていただけるよい機会であると考えております。

○南野直司議長 次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 近年、女性の就業率の増加などから、保育ニーズが増加する反面、幼稚園ニーズが減少、鳥飼地域の人口減少もあり、とりかい幼稚園は一定規模の集団の確保が困難となっております。このようなことから、鳥飼保育所ととりかい

幼稚園を統合し、令和3年4月に幼保連携型認定こども園として開園いたしました。認定こども園は、保護者の就労といった家庭環境にかかわらず、教育・保育を一体的に提供する施設であり、同じ年齢の多様な環境の子どもたちが一緒に過ごすことは、子どもたちの成長にとっても望ましいと考えております。

とりかいこども園では、これまでのべふこども園での幼保一体化の取り組み実績を踏まえつつ、鳥飼保育所で培ってきた縦割り保育と、とりかい幼稚園における学年別保育を融合させ、とりかいこども園として新たな教育・保育内容に取り組んでおり、保護者アンケートにおきましても、よい評価をいただいているものと認識しております。

○南野直司議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 河川防災ステーションについてのご質問にお答えいたします。

河川防災ステーションは、国と市が連携して整備を進めていくもので、本年3月に鳥飼地区河川防災ステーションが国の整備計画に登録され、今後、整備事業が本格化してまいります。

このため、4月に、国と市は共同で、市民の皆様に河川防災ステーションを整備する意義や内容、今後に向けた予定等をご説明させていただきました。説明会は午前と午後の2回開催させていただき、それぞれ48人及び22人で計70人の方にご参加いただきました。

ご参加いただいた方の反応についてでございますが、河川防災ステーションの整備そのものに反対の意見は特にございませんでしたが、避難に関するご意見や、近隣住民の方からは工事による影響等に関するご

意見をいただきました。

なお、説明会に参加した感想をお聞きしたところ、「不満足」と回答されたのは有効回答全体の5%程度でした。

今後も、必要に応じまして、住民の皆様への情報提供に努めてまいります。

続きまして、鳥飼まちづくりグランドデザインの進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

鳥飼まちづくりグランドデザインについては、令和3年度に附属機関として鳥飼まちづくりグランドデザイン策定委員会を設置させていただき、8回にわたり会議を開催し、市長へ答申を行っていただきました。今年度に入り、パブリックコメントを実施し、8件のご意見をいただいたところでございます。いただいたご意見につきましては、公共交通をはじめ、教育、農業、公園、淀川河川敷の活用等、多岐にわたる内容であったため、より丁寧に対応すべく検討を進めているため時間を要しておりますが、内容ごとに一定整理した上で、市の考え方を公表するとともに、パブリックコメントでいただきましたご意見等を踏まえたグランドデザインの修正を行い、策定してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 それでは、これより一問一答方式で行います。

一つ目のドローンの有効活用についてですが、補助制度の狙いや内容についてお聞かせいただきました。既に定員に達しているということで、高いニーズを感じます。

ドローンによる産業振興も重要な視点の一つです。ドローンは様々な分野で活用が見込まれ、人では確認困難な橋梁や高所での視点検、災害時の対応や配送などの期待も高まっております。多くの自治体が新技

術、新産業としてのドローンに注目している中、本市におけるドローンの活用方針についてお聞かせください。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 本市におけますドローンの活用方針についてのご質問にお答えいたします。

ドローンにつきましては、国におきましても、今後の成長戦略の重要な柱となるデジタル田園都市国家構想で活用例を挙げており、今後、様々な分野でその活用が期待されているところでございます。

本市におきましても、過去にシティプロモーション事業におきまして、ドローンによる空撮映像を活用した事例がございますが、自治体によっては、そのほかにも、物資の配送や農薬の散布、インフラ点検や災害時の被害状況確認など、様々な分野で活用が進められているところでございます。

ドローンにつきましては、様々な行政課題をこれまでにない形で解決に導く可能性を秘めたものであると認識いたしておりますので、引き続き、先進事例を研究していくとともに、活用することが効果的である場合は積極的に活用してまいりたいと考えているところでございます。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 私は、特に有事の活用が重要と考えております。河川が氾濫した場合、安威川以南には壊滅的な被害が想定されております。ドローンを活用した迅速な災害状況の把握や被災者の発見、さらには災害現場への物資運搬、また、復興時には罹災証明の早期発行など可能性が広がります。災害対応におけるドローンの活用について、お考えをお聞かせください。

○南野直司議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 災害対応におけるドロー

ンの活用についてのご質問にお答えをいたします。

市内の広い範囲で被害が発生した場合、迅速に救助活動や応急対策を実施するためには、被災状況をできるだけ速やかに調査し、把握する必要があります。例えば、大規模な地震が発生した場合、市内の広い範囲で家屋倒壊や道路損壊などの被害が発生すると考えられますが、カメラを搭載したドローンを活用することで、市内の広い範囲の被災状況を素早く調査できるものと考えます。また、ドローンは、人が入りづらい場所や危険な場所での調査も可能なことから、外から見えにくい場所にいる被災者を探すことも可能であると考えます。そのほか、被災建築物応急危険度判定や罹災証明書発行時の被害認定調査についても、ドローンを使うことで、職員の安全を確保しつつ、必要な情報を効率的に収集できるものと考えます。

また、水害時につきましては、淀川が想定最大規模で氾濫した場合、安威川以南の地域は2週間以上浸水が継続すると想定されており、堤防上など浸水しないところからドローンを飛ばして、浸水している地区で逃げ遅れて建物の高層階や屋上へ逃げ込んだ被災者を早期に発見するとともに、被災者に対して、救出されるまでの間、メッセージなどを発信し続けて励ますことができると考えております。そのほか、救出ルートを検討する場合の現状確認や、被災者が必要としている医薬品などの物資補給など、幅広い活用が期待できるものと考えております。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 重要な位置付けであることを理解いたしました。

全国的に災害時などにおける協定を締結

している自治体もふえており、近隣他市では、今年度に入り、守口市が災害協定の締結に至っております。本市でも、危機管理の観点から、ドローン事業者との協定締結に向け積極的に検討すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

○南野直司議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 ドローン事業者との災害時応援協定についてのご質問にお答えいたします。

本市におきましても、災害時にドローンを活用できるよう、複数の事業者から所有するドローンの機能や活用事例等の説明をお聞きし、災害現場での活用方法等について検討を行っているところでございます。本市の要請に応じて、災害発生後にいち早く駆けつけ、速やかに被災状況の調査などを実行できる事業者とできるだけ速やかに協定を締結し、災害時の体制強化を図ってまいります。

なお、平常時でも、市の防災訓練に参加いただくなど、発災時の連携がスムーズにできるようにしてまいります。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 協定締結に向け取り組むものと理解いたしました。

災害時の対応を支えるためには、日頃からの事業者との関係づくりや平時の備えが重要です。本市のブランディングの一つとして、ドローンといえば摂津市と言われるよう戦略的に推進してはどうでしょうか。これから、地域産業の担い手確保、若者の定住化、災害対策といった地域課題の解決や、教育分野を充実させる施策として、他分野でのドローン活用を推進すべきと私は考えます。そのためには、災害協定にとどまらず、ドローンを活用したまちづくりに関する協定を結ぶことも手段の一つと考え

ます。ぜひご検討いただきますよう要望いたします。

続きまして、二つ目のとりかいこども園についてに移ります。

移行後の評価をお聞かせいただきました。

とりかいこども園は、鳥飼まちづくりグランドデザインにおいても高台まちづくりとして示され、児童センター設置と併せて建て替えが計画されております。改めて、その構想についてお聞かせください。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 とりかいこども園は、旧鳥飼保育所の園舎を活用して教育・保育の提供をしておりますが、昭和46年の建築であり、老朽化が進行しております。一方、鳥飼グランドデザインにおきましては、とりかいこども園が立地するエリアについて、防災や地域福祉などが課題とされていることから、老朽化するとりかいこども園の園舎の建て替えに併せ、高台化と児童センター機能やつどいの広場機能の整備についても示されているところでございます。

子どもは地域と共に育まれていきます。核家族化や地域のつながりが希薄化する中で、地域社会との接点を持つ活動や子どもを中心とした地域の関係づくりが重要となってまいります。高台化するとりかいこども園では、認定こども園機能に加え、子育て世代が交流し、子どもたちが集えるにぎわいの場として、地域の子育て支援拠点となるよう検討しているところでございます。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 構想を理解いたしました。

とりかいこども園は、高台化の一環であり、河川防災ステーションも近設される予

定となっております。水害時の一時避難場所の確保も高台化の目的の一つですが、このとりかいこども園はどう位置付けられるのか、お聞かせください。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 鳥飼地域におきましては、淀川や安威川の想定最大規模の洪水が発生した場合にでも利用できる緊急避難場所は現時点ではほとんどなく、避難スペースが絶対的に不足しており、鳥飼地域を含めた市民に対して、できるだけ早めの広域避難をお願いしているところでございます。このたび、河川防災ステーションを国が整備することとなりましたが、その近接にあるとりかいこども園も老朽化による建て替えを検討していたため、とりかいこども園についても高台化を検討しているところでございます。

高台まちづくりの考え方でございますが、水害の発生が想定されるときは、できるだけ早期に浸水しない安全な場所へ避難する広域避難が基本となりますが、広域避難が難しい方々に対しまして、水害時でも最低限生命と身体を守ることができる場所をまちづくりと一体となって確保しようとするもので、いざというときには、そこに一時的に避難していただくようお願いしたり、逃げ遅れて救助を待っている方の救助・救出の拠点として活用したりすることを想定いたしております。

とりかいこども園につきましては、河川防災ステーションとその上部施設との連携、こども園としての機能特性を考慮し、どのような避難者を対象とし、水害時にどのような機能や役割を保持すべきか検討を行っているところでございます。とりかいこども園が河川防災ステーションと一団の高台として整備されれば、地域住民の安心

に大きく寄与するものになると考えております。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 地域住民の安心に寄与すべく位置付けられるものと理解しました。

高台化には大規模な工事が予想されます。工事期間中、園児や隣接する小学校児童への影響をどのように想定しているのか、また、その回避策についてもお聞かせください。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 このたびの建て替え工事につきましては、継続して教育・保育を提供できるよう、旧とりかい幼稚園の敷地において、園舎を解体・撤去した後に、全体を活用し、新園舎を建築することを想定しております。しかしながら、解体・撤去工事、建築工事となりますことから、振動や騒音の発生を防ぐことは難しいと考えており、また、工事が長期間にわたることも想定されますことから、教育・保育の提供に対する影響を可能な限り軽減できるよう、今後行ってまいります実施設計において、振動や騒音対策を盛り込むとともに、施工段階においても、こども園や小学校と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 影響を最小限にとどめるものと理解いたしました。

とりかいこども園の前面道路は狭隘道路となっております、車のすれ違いも困難です。平時の安全はもとより、災害時の避難場所である鳥飼西小学校への経路としても十分ではなく、地元からも多くの改善要望を聞いております。建て替えに併せて道路を拡幅し、さらには歩道を再配置すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 とりかいこども園の前面道路は、車道の幅員が4メートル前後となっており、車のすれ違いも難しくなっております。また、幅員2メートル前後の中に電柱が設置されている歩道は、とりかいこども園への通園ルートであるとともに、鳥飼西小学校の通学路ということを考えますと、このたびの園舎建て替えに併せた改善が必要であると考えております。

さらに、鳥飼西小学校は避難所に指定されていることから、災害が発生した場合には、市道新在家鳥飼中線から避難所までの重要な避難経路となります。平常時と災害時を想定した安全な道路環境を整備するため、とりかいこども園の建て替えに併せた前面道路の車道及び歩道拡幅について、建設部と協議を進めているところでございます。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 安全担保のため、具現化をお願いいたします。

とりかいこども園の高台まちづくりとしての位置付けをこれから明確に示した上で、魅力ある地域の子育て支援拠点となるよう、また、地域に親しまれる施設となるよう取り組まれることを要望いたします。

続きまして、三つ目の河川防災ステーションについてに移ります。

説明会の反応や進捗状況をお聞かせいただきました。

6月に入り、候補地周辺では地質調査や測量調査が行われており、不安に感じている近隣の方々もおられます。過去、候補地では、ヘリポート設置に地元の合意が得られなかった経緯もあることから、全体説明だけではなく、近隣住民への踏み込んだ説

明が必要と考えますが、見解をお聞かせください。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 河川防災ステーションに隣接する住民への説明についてのご質問にお答えいたします。

議員がご指摘のとおり、先日開催した説明会は、主に鳥飼地域にお住まいの皆様を対象としたもので、特に隣接する住民の方を対象としたものではございませんでした。説明会でも、工事中及び工事完了後のご自宅への影響などを知りたいとのご意見をいただいているところでございます。

現在、国で、対象区域における地質調査や測量を行っており、防災ステーション全体の設計を進めていると聞いております。今後、具体的な工事の内容等が決定されましたら、改めて鳥飼地域にお住まいの皆様には説明会を開催いたします。その際、隣接する住民の皆様には、より丁寧な対応が重要と考えており、必要に応じて隣接する住民の皆様を対象とした説明会を開催するとともに、直接でもメールでも住民の皆様からのご意見をいつでもお聞きできるよう窓口を設置するなどしてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 ぜひ近隣住民への丁寧な対応をお願いいたします。

今回、国から河川防災ステーションの概要図が初めて示され、上部利用の枠組みが明らかとなりました。具体的な構想など、これからどう詰めていくのか、お聞かせください。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 河川防災ステーションは、国の事業として、水防活動や堤防が切れたときの復旧活動の拠点として整備する

もので、堤防を復旧するために必要な土砂、コンクリートブロックなどの緊急資材を備蓄するとともに、資材の搬出入やヘリコプターの離発着などに必要な作業場所を確保するものでございます。市は水防を担当しておりますので、水防活動に必要な資機材の保管などに必要となる建物を上面に建設しようとするものでございます。

また、上面利用につきましては、水害発生時には、今後建て替えを予定している隣接するとりかいこども園と一体となって、浸水しない安全な場所として活用するとともに、平常時は、鳥飼まちづくりグランドデザインに基づき、地域住民の皆さんの意見を聴く場を設けつつ、地域コミュニティの形成・強化や、にぎわい創出の拠点等としての活用について、淀川河川敷の利用も含めて具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 概要図によりますと、河川敷へのアクセス搬路が設置される予定でございまして。にぎわいづくりの観点から、河川敷の有効利用も欠かせず、上部利用と同時に並行的に検討すべきと考えますが、どう進めていくのか、お聞かせください。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 質問にお答えいたします。

淀川河川敷は、地域のにぎわい創出等の観点からも、鳥飼地域の代表的な地域資源と認識しており、市としても、河川防災ステーション上部施設と淀川河川敷を一体的に活用することは有効と考えております。今後、鳥飼まちづくりグランドデザインに示す方向性に基づき、他市の先進事例等を調査しつつ、地域住民のご意見を聴きながら、具体的な上面施設の活用方法の検討と

併せて、淀川河川敷の利活用方法についても、河川管理者である淀川河川事務所と協議しつつ検討を進めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 ぜひアクセス搬路を活用した一体的な整備をお願いいたします。

河川敷の活用と災害リスクの観点から、河川内の樹木群が課題の一つであります。環境保全の側面から必要とされる一方で、河川内の流水阻害を引き起こし、洪水時には水位上昇を招くおそれがあります。さらには、樹木群によって見通しが悪くなり、不法投棄などを助長します。先の河川防災ステーション説明会において、国は樹木群を伐採する必要性を示しましたが、市としてはどのような認識でしょうか。積極的な対応を国に求めるべきと考えますが、見解をお聞かせください。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 河道内の樹木につきましては、河川空間における生態系の保全、良好な景観形成等に寄与する一方で、洪水時は、水の流れを阻害することで水位を上昇させたり、また、水の流れが意図しないところで渦を巻く、水が集まって流れが速くなるなど複雑にしまい、堤防にも悪影響を与える場合が出てきたりと、治水上の支障にもなります。このため、河道内の樹木は、よい面と悪い面のバランスを十分に考慮して適正に管理する必要があります。

河川管理者である淀川河川事務所に確認したところ、一般的基準としての河川区域内における樹木の伐採・植樹基準及び淀川河川維持管理計画に基づいて、優先順位をつけて樹木伐採に取り組んでおり、現時点では、淀川右岸側の鳥飼地区河川防災ステーション付近の樹木については、河川管理

上支障があるとは認められないことから、伐採する予定はないとのことでございます。しかし、樹木群の範囲や密度、生育状況が変化していき、治水上悪影響を及ぼすおそれが出てきたり、堤防や護岸等の河川管理施設に悪影響を及ぼす状況になるなど、河川管理上支障が出てきたと判断されるようになれば、伐採することになると伺っております。

今後、鳥飼まちづくりグランドデザインに示す方向性に基づき、河川敷の活用を検討する中で、樹木の取り扱いについても淀川河川事務所と協議を進めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 鳥飼地区は、国が定める淀川流域治水プロジェクトにも位置付けられております。ぜひ優先順位を上げるよう求めてください。

樹木群が伐採できれば可能性が広がります。例えば、鳥飼ブランディングの一環として、鳥飼地区河川敷ドローンテストフィールドを造ってはどうか。市街地近郊におけるドローン飛行訓練場の需要がますます高まっており、にぎわいづくりや交流人口の増加につながるものと考えます。ニーズを把握し、ぜひ国と連携して様々な可能性を引き出すよう要望いたします。

続きまして、四つ目の鳥飼地域のまちづくりについてに移ります。

進捗状況をお聞かせいただきました。

グランドデザインは、行政経営戦略の地域版と位置付けられております。中長期的な方針はこれからが重要であり、市民ニーズや地域が抱える課題が複雑化・多様化している中、部局を横断し、多岐にわたる検討が必要です。私は、組織に横串を入れる

一方で、各所管課が主体性を持って本気になって取り組まなければならないと考えますが、これからどう進めていくのか、お考えをお聞かせください。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 ご質問にお答えいたします。

今後、鳥飼まちづくりグランドデザインを具現化していくに当たり、地域住民の皆さんをはじめ、関係する方々に主体的にまちづくりに参画していただくためには、グランドデザインの趣旨などをご理解いただくことが重要と考えております。そのため、グランドデザインの周知を目的とした説明会等の開催を予定しており、その後は、グランドデザインの将来予想を例に、子や孫の世代に引き継ぐもの、より良好な環境にしていくものなどについて意見交換等を行い、グランドデザインを具体化してまいりたいと考えております。

一方、庁内におきましては、令和4年度より、個別課題に対応して、関係課と鳥飼地区まちづくり担当が連携した組織横断的な専門チームを組織し、グランドデザインの具体化に向けた体制を強化したところであり、庁内一丸となって取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 組織横断的な専門チームを組織されたとのことで、的を射た対応だと考えます。

グランドデザインは基本構想に当たると考えますが、具現化するには、基本計画を立て、財源の裏づけを基に、実施計画、いわゆるアクションプランを作成しなければなりません。特に、短期的な施策はすぐにも着手する必要がありますが、どのような手順で具現化していくのか、見解をお聞

かせください。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 ご質問にお答えいたします。

ランドデザインは、人口減少・少子高齢化が進展し、様々な課題が生じている鳥飼地域にとって大変重要な将来ビジョンであるとともに、その具現化は本市にとって重要な責務であると認識いたしております。

いわゆるアクションプランとは、財源の裏づけを伴った具体的な取り組み内容や工程が示されたもので、ランドデザインを具現化していくためには、そのようなアクションプランの作成は有用であると認識いたしております。しかしながら、ランドデザインの策定後に、地域住民をはじめ、関係者の方々と意見交換等をしつつ、ランドデザインにある課題解決の方向性を具体化していくこととしており、その過程で、地域住民の皆様等との役割分担や事業スキームの検討、財源の確保に取り組むことといたしております。そのため、いわゆるアクションプランは、これら具体化に向けた取り組みの中で徐々に策定されていくものと考えております。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 ぜひ計画に落とし込み、アクションプランの策定をお願いいたします。

私は、かねてより提言していますように、交通利便性の向上と教育の魅力化が鳥飼まちづくりの大きな鍵であると考えております。

まず、交通利便性の向上ですが、今年度は、主として公共交通の目指すべき姿や交通計画の考え方を整理することになっております。改めて内容と進捗状況をお聞かせ

ください。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 公共交通の今後の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

今年度、摂津市におきましては、公共交通の在り方検討会を設けておりまして、本市における公共交通の維持・確保及び市民の移動利便性の向上を図るとともに、道路及び市内の公共交通の在り方について総合的な検討を行うことを目的とするもので、学識経験者をアドバイザーに迎え、建設部職員のほか、関係各課の市職員で組織されております。昨年度末の3月23日に準備会を行い、検討会の目的・目標を確認した上で、今年度、6月3日の第1回検討会から正式にスタートしたところでございます。

検討会では、人口減少・高齢化の進展により、地域公共交通はこれまで以上に確保・維持が困難な状況が予測されますが、その役割はより重要となってくることから、現状の把握・分析、また、将来の取り巻く交通環境を想定し、摂津市が目指すべき道路・交通の在り方の取りまとめを行ってまいります。

6月に行いました第1回検討会では、本市の将来像を考えるために、将来の道路整備状況や財政支出の見通し、福祉、教育、住宅、産業、物流の今後の見通し等を踏まえ、ワークショップ形式にて、将来の予測やどんな将来にしたいかを参加者全員で議論したところでございます。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 おおむね理解いたしました。

鳥飼地域の交通問題は、本市のみの施策、あるいはエリアごとの個別対策では解決することが難しいことから、多様な協議

体を設置し具現化する計画ですが、検討会の結果をこれからどう反映していくのか、お考えをお聞かせください。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 検討会の結果を今後の公共交通にどう反映していくのかというご質問についてお答えいたします。

公共交通の在り方検討会は、今年度、全6回を予定しております。今後の検討会では、将来予測で公共交通を取り巻く環境を想定し、摂津市の公共交通はどうしたいのかなどの検討を行い、今年度末には将来を見据えた目指すべき交通の在り方やサービスレベルについての方向性を示せればと考えております。その後は、市民の方々と意見交換を行った後に、市民や関係機関の方々が参画する協議会において、摂津市の公共交通はどうあるべきなのか、また、どうしていくべきなのかをさらに議論していただき、数年をかけて市の地域公共交通計画の具体化を図っていきたいと考えております。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 鳥飼地域は様々な交通問題を抱えており、短期的な施策は急ぐ必要がありますので、鋭意取り組むことを要望しておきます。

次に、教育の魅力化ですが、今年度は小中学校通学区域等審議会が開催されますが、単なる校区変更や規模の適正化を図るだけの議論では本質的な対策には至りません。長期的な視点で検討すべきと考えますが、一方で、鳥飼東小学校、鳥飼小学校の小規模校化への対応は待ったなしであります。審議会の内容について、まずはお聞かせください。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 現在、鳥飼地域では、

児童・生徒数減少による小規模化が進んでおり、将来的には、中学校での単学級化や1学級当たりの生徒数の減少など、教育活動への影響が出てくるものと考えられ、長期的かつ広範囲な視点を持ち、鳥飼地域の学校の在り方について議論を重ねる必要があるものと認識をしております。しかしながら、特に鳥飼小学校、鳥飼東小学校は、既に単学級化が進んでおり、喫緊の課題であることから、今年度は、鳥飼小学校、鳥飼東小学校の適正規模・適正配置等について諮問し、ご審議いただきたいと考えております。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 ありがとうございます。

喫緊の課題について特化されると理解いたしました。審議会では様々な意見が出るのが想定されます。どのような形で進めていくのか、お聞かせください。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 審議会の構成員といたしましては、学識経験者、自治会、青少年指導員、PTAや就学前児童の保護者、学校長、計19名にご参画をいただき、様々な視点からのご意見をいただきたいと考えております。審議会の開催につきましては、今年度、計4回を予定しております。

また、併せて当該地域の関係者の皆様からのご意見についてもお伺いしたいと考えており、とりわけ、現在通学されている児童の保護者、そして、今後通学を予定されている児童の保護者の方々については、子どもたちにとって安心で安全な、そして豊かな学校生活を送っていただくため、幅広くご意見を伺ってまいりたいと考えております。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 学校や教員の抱える課題が

多様化・複雑化しており、子どもの成長を社会全体で支えていくことが求められています。いろいろな視点で意見を集約し、ぜひ市長部局と密に連携を図り、取り組むよう要望いたします。お願いいたします。

いろいろな観点で述べさせていただきましたが、グランドデザインを絵に描いた餅にしてはなりません。複雑な事案を体系的に整理し、複数の課題を同時並行的に解決する必要があると考えます。そのためには、市職員一人一人が自分のこととして捉え、各所管課が主体的に取り組む必要があります。グランドデザイン具現化に向けた福渡副市長の意気込みを最後にお聞かせください。

○南野直司議長 福渡副市長。

○福渡副市長 グランドデザイン策定後の私の意気込みについてでございますけれども、私自身も、議員がご指摘のとおり、絵に描いた餅にさせてはならないという点については常々意識しているところでございます。そのためにも、しっかりと地域住民と関係者のご意見をお聴きしながら具体化に向けた作業を進めていくことは必要であると考えてございます。

グランドデザインを具体化していく取り組みは非常に長い道のりでございますけれども、市民を思う気持ちは全ての職員が持っていると感じております。たとえグランドデザインの具体化までに乗り越えるべき課題が多岐にわたろうとしたとしても、庁内が一丸となって、努力を惜しまず、すばらしいまちになるために取り組みを進めていけるものと確信してございます。

今回のグランドデザインは、鳥飼地域がより魅力ある地域とすべく、初めは、近隣地域と差別化できる地域資源というものを掘り起こしてございましたけれども、最後

は、関係した職員全員が自ら、今ここにある磨けば光るかもしれない地域資源を見つけ出し、それを体系的にまとめていただいております。外から来た副市長としましては、鳥飼地域担当職員や関係課の職員が自ら魅力のある地域をつくっていかうとする、その気概を十分尊重し、地域住民等としっかり向き合い、地域資源を地域の住民と共に磨き上げていくやり方を助言し、全ての職員が鳥飼地域を大阪一の魅力ある地域にする努力を全力でサポートしてまいります。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 ありがとうございます。ぜひ夢の実現に向け、また、魅力ある鳥飼まちづくりの具現化に鋭意取り組んでいただきますようお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○南野直司議長 光好議員の質問が終わりました。

次に、西谷議員。

(西谷知美議員 登壇)

○西谷知美議員 それでは、一般質問に入らせていただきます。民主市民連合の西谷です。

1 番目、中学校給食について。

給食センターについて、前回の答弁では、用地選定自体が1年ずれたということでした。しかし、令和8年度開始で進めると教育長の力強いご発言がございました。開始のめどはどのようになっているのか、具体的にその後計画は進んでいるのか、質問させていただきます。

二つ目において、小学校における児童の安全管理について。

市内小学校で、児童数が多いといわれる小学校で、授業時間内に児童が校外に出て

しまった事案があったと聞いております。児童の安全管理に係り、摂津市内における取り組みや支援体制についてお伺いいたします。

3 番目、摂津 S U N S U N 塾について。

摂津 S U N S U N 塾ですが、市民から好評だという評判がある一方で、民間事業者任せになっていないのかどうか。市内小・中学校を対象に学習支援で行っているわけですが、その目的とこれまでの経緯についてお伺いいたします。

次に、4 番目、摂津市におけるヤングケアラー支援について。

大人に代わって家族の介護や世話をするヤングケアラーという言葉が世間にも浸透し始めており、国も施策として取り組みが始まっております。摂津市で把握するための取り組みについて、どのように行っているか、お聞かせください。

そして、5 番目、外国語しか話せない児童・生徒の支援体制についてです。近年、摂津市では、技能実習生の受け入れや外国からの就労目的の居住者がふえており、多様な市民が住む国際的なまちとなって喜ばしい反面、受け入れ体制がきちんとできているのか、学校においてはどのように外国籍の児童や生徒を受け入れているのか、その現状についてお伺いいたします。

六つ目、市民と協働の取り組みについて。

以前より、摂津市にはない中間支援組織の構築の必要性について、再三質問をさせていただいております。

京都府南丹市まちづくりデザインセンターの取り組みについて、人口 3 万人ではあります。南丹市はまちづくりデザインセンターという施設があり、中間支援組織を N P O に委託して運営しています。そして、

市職員も一緒に運営しており、市民とまちづくりを行っていくという力強いメッセージにもなっていると思われます。

本市では、鳥飼まちづくりグランドデザインを策定しております。市民活動団体の支援について、これまでの取り組みと経過、また、今後の方向性についてどのように考えているのかをお聞かせください。

7 番目、摂津市における農業支援について。

摂津市において、市内で生産された農作物などの活用と、農業事業者の事業継承であったり農業の活性化などの具体的な取り組みについてお聞かせください。

次に、8 番目、駅における分煙スペースの確保について。

摂津市において、改正健康増進法の施行により、駅周辺は禁煙エリアとなっております。しかし、しっかりとした分煙スペースがないことにより、たばこのポイ捨てが至るところに見られ、また、ルールを無視した喫煙者によって思わぬ受動喫煙の被害に遭うこともあります。これらのことから、分煙スペースの確保について、摂津市はどのように思われるか、喫煙に対する施策についてお伺いいたします。

以上です。

○南野直司議長 答弁を求めます。教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 給食センターの進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

成長期にある中学生の心身の健全な発達には、栄養バランスの取れた食事を取ることは重要であり、令和 8 年度からの全員喫食開始に向け、鋭意検討を進めているところであります。

給食センターの設置につきましては、建

設場所の選定や費用面の比較、周囲への影響等を十分に考慮するなど、事前に様々な想定を行っていく必要があると考えております。また、運用面につきましても、献立やアレルギー対応、運搬方法等について検討を進め、課題整理を行っております。

令和8年度開始に向けたスケジュールといたしまして、市単独で実施する場合は、令和5年度上半期までには実施場所及び実施形態を確定する必要があります。また、吹田市との共同実施の場合は、事業内容を踏まえると、できるだけ早い時期にその方向性について判断していく必要があると考えております。

続きまして、児童の安全管理に係る校内での取り組みや支援体制についてのご質問にお答えいたします。

児童の安全管理に関して、各学校では、担任が中心となって、児童が安全で安心した学校生活が送れるよう、教職員全体で見守りを行っております。また、教育委員会といたしましても、学校全体で児童を見守っていく体制を支援するための人的措置として、会計年度任用職員である教育活動支援員や有償ボランティアである学習サポーター等を配置しております。これらの職員は、学校の現状やニーズを聞き取り、配置を行っているところであり、引き続き、児童の安全確保につながるよう、各学校の課題により適した形で配置してまいります。

続きまして、摂津SUN SUN塾の目的とこれまでの経緯についてのご質問にお答えいたします。

摂津SUN SUN塾は、地域や家庭の事情により、学校以外で学ぶ機会が少ない児童・生徒に対して学習支援を行い、基礎的・基本的な学習内容の定着と学習習慣の確立を図ることを目的に、平成29年度か

ら実施しております。令和2年度からは、対象を小学6年生から中学3年生に拡充し、少人数指導による個別最適な学びを支援する形態に変え、市内5会場で実施いたしました。さらに、令和3年度から、受講者がふえたことや感染症対策の観点から、市内6会場に拡充し、会場内に設置したタブレットを活用できるようにするなど、学習環境の充実を図り、個に応じたきめ細やかな指導を行っております。

続きまして、ヤングケアラーを摂津市で把握するための取り組みについてのご質問にお答えいたします。

ヤングケアラーについて、法的な定義はございませんが、一般的に、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもと言われております。また、ヤングケアラーへ適切な支援を行うに当たり、令和3年5月に、国のヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームにより、学校の役割として、子どもの変化に気づきやすい教職員が早期に発見し、適切な支援につなぐなどが示されました。

しかしながら、教職員であっても、子どもたち一人一人の家庭内の状況を把握することは難しく、本人が困り事を打ち明けてくれないと把握しづらい状況です。今後、教育委員会といたしましては、学校に対し、子どもたちが家庭生活での困り事などを相談できるような、教職員を中心としたスクールカウンセラー等を含めた体制を構築するとともに、相談窓口を周知するよう指導してまいります。

続きまして、外国から来た児童・生徒の学校での受け入れ体制についてのご質問にお答えいたします。

令和4年度、本市の小・中学校に日本語

指導が必要な子どもが7名転入してきており、年々増加傾向にあります。外国から本市に転入を希望する子どもがいる場合は、保護者に、まず市民課で住民登録などの手続を終えた後、学校教育課の窓口にて転入手続を取っていただいております。転入されたご家庭の中には、日本の学校生活に不安を感じておられることが多いため、窓口では、子どもの日本語の理解度も含め、生活の様子や保護者のニーズなどを丁寧に聞き取るとともに、本市の学校生活や支援体制について説明をしております。また、転入した子どもや家庭の情報を学校と共有するとともに、学校と保護者との面談を設定するなどして、できるだけ早く学校生活になじめるよう支援をしております。

○南野直司議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 市民と協働の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

中間支援組織について、必要性は認識しており、市民活動団体とのコミュニケーションを深め、中間支援組織を行うための基盤を形成するとともに、担える人材の育成、発掘、組織化について研究を進めることとしております。

先ほどご紹介いただきました京都府南丹市の取り組みにつきましましては、南丹市では、平成22年3月に策定されました市民参加と協働の推進に関する条例に基づき、まちづくり活動を推進する拠点を整備するために、平成24年にまちづくりデザインセンター設置要綱を策定され設置された施設で、その運営はNPO法人が業務を行っております。

南丹市の取り組みのように、協働の推進を目的とした条例を制定し、市が協働の推進のため市民活動を活性化する施設を整備

し、その管理・運営をNPO法人や市民活動団体で組織された協議体に委託し、併せて中間支援機能を担わせているケースは多くあります。このようなケースも参考にさせていただきながら、本市に適した市民との協働推進の取り組みや中間支援について研究を進めてまいります。

続きまして、本市の農業従事者の事業継承や農業の活性化のための具体的な取り組みについてのご質問にお答えいたします。

農業従事者の高齢化や、後継者・担い手不足による農業継承に対する先行き不透明感が全国的にも課題となっており、本市の農業環境におきましても例外ではございません。国におきましても様々な農業活性化施策を打ち出しており、例えば、近年、法改正により、生産緑地地区など都市農地の保全について、他の農業の担い手への貸し付けや市民農園の開設が可能となるなど、農地利用の最適化と農業を支える人材育成やネットワークづくりを推進しております。

本市といたしましても、新たに農業を始めた個人はもとより、企業や社会福祉法人、NPO法人など様々な借り受け希望者からの相談支援や、農地所有者とのマッチングの推進による農業人口の拡大に一層取り組むことにより、持続可能な摂津市の農業活性化について取り組んでまいります。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

(荒井保健福祉部理事 登壇)

○荒井保健福祉部理事 喫煙に対する施策についてのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、摂津市健康づくり推進条例に基づくJR千里丘駅・阪急摂津市駅・阪急正雀駅周辺等の路上喫煙禁止地区の指定や、特定健診等における喫煙者への個別指導、たばこをやめたい方への支援

策の情報発信などに取り組んでいるところであり、駅における分煙スペースにつきましては設けておりません。

喫煙については、様々な疾患のリスク要因となります。例えば、肺がんの死亡率が約4.5倍、虚血性心疾患・脳卒中等の循環器病での死亡率が1.7倍となるとの知見もございます。一方で、禁煙をすることにより、数年後にはこれらの疾患のリスクは大きく低下するといった報告もあります。

今後につきましても、これら喫煙による疾患のリスクや、電子加熱式たばこ等を含めたたばこの害についての情報を発信するなど、市民の健康増進に取り組んでまいりたいと考えております。

○南野直司議長 西谷議員。

○西谷知美議員 ありがとうございます。

これより一問一答形式で行ってまいりたいと思います。

給食センターの進捗状況について、ありがとうございます。中学校給食については、全員喫食に対して様々な課題があり、吹田市と摂津市で行う場合は、2万食ぐらいを一つのセンターで賄うこととなります。先日、東大阪市において給食トラブルの事例もあったことから、一つのセンターで行うのは大変危険な状況と想定されます。そういうことから丁寧な議論が必要であることは承知しております。

令和8年度の実施に向け、子どもたちの視点に立った給食実施の検討も必要です。今朝は私も5時半に起きて、息子の朝食を作ってから様々な仕事の準備をして今に至っております。今、共働きのご家庭も多いことから、子どもたちの視点も大事ですが、共働きという観点から、保護者の視点として要望もたくさん出ております。引き

続き、摂津市ならではの学校給食の特色を生かした形での実施も検討いただきたいと思います。

一つの例として、亀岡市のオーガニックスクールランチがございます。亀岡市は、農業に対してオーガニック化でブランディングをしております。後ほどまた農地の件でも触れるかもしれませんが、オーガニック食材を使った給食にとっても早く取り組んでおります。そういったことから、実施時期には間に合うよう進めていただくとともに、鳥飼グランドデザインにおいて、例えば農地エリアも構想にあったと思います。そこまで広くない敷地でありますので、オーガニックに特化したとか、そういった独自の取り組みも視点として入れていただき、教育の部分と産業の部分と、協働でまちづくりを行っていただくきっかけになればと思います。そういったことも要望して、中学校給食についての質問は終わらせていただきます。

2番目の小学校における児童の安全管理についてです。授業時間中に児童が学校から出てしまう事例があったと先ほど質問で触れさせていただきました。児童が学校から抜け出す際には、学校の校門が最後のとりでとなります。今後、受付員の方に見守りの役割を担ってもらうのは難しいのでしょうか。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 小学校の校門では、不審者の侵入防止のため、学校受付員による見守りを行っており、職務内容としては、学校に来られた方に受付においてお名前等の記載をしていただくことが主なものとなっております。また、児童が学校から出てしまった事例を受け、児童が出てしまった際には、職員室に伝えるよう依頼

をしているところでございます。

受付員制度については、保護者や学校などから様々なご意見をいただいております。これらのご意見を参考に、引き続き児童の安全対策について検討を行ってまいります。

○南野直司議長 西谷議員。

○西谷知美議員 受付員のことにしていますが、何度か私も文教上下水道常任委員会で指摘させていただいていますが、何せご高齢の方が多いと見受けられます。少ない謝礼で本当にボランティアに近い形で従事していただいているので、感謝の念はすごく感じております。他市の吹田市や豊中市ですと、ご高齢ではあっても、例えば警備員風のユニフォームをしっかりと着用されて、校門に立って生徒とも触れ合いながらしっかり見守りを行っているといったことがございます。そういったことから、予算の都合もあるとは思いますが、受付員の方に対する体制の見直しも並行して考えていただければと思います。

また、この問題に関しては、校門だけの問題ではなく、支援学級の教師の配置基準も関係してくるかと思われます。現状では担任が一人で8人見る体制に私も問題を感じております。大阪府や国に対しても、例えば実態調査に取り組んでもらい、安全な学校運営を実施する取り組みを考える必要があると要望もしていきたいと思っております。引き続き、トータルで児童の安全対策について学校内でしっかり検討いただきたいと思います。

以上で今回の安全管理についての質問は終わります。

3番目の摂津SUN SUN塾についてです。摂津SUN SUN塾は小学校6年生から開始しているとの説明でございました。

しかし、保護者の方からの要望として、学習内容の理解のつまずきはもう少し早い段階で起こっているというお声もいただいております。5年生以下の学習サポートはどのように摂津市として対応しているのか質問させていただきます。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 学習上のつまずきの見られる児童に対しましては、各学年で担任等の教員が休み時間や放課後等に補習の時間を設けるなどして学習支援を行っております。また、教育委員会といたしましても、放課後に学習支援を行う放課後しゅくだい広場に有償ボランティアである学習サポーターを派遣し、子どもたちの学習を支援しております。

○南野直司議長 西谷議員。

○西谷知美議員 放課後しゅくだい広場に対しての質問ですが、全校で実施できているのでしょうか。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 小学校で行っております放課後しゅくだい広場は、令和4年度、学習サポーターが確保できた7校で実施しております。学習サポーターの確保が課題と考えております。

○南野直司議長 西谷議員。

○西谷知美議員 全10校のうち7校でしか実施できていないということで、やはりそういったことから教育格差が生まれてくるきっかけになるかと思えます。そのため、学習サポーターの確保が課題であります。例えば、学習サポーターはどういう方が従事されているかについて質問させていただきます。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 学習サポーターは、主に教員免許等、必要な免許はございませ

ん。退職された教職員の方や地域にお住まいの方、保護者の方や大学生の方など、学校教育や子どもたちの教育に関心をお持ちの方に担っていただいているところがございます。

○南野直司議長 西谷議員。

○西谷知美議員 学習サポーターに関しては、特に資格が必要ないことは理解できます。ただ、保護者の方に、ちょっと学習サポーターになってくれないかと訴えるには、なかなか子どもに勉強を教えるのは一定のハードルがあると思われます。例えば、大阪府は教員が足りていない状況がございます。2025年には35人以下の少人数学級を小学校全学年で実施することが決定されております。現在、例えば教員志望の大学生を活用するなど、北摂には多くの大学がございます。コロナ禍という課題もありますが、そういったところに呼びかけをするなど、学習サポーターが後々教員として即戦力になるきっかけにもなるかと思えます。摂津市で教員の掘り起こしができたとなれば、いい情報発信にもなります。そういった広い観点から学習サポーターの確保に取り組んでいただき、全校で実施していただけるよう要望とさせていただきます。

次に、ヤングケアラー支援についてです。

国としても調査が始まり、具体的な取り組み、サポート体制はまだこれからという状況であると思うのですが、もし学校の先生から上がってきた場合に、どのようにされているかについてお聞かせください。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 ヤングケアラーの当事者が抱えている課題は、祖父母や親の介護、兄弟の世話など様々であり、それぞれ

の家庭の状況に応じ、適切なサービスにつなげられるようなサポート体制づくりについては、議員がおっしゃっていただいているように、まだまだ今後の課題であると認識しております。まずは早期発見・把握のためにも、当事者等に寄り添い、悩みをしっかりと聴いてあげることができる体制づくりが大切であると考えており、学校と連携するとともに、先進事例も参考にしながら今後研究を進めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 西谷議員。

○西谷知美議員 まだ具体的に他市でも取り組みが実施されていない分野のことですので、なかなか難しいとは思いますが、6月2日の朝日新聞の記事より引用させていただきます。作家の林真司さんは、自分がヤングケアラーだったということで、『私がヤングケアラーだったころ』という本を出版されました。その中で、自分がどうやって乗り越えられたかというところではありますが、「親身になって支えてくれた人たちがいた。そして、あの日々を生きたことが作家としての今につながっていることも確かだ。だからこそ、こう書き加えた。かつて延々と続いた日々の苦悩が私の大切な礎となっていたようである。」とあるんです。ここでやっぱりポイントとなるのが、周囲に支えてくれた人がいたというところであると思います。

今、自治会等も加入率が減っており、地域コミュニティの希薄化が摂津市でも進行している現状にあって、だからこそ、昨年、虐待の痛ましい事件が起こったと私は認識しております。そのため、家族のケアに苦しむ子どもたち、つまりヤングケアラーの発見に向けて、学校だけに頼らず、例えば医療機関にかかっている保護者も多い

ので、阪大病院にはソーシャルカウンセラーみたいな方がいらっしゃると思いますので、そういった病院との連携で、子どもたちが自ら発信しなくても、私たちが気づいて手を差し伸べられる支援体制が必要かと思っています。ぜひ担当課の方は図書館でこの林真司さんのご著書をご一読いただければと思います。そして、組織づくりの参考にいただければということで、こちらを要望としてお伝えいたします。

次に、外国語しか話せない生徒や児童の支援についてです。学校で受け入れられたお子さんの中には全く日本語を話すことができないお子さんもいらっしゃると思うんですが、どのように対応しているか、現状についてお伺いいたします。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 近年、全く日本語が話せない状態で転入してくる子どももあり、そのような子どもを対象に日本語指導講師を派遣しております。日本語指導講師により、母語での学習支援やコミュニケーションを行うことで、子どもの学習の理解を促すとともに、心理的安心感を得ることができるものと考えております。

しかしながら、日本語指導講師は常に派遣できるものでもないため、ポケットークやタブレット端末の翻訳機能等を活用しながら対応しているところでございます。

○南野直司議長 西谷議員。

○西谷知美議員 ポケットークやタブレット端末の機能を活用しているということですが、ポケットークは現状行き渡っているのでしょうか。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 そのような日本語が話せない状態で転入してくる子どもも含め、様々な子どもに対応するため、各学校で活

用はできている状況ではございます。

○南野直司議長 西谷議員。

○西谷知美議員 子どもたちの支援は、ポケットークと端末を活用することで対応していることは理解できました。そして、日本語指導が必要なお子さんがいる保護者でもなかなか理解が難しいと想定されます。高等学校入学者選抜、つまり高校入試など、日本独特の分かりにくい学校の仕組みについての困り感にはどのように対応されているかについて質問させていただきます。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 日本語の理解が難しい保護者の方に対しては、懇談などの際に日本語指導講師を通訳として派遣したり、ポケットークなどを活用するなどして情報を確実に伝え、学級担任などが保護者の困り感に寄り添い、対応できるように支援をしています。

また、高等学校の入試制度や学校生活などについては、高校から多言語で直接情報提供や個別相談を受けることができる多言語進路・学校生活サポートガイダンスに参加を促すなどして、保護者と本人の不安感を解消できるよう取り組んでおります。

このような取り組みを通して、日本語指導が必要な子どもたちや保護者が安心して学校生活を送ることができるよう努めてまいります。

○南野直司議長 西谷議員。

○西谷知美議員 様々なサポート体制があり、そして、個別相談ができる相談窓口もあることは理解できました。しかし、相談窓口に行くにしても、やはり本人が相談窓口があるという情報にたどり着くかどうか大事になってくるかと思います。

先日、国際交流センターにお伺いしまして、そういったところでどう摂津市と関わ

っているかを質問しました。例えば、市民課で様々な手続をする際に、これ一冊読めば大体のことは分かる冊子があれば、渡すとご本人も気が楽なんじゃないかと言っていました。そういった冊子の制作と、また、先日、そういったケースはあまりないという回答ではあったんですが、産業振興課において、技能実習生でご家庭がある方が入国される情報があった場合に、学校に行く子、保育園に預けたい子がいるのか情報把握できるのかと質問もさせていただきました。様々な課が共同で取り組むことで、市民となられた外国籍の方がすぐに必要な情報に触れることができる体制づくりを要望して、この質問を終わらせていただきます。

次に、市民と協働のまちづくりについてです。摂津市だけが中間支援組織がないことは再三質問させていただいております。前は市民活動支援課がコミュニティプラザにあったかと思うんですけれども、それも機構改革で庁内に戻ってしまいました。ボランティアの活動推進事業においては、社会福祉協議会に託しており、ボランティア活動推進事業として771万4,000円が事業として委託されております。このボランティア活動推進事業について質問したいと思います。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 社会福祉協議会におきますボランティア活動推進事業につきましてお答え申し上げます。

この771万4,000円の内訳としましては、人件費で約300万円、事業費で約400万円、事務費として約55万円となっております。

○南野直司議長 西谷議員。

○西谷知美議員 社会福祉協議会ニュースを

見ますと、ボランティア活動推進事業は、ボランティア活動を行いたい人とボランティアの手助けが欲しい人との調整を行うほか、ボランティア団体の育成や情報提供、ボランティア講座の開催などを行いますと記載されており、ある一定の中間支援組織が担っている事業の一部かと思われます。皆さんがご存じのように、私はNPO法人を立ち上げまして運営してきた経験から、このように記載されていますので、実際に相談に行きましたところ、全くその事業のことが理解できていない職員が対応に当たっていて、全く相談にならなかった経験をしています。そのため、これを例えば予算化するのであれば、今後は高齢化が見込まれており、高齢者対応を社会福祉協議会にお願いすることも多いかと思っておりますので、こちらの事業は、例えば中間支援組織をしっかりとつくることで、社会福祉協議会に持っていくのではなく、市としてしっかり事業化していくことが必要かと思われます。

6月18日、吹田市で行われている子ども食堂の見学に行かせていただきました。さくらカフェというJR吹田駅の近くで実施されているんです。こちらの事業主体がハッピー食堂あいのわで、摂津市の鳥飼エリアでも実施していただいています。私は、その方が吹田市でやっていることは知っていたんですけれども、摂津市でも実施していただいていることは把握していなかったんです。こちらの団体は、最初に立ち上げた代表の方が吹田市の中間支援組織ラコルタに相談に行かれて、例えばこういうふうに進めたらいいよとアドバイスをいただいたからこそ、今、数か所で実施されております。この摂津市でもお世話になっているわけです。せっかくの市民活動の芽を

育成するのではなく潰してしまうような状況にある実態を知っていただきまして、今後はもっとしっかりと中間支援組織をつくることで、摂津市民全体が活気づく施策を担っていただきたいと思います。この北摂7市において、摂津市だけが中間支援組織がないことについて、最後に市長に見解を伺いたいと思います。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 西谷議員の中間支援組織についてのご質問にお答えをいたします。

以前から西谷議員からこの話は伺っております。中間支援といいますか、そういった特化したものは今のところございません。そういうことで社会福祉協議会に委ねておりますけれども、社会福祉協議会に願います以上、やっぱりしっかりと今おっしゃった対応ができる、そういったことにならないと意味がございません。その中身、どういうお願いをして、どんな実態にあるのか、しっかり精査いたしまして、市独自でやらなくても、社会福祉協議会でしっかりと賄っていただけるのであれば、それはそれとしての役割を果たしていただくことになります。今後しっかりと検討していきたいと思います。

○南野直司議長 西谷議員。

○西谷知美議員 精査いただくことで、社会福祉協議会に委ねるよりも、しっかりと摂津市で設立していただく方向で要望して、この質問に関することは終わりたいと思います。

次に、農地の問題ですが、市内で生産された農作物を小学校や保育園等に提供できないかということで、亀岡市のオーガニック給食の例を先ほど挙げさせていただきました。鳥飼地域においてオーガニック食材を取り扱う形で取り組むことはできないの

か質問させていただきます。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 給食食材の地産地消の取り組みにつきましては、農林水産省や文部科学省からの通知を受けまして、地元農協や大阪府学校給食会を通じて地元産食材の活用を推奨しているところであり、現在も小規模ながら地元産食材を給食の食材に活用されております。

しかしながら、市内農家のほとんどが兼業農家であり、その大半が自家消費を目的とした経営作付を行っていることから、給食等で活用するために常時安定的に出荷できる収穫量を確保することは、現状では難しいところであります。

今後とも、限られた利用可能な本市地産農作物を有効に活用して、小学校や保育園等での給食食材の地産地消の取り組みに貢献していきたいと考えております。

○南野直司議長 西谷議員。

○西谷知美議員 5月31日の朝日新聞に、「給食に地元食材が出る」と答えた小・中学校は57%という回答がございます。もちろん鳥飼なすの生産なども行っているんですが、鳥飼とつく農産物以外にも、子どもたちに安全・安心で取り組める農業生産物の提供をお願いしたいと思っております。

次に、駅における分煙スペースの確保についてです。JR千里丘駅周辺において路上喫煙やたばこのポイ捨て等が散見されるため、喫煙スペースを設置するべきと考えますが、市はいかがお考えでしょうか。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 喫煙スペースの設置は、路上喫煙やポイ捨て対策として一定の効果があると考えますが、健康の観点からは、喫煙が本人に及ぼす影響や、喫煙スベ

ースから漏れ出た煙での受動喫煙のリスクが生じてしまうため、健康・医療のまちづくりを進める本市といたしましては、喫煙スペースを設けない方針としているところでございます。

本市が健康増進計画策定時に実施した市民対象のアンケート調査では、喫煙者のうち約30%の方がやめたいと思っている、約38%の方が本数を減らしたいと思っているとの結果も得られておりますことから、本市につきましては、引き続き、健診時や市ホームページ等を通じて、禁煙に関する情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 西谷議員。

○西谷知美議員 そうは言いましても、たばこに関しては7億円もの税収となっていることも現実でございます。そして、私も、JR千里丘駅東口で政治活動を行っていましたが、受動喫煙したこともございます。引き続きスペースの確保の検討をお願いして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○南野直司議長 西谷議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後0時4分 休憩)

(午後1時 再開)

○南野直司議長 再開します。

次に、村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、1、鳥飼まちづくりランドデザインについて。

(1) 高台まちづくりについてです。鳥飼まちづくりランドデザインにつきまし

ては、パブリックコメントを終えられました。直面する交通、教育、福祉、防災などの課題解決へ、長期的な視点からの将来のまちづくりの方向性をとりまとめたものとして策定してこられ、一定の評価はしております。その具現化や大きな課題の人口減少の原因解決へは、これからが重要であります。

住み続けていただけるまちづくりには、安心感を持っていただけることが重要で、その一つが防災・減災であります。高台まちづくりを提唱されていますが、平時における日常の活動を行っていく中で、高台まちづくりをどのように考えておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

次に、(2)の公共交通についてであります。午前中にも質問があり、現況等々、理解をする部分がございますので、私からは意見、要望に変えて申し上げたいと思います。

鳥飼地域の東部における人口減少の大きな理由が、交通不便、買い物不便という二つを言われる市民が本当に多いです。特に、ご高齢の方からは、交通不便だから、でも摂津市に住みたいと、千里丘地域や正雀地域方面への引越しも少なくありません。摂津市から見れば市内引越しの影響は少ないと思いますが、鳥飼地域から見れば大きな損失で、人口減少はこの半年間でも128名減っております。50歳代や60歳代の方も、車が乗れなくなればこの地から引越すと言われる方が多くなっています。先日も、ご高齢の方から、バス停までは遠いので、仕方なくタクシーで通院をしているの話がありました。公共交通の課題は非常に大切な課題でありますので、今年や来年にでも実行しなければいけない事項でも

あります。

以前にも申し上げましたが、行政が運営する公共交通と民間が運営する公共交通の連携が365日可能にしていくことが重要であります。法律等の課題があるかもしれませんが、将来ではなくて、来年、また再来年にでも運行できる公共交通を検討し、終生鳥飼地域に住み続けていただける状況にしたいと思っておりますので、これは要望としておきます。

次に、（３）実施計画についてです。グランドデザインの具現化に向けた工程として、人とものが集まる賑わい、居住性向上、企業と住民の共存発展、田園の各エリアの実現に向けた取り組みは、住民や地域活動団体、事業所などとの協働により進めていくことを目指しますとされています。また、次年度改訂予定の都市計画マスタープラン計画、期間が令和6年度までの産業振興アクションプランなどの各分野計画に鳥飼まちづくりグランドデザインの内容を盛り込まれるお考えなのでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

次に、（４）地域の多様な人々や団体などが参画できる仕組みについてであります。グランドデザインの具現化に向けては、特に若い世代を意識して、多様な世代の地域住民や関係者などとの対話を重ねながら、地域の意見も踏まえた将来予想に修正しております。鳥飼地域の定住・転入への施策を計画し、展開していくには、地域団体も含め、中学生、高校生、大学生、そして子育て世代、他市からの転入者などの意見を聴くことが重要と感じております。地域の多様な人々や団体などが参画できる仕組みの考え方について、ご答弁をお願いいたします。

次に、２番目のスポーツ振興についてで

あります。これまで様々なトップアスリートにお越しいただき、直接指導を受けることができたことなど、参加された子どもたちにとっては非常に貴重な体験であったと思っております。実施に当たっては、東京オリンピック・パラリンピック2020、味舌体育館の開館など、何らかのきっかけがありました。令和5年度は女子サッカーの世界大会も予定されています。注目度の高い競技大会の有無などに関係なく、アスリートとの触れ合いの場を毎年実施していくことが、摂津市のスポーツを通じた振興にも好影響があると思います。トップアスリートとの触れ合いの場を毎年実施していくことへの考え方について、ご答弁をお願いいたします。

次に、３番目の中学校の部活動指導についてです。スポーツ庁が主導する公立中学校の運動部活動改革の有識者会議におきまして、休日の部活動指導を民間スポーツ団体などに委ねる地域移行の記事が新聞にも出ておりました。これは、部活動に携わっておられる顧問、教員などの負担軽減等が狙いとのことでもあります。また、推進計画を立てる規定を設けることを求めるとありました。現段階における地域移行や推進計画策定の認識についてお尋ねをいたします。

次に、４番目の歩車分離式信号機の増設についてです。摂津市内の信号機は145か所、そのうち5か所が歩車分離式信号で、車両通行量が多くない交差点であり、通学路など歩行者の安全を優先していると思っております。一津屋交差点の別府方面からの車両通行は、直進・左折レーンと右折専用レーンの2車線であり、歩行者の横断による左折待ちの車両の影響で直進もできない状況が多々見受けられます。歩車分

離式信号機により、歩行者の安全確保、直進・左折車両のスムーズな通行ができる状況にもなると思います。一津屋交差点への歩車分離式信号機設置についてお尋ねをいたします。

次に、5番目、住宅扶助費の代理納付についてであります。生活保護受給世帯の住居を安定的に確保するために、そして、使途を限定された住宅扶助費を確実に家賃の支払いとしていくため、貸し主に直接支払いすることができる代理納付があります。現在、公営住宅に代理納付されている場合もありますが、一般の賃貸契約をされている方の代理納付の考え方についてお尋ねをいたします。

次に、6番目、踏切への点字ブロック設置についてであります。この件は、本年4月、奈良県内において、実際は踏切内に立っていましたが、踏切の外側にいると思ひ込んだとされ、列車にはねられた事故がありました。この事故を受け、点字ブロックを踏切内にも設置し、今いる場所が踏切内、踏切外であることが判別できるように、バリアフリー法の運用指針を改訂するとの報道がありました。運用指針では整備を3段階で分類されていますが、踏切内の点字ブロックは望ましいと低い位置付けであります。視覚障害者が安心して摂津市内の踏切を渡れるよう、エスコートゾーンと呼ばれる踏切内の点字ブロックを設置していただきたいと思っておりますが、本市の考え方についてお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問とします。

○南野直司議長 答弁を求めます。市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 高台まちづくりについてのご質問にお答えいたします。

淀川の想定最大規模の洪水が発生した場合、市内の8割以上の区域が水没することから、水害時には、摂津市以外の浸水しない安全な場所へ事前に避難する広域避難を皆様をお願いしているところでございます。しかし、広域避難することが非常に難しい避難行動要支援者がいらっしゃるようなので、そのような広域避難が難しい方々の生命と身体を守るために、摂津市内にも浸水しない安全な場所を確保する必要があります。

摂津市の高台まちづくりは、広域避難が難しい方々の生命と身体の安全を確保するため、まちづくりと一体となって水害時でも浸水しない高台を確保しようとするものでございます。摂津市全体を高台化することはできないため、高台化できるところは高台にし、それをネットワーク化することで、それぞれの高台の機能、能力を最大化して活用し、少なくとも広域避難が難しい方々の安全を確保することを目指しております。

高台の高さは、当該地点の想定最大浸水深や浸水継続時間、さらなる安全な避難場所への移動方法などを考慮して検討しますが、高台化する施設の目的、機能によっても、求める高台の高さ、高台化の手法は異なるものと考えております。例えば、絶対に浸水させてはならない重要な施設等であれば、淀川の想定最大浸水深より高いところまで地盤を盛り上げる必要があると考えます。しかし、浸水継続時間があまり長くないような地区であれば、一時的に浸水被害を食い止める工夫で対応することも考えられますし、救助までの間、避難空間を確保することを目標とする場合でありましたら、3階建てやルーフバルコニーを造り、安威川または淀川の想定最大浸水深よりも

高い位置に避難スペースを確保することも考えられます。また、レスキュー隊や救急隊の拠点となる場所として高台を造るのであれば、浸水しない高さを確保するだけでなく、救出後の搬送経路も確保できる場所に高台等を造る必要がございます。

このように、まちづくりに防災の観点を加え、様々な洪水対策を講じつつ、まちのにぎわいなどを検討していくのが高台まちづくりと考えております。

続きまして、都市計画マスタープランをはじめとする各種分野計画と鳥飼まちづくりグランドデザインとの関係についてのご質問にお答えいたします。

鳥飼まちづくりグランドデザインは、摂津市行政経営戦略の地域版として、摂津市行政経営戦略の10分野29施策の取り組みを前提に、鳥飼地域の特徴・地域資源を踏まえて、より長期的な視点から将来のまちづくりの方向性をとりまとめたものでございます。都市計画マスタープランをはじめとする各分野計画とも、その地域版としての方向性を示しているという観点から連携していく必要があり、各計画の改訂時には、関連する鳥飼まちづくりグランドデザインの事項は取り込まれていくものと考えております。

続きまして、地域の多様な人々や団体等が参画できる仕組みについてのご質問にお答えいたします。

鳥飼まちづくりグランドデザイン案の第3章グランドデザインの実現に向けてにおいても、議員がご指摘のように、グランドデザインの具現化に向けては、特に若い世代を意識して、多様な世代の地域住民や関係者等との対話を重ねながら、地域の意見も踏まえた将来予想に修正し、修正後の将来予想の実現に向けた取り組み等の優先順

位、関係者間の役割分担について整理等を行うとしております。

今年度予定しておりますグランドデザインの説明会や意見交換等において、直接に説明会に参加いただく以外にも、市ホームページに説明動画を掲載し、いつでも意見をいただける環境を整えるなど、地域の多様な人々や団体等が参画しやすくなる配慮を検討してまいります。

○南野直司議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 スポーツ振興についてのご質問にお答えいたします。

議員のご質問にもございますように、アスリートスポーツ教室につきましては、東京オリンピック・パラリンピック2020の開催を契機に、摂津市内の子どもたちを対象に、著名なアスリートから直接スポーツ指導を受けたり、スポーツを通して夢や目標を持つことの大切さを伝える内容で実施しております。

教室実施後のアンケート結果から、多くの子どもたちが一流選手のスポーツへの向き合い方や考え方を知りたくて参加し、練習することや努力することの大切さ、また、夢や目標を持つことの大事さを学ぶことができたとの回答を得ております。こうしたことから、一流選手と触れ合うことで、子どもたちの心に響く体験となっていると認識するとともに、スポーツに親しみを持つ子どもたちがふえることで、将来的に市のスポーツ振興につながるものと手応えを感じております。

本事業は、これまで、その時々で話題性のある種目のトップアスリートにお越しいただいております。今後も世界的に注目度の高い競技大会が幾つか予定されており、体育施設の指定管理者とも連携を取り

ながら、これらに関連したアスリートの招聘を打診することも考えられます。また、身近なアスリートとして、企業や実業団のスポーツチームに所属する選手にお越しいただき、ご指導いただくといった方向性も含めて検討してまいります。

○南野直司議長 教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 中学校部活動の地域移行への認識についてのご質問にお答えいたします。

国の有識者会議での提言では、土日の運動部活動を令和7年度末までに地域移行することや、運動部活動の実施主体を地域の総合型地域スポーツクラブや民間事業者などの多様な団体や組織に移行することが挙げられております。運動部活動が地域へ移行されることとなれば、少子化の中で、子どもたちが地域の中で多様なスポーツに親しむことができる機会が確保されることや、中学校教員の働き方改革にもつながると捉えております。

しかしながら、運動部活動が、学習指導要領上、学校教育の一環として位置付けられていることや、部活動の様々な面での教育的意義、また、指導者や施設の確保、事業実施のための財源の確保など、様々な課題がある中、現時点では有識者会議の提言がまとめられた段階であり、国からは具体的な方針が示されていないことから、現段階において慎重に対応する必要があると捉えております。

○南野直司議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 一津屋交差点での歩車分離式信号機の設置についてのご質問にお答えいたします。

議員がご指摘のとおり、中央環状線と大

阪高槻線が交差する一津屋交差点の慢性的な渋滞は、本市としましては課題と認識しております。

歩車分離式信号機の設置について、管理者である摂津警察に確認しましたところ、平成31年3月に警察庁において制定された歩車分離式信号に関する指針に基づき整備をされているとのことであり、一津屋交差点につきましても、本指針に基づき設置の検討を行うこととなりますが、府道大阪高槻線が慢性的に渋滞していることから、歩車分離式信号にすることで、車両の待ち時間が増加し、さらなる渋滞が発生することが懸念されるということです。

同交差点の渋滞解消に向けた取り組みとしましては、現在、道路を管理する大阪府では、連動する大阪中央環状線と十三高槻線との交差点改良など、実現可能な対策について検討を進めていると聞いております。今後も引き続き、摂津警察及び大阪府と協力しながら、歩行者の安全と円滑な交通が確保できるよう努めてまいります。

続きまして、踏切への点字ブロック設置の考え方についてのご質問にお答えいたします。

今年4月25日の夕方、奈良県大和郡山市で発生しました視覚に障害のある方が踏切内で列車と接触したことによる死亡事故を受け、6月9日に国土交通省は、踏切手前部の点字ブロックや自分のいる位置を正しく認識するためのブロックなどの設置を促す内容を盛り込んだ道路の移動等円滑化に関するガイドラインを改定いたしました。今回の改定では、歩道等の踏切手前部に点状ブロックによる踏切の注意喚起を行うとともに、線状ブロックを部分的に設置することにより、注意喚起を行う点状ブロックに適切に誘導することが標準的な整備

内容とされ、さらに、踏切内には、鉄道事業者とも連携し、視覚障害者が車道や線路に誤って進入することを防ぐとともに、踏切の外にいと誤認することを回避するため、表面に凹凸のついた誘導表示等を設けることが望ましい整備内容とされております。

本市におきましては、踏切道は、現在、府道2か所、市道3か所の計5か所あり、そのうち、踏切手前部の点字ブロック設置済みのものは府道正雀停車場線の1か所のみで、踏切内の誘導標示等の設置はございません。今後、早急に、国のガイドラインを踏まえ、市内の踏切の点検を行うとともに、鉄道事業者をはじめ、大阪府、摂津警察など関係機関等と連携・協議し、設置に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○南野直司議長 保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 住宅扶助の代理納付についてのご質問にお答えいたします。

生活保護制度では、賃貸住宅に入居されている被保護者に対しては、契約内容に基づいて、基準の範囲内で家賃相当額を住宅扶助として計上しております。生活保護は、最低限度の生活を保障しながらも自立を助長することを目的としております。可能なことはご自身で行っていただくことが社会的な自立につながるため、現在は、民間賃貸住宅に入居されている被保護者に住宅扶助を支給し、ご自身で家賃をお支払いいただいております。また、家賃の支払い遅れを担当者が把握した場合には、支払いの促しを行い、住居が継続して確保できるような支援も行っているところでございます。

ただし、認知症や疾患などで定期的な家

賃支払いが困難な方につきましては、支払い遅れが継続すると、契約に基づいて退去を求められる危険性もあり、安心して地域で暮らしていただくためには代理納付が有効な場合も考えられます。自立の助長という制度の趣旨と継続した住居の確保との両方を見据えながら、民間賃貸住宅の代理納付についての是非や、実施する場合には、その要件などを検討してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 村上議員。

○村上英明議員 2回目からは一問一答でお願いをいたします。

(1)の高台まちづくりについてであります。水害時に家が浮かぶ耐水害住宅を開発され、5メートルまで浮かぶことが可能で、水が引くと元位置に戻ることができるとのニュースがありました。水害への対応には、新たな、そして様々な発想を持っていただき、先ほどご答弁もありました施設の目的や機能によって高台化の手法を考えていただきたいと、これは要望としておきます。

水害時に避難ができる事業所やマンションの指定など、地域独自の防災マップ作成の支援を平成27年度から取り組んでられました。自主防災組織による地域版防災マップ作成の今後の展開をどのように考えておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

○南野直司議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 お答えいたします。

地域版防災マップにつきましては、安威川や淀川が氾濫した場合に、お住まいの地域から犠牲者を出さないために、地域の皆さんが、ワークショップ等を通じて、洪水時の避難の在り方や避難行動要支援者の避難について検討し、作成していただい

るもので、地域防災力向上のために大変重要な事業であると考えております。

この事業は、先ほど議員からもありましたとおり、平成27年度から始まり、現在、104自治会のうち50自治会で作成していただいております。事業開始後も、毎年のように全国で記録的な豪雨により河川氾濫が発生しており、国でも災害対策基本法が毎年のように改正され、淀川、安威川の浸水想定区域図につきましても、想定最大規模のものに見直され、新たに浸水継続時間が示されるなど、水害に対する災害リスク情報も大きく変わってきておりますことから、被害想定や避難行動要支援者を含めた避難の考え方などについて、改めて最新の知見に基づき見直す必要があると考えております。

これから地域版防災マップを作成する場合には、こうした新たな災害リスク情報や最新の知見などを活用して、お住まいの地域の水害リスクや広域避難の必要性について地域でご検討いただくとともに、各家庭におかれましても、広域を含む避難先の確保や避難経路の確認、避難に必要な時間の検討などを行い、マイタイムラインを作成していただけるよう、市といたしましてもしっかりと支援してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 村上議員。

○村上英明議員 先ほどのご答弁でも、広域避難やタイムラインの作成とありましたけれども、安威川以南を見ましても、約4万1,000人という市民の避難行動はできるのでしょうか。そして、車での渋滞も考えれば、疑問に思う部分もあります。まずは命を守る観点から、広域避難と、そして身近な場所での避難と複数の避難方法を設定してもよいと私は思います。身近な避難

場所をふやす案として、事業所やマンションなどにおいて、階段で屋上等への避難動線をつくっていただける場合の補助金制度も検討していただきたいと要望しておきます。

また、台風の影響がある場合に開設する自主避難所は市内5か所とされております。近隣避難所の小学校や中学校の横を通り過ぎて自主避難所に行くことになる方もおられ、徒歩では約30分要するところもございます。より身近な場所に避難できるとして、避難場所の全てを開設することも考えていただきたいと思います。認識についてお尋ねをいたします。

○南野直司議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 本市の自主避難所につきましてお答えをいたします。

本市の自主避難所は、台風が本市に接近・上陸するおそれがある場合に、気象状況などを考慮した上で、自宅にいることに身の危険を感じる、または安全を確保するための適切な場所を確保できない方で、事前の避難を希望される方を対象として開設する避難施設でございます。災害対策基本法に基づきまして、市が高齢者等避難や避難指示を発令したときに開設いたします指定避難所や指定緊急避難場所とは異なり、自主避難所は暴風警報発令時に開設することを基本としており、現在は、コミュニティプラザ、安威川公民館、別府コミュニティセンター、鳥飼小学校、鳥飼北小学校の5か所が対象となっております。

近年の全国の水害の発生状況に鑑み、今後は、自主避難所の開設に関して、台風の規模や台風接近前からの気象状況などにより、洪水警報が発表され、かつ安威川や淀川が氾濫するおそれがあると判断される場合は、市民の皆様に早めの広域避難を呼び

かけますとともに、広域避難が困難な避難行動要支援者の方にも早めに避難していただけよう、風水害時の避難所、緊急避難場所に指定している全ての施設について、自主避難所として開設できないかどうかを検討してまいります。

○南野直司議長 村上議員。

○村上英明議員 全ての避難所を自主避難所として開設するに当たりましては、職員の配置といった課題もあるかと思いますが、市民の安心感を高める意味でも検討をお願いし、これは要望としておきます。

そして、避難をされる方につきましては、外国の方もおられると思いますので、例えば、防災サポーターの育成につきましても、外国人の方も制度として研修が受けられるとかということも含めて、これらも考えていっていただきたいと思っております。

次に、3番目の実施計画についてであります。答弁では、各計画の改訂時に鳥飼まちづくりグラウンドデザインの内容を盛り込むとの考えでございました。それであれば、各計画を一本化した実施計画を作成できると私は思いますし、鳥飼まちづくりプロジェクトチームをつくって財政的にも大胆に調整する、また、鳥飼特区をつくって政策を進めていく、それぐらいの思いで実行していかないと鳥飼地域の課題解決ができないと私も感じております。実施計画を作成することにより、鳥飼地域の変化も想像しやすくなり、未来志向にもつながり、市民の方も理解しやすくなると思いますので、実施計画を作成することについては重ねてお願いし、これは要望としておきます。

次に、4番目の地域の多様な人々や団体などが参画できる仕組みについてでありま

す。これまでの地元懇談会等での参加者はご高齢の方が多くあったと思います。今後の意見交換会におきましては、子育て世代、高校生、大学生、さらには児童・生徒との懇談などで、それぞれの年代や各層が考えておられる鳥飼地域の不足していること、このような地域になればとか、様々な意見や考え、情報があるのではと思います。参加人数が少ないとか多いということではなしに、地域の多様な人々が、そして団体などが参画できる仕組みを考えていただきたいとお願いし、要望としておきます。

そして、午前中にも河川防災ステーションの話がございましたけども、4月24日に2回、説明会が開催されました。建設場所の近隣の方から開催の情報がなかったとご意見がありました。建設場所の近隣の方を一番大切にしなければいけないと思っておりますので、今後の情報提供の在り方をしっかりと行っていただきたいと申し上げておきたいと思います。

次に、2番目のスポーツ振興についてであります。トップアスリートとの触れ合いは、子どもたちにとって本当に貴重な体験であり、財産にもなっていると思います。その子どもたちが将来アスリートになって、摂津市の子どもたちにスポーツ指導を行っていくという好ましい連鎖的な流れが生まれると思いますので、アスリートスポーツ教室は毎年行っていただけるよう、これはお願いとして要望しておきます。

次に、3番目の中学校の部活動についてであります。地域移行においては、土曜日、日曜日、祝日も指導に携わっておられる顧問教員等の負担軽減につながる検討をお願いしたいと思います。地域移行に伴い、生徒が支払う新たな負担が発生するこ

とも新聞記事で掲載されておりました。委託料金を生徒負担に、また保護者負担にしないよう、補助制度などを構築していくことが必要と思いますが、その認識についてお尋ねをいたします。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 生徒が望む運動部活動を実現していくためには、指導者の人件費など多くの費用が必要とされると想定をしております。ご指摘のように、それらを保護者負担にすることで、経済的な理由で部活動への参加を諦めてしまう生徒が出てくる可能性も否定できません。今後、教育委員会といたしましては、その辺りのことも踏まえ、運動部活動の地域移行について研究してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 村上議員。

○村上英明議員 中学校の部活動は、部員との連帯感や心身の成長に重要な役割もあります。スポーツ振興の観点からも、委託料金を生徒負担にしない制度への構築をお願いし、これは要望としておきます。

次に、4番目の歩車分離式信号機の増設についてであります。私も警察に直接要望書を提出させていただきました。一津屋交差点の渋滞解消になれば、付近の住宅内道路への通り抜けも減少し、地域内のよい影響も生まれてくると思いますので、歩車分離式信号への変更を含めて渋滞解消への取り組みをお願いしておきたいと思います。

また、ほかの交差点におきましても、車両通行の円滑化、歩行者の安全の観点からも増設の検討をお願いし、これは要望としておきます。

次に、5番目の住宅扶助費の代理納付についてであります。先ほどのご答弁で、自立へのお考えも理解する部分もありますけれども、家賃の支払いにおいて現金を扱う必

要がなくなるなど、生活保護受給世帯、貸し主双方にメリットがあると思いますので、要件なども含めて検討をお願いし、この点は要望とさせていただきます。

次に、6番目の踏切への点字ブロック設置についてであります。この踏切におきましては、阪急の高架化によって解消となる場所もございますけれども、11年後の完成予定であります。その高架化の工事によりまして、道路の付け替えによって踏切位置がまた長くなる場所もあるかと思えます。視覚障害者の方が安心して踏切を渡るよう、そして福祉向上の一環としても、この踏切内、踏切外の点字ブロックの設置を要望し、私の一般質問を終わらせていただきます。

○南野直司議長 村上議員の質問が終わりました。

次に、水谷議員。

(水谷毅議員 登壇)

○水谷毅議員 それでは、順位に従い一般質問をいたします。

1点目、公共施設のWi-Fi環境の整備について。

この点については、過去の定例会でも質問をいたしました。その後、災害対応やデジタル行政の推進に関連して提案をさせていただき、先日6月3日に、摂津市と事業者の間で地域BWAサービスの実施に係る協定として締結されたと伺い、感謝を申し上げます。ここで、この協定締結により、避難所となる施設をはじめ、市内のほとんどの公共施設でWi-Fi環境が整うことになる伺いましたが、地域BWA事業の概要と協定の内容についてお尋ねします。

続いて、2点目の带状疱疹ワクチンの助成について。

最近、テレビでもこのワクチンについて

周知がされるようになり、市民の方からも問い合わせをいただきました。まず、带状疱疹の症状と予防について伺いをいたします。

続いて、3点目、アフターコロナの健康づくりについて。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響で、外出自粛により高齢者の体力低下が心配をされます。高齢者をはじめとしたコロナ禍での健康づくりについて、現状の取り組みを伺います。

4点目、味生公民館の建て替えについて。

コミュニティセンターとして整備を進めていかれるようですが、進捗状況について伺います。

続いて、5点目、ランドセルと通学時の子どもの持ち物について。

この件については過去にも質問を行いました。先日、保護者や児童にアンケートを行われた旨を伺いました。その内容と分析、今後の方向性についてお尋ねいたします。

最後に、6点目、中学校給食について。

全員喫食に向けて、方式や立地について様々な検討を進められている旨、伺っています。一案として、吹田市との給食センターの共同実施に向けた検討が行われていますが、その状況について伺いをいたします。

1回目は以上です。

○南野直司議長 答弁を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 地域BWA事業の概要と今回締結いたしました協定の内容についてのご質問にお答えいたします。

まず、地域BWAとは、地域の公共サー

ビスの向上やデジタルデバイドの解消等、地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的とした無線サービスでございます。一般的な通信サービスでは使用していない周波数を使用するため、災害時においても回線が混雑せず、安定した通信を維持できるといった利点がございます。

制度の枠組みといたしましては、通信事業者が自治体と協定を結ぶことにより、市町村の区域ごとに総務省から免許の交付を得た上で基地局を整備し、通信サービスの提供に利用することができるものでございます。

次に、協定の内容についてでございますが、協定の相手方は、兵庫県西宮市に本拠を置く阪神ケーブルエンジニアリング株式会社で、その内容は、地域BWAを活用し、災害時における避難所の情報通信手段の確保と公共施設のWi-Fi環境の整備を図るものでございます。

通信事業者から提供いただくサービスは3点ございます。1点目が、市内避難所40か所への災害時用Wi-Fiスポットの提供、そして、2点目が、子育て総合支援センター、正雀市民ルーム、正雀体育館、鳥飼体育館及び味生体育館の5施設にフリーWi-Fiのアクセスポイントを設置すること、そして、3点目が、持ち運び可能なモバイルルーター10回線の提供となっております。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

(荒井保健福祉部理事 登壇)

○荒井保健福祉部理事 带状疱疹の症状と予防についてのご質問にお答えいたします。

带状疱疹は、水痘ウイルスが原因で起こる痛みを伴う皮膚の疾患で、加齢や疲労、ストレス等で免疫力が低下したときに、再びウイルスが活性化して発症するもので、

50歳以上になると発症率が高まり、80歳までに3人に一人が罹患すると推定されております。

一般的に、带状疱疹になると、初めに神経性の痛みを感じ、その後、発疹や水膨れができますが、痛みや皮膚の症状は三、四週間続き、発疹などの皮膚症状が収まった後も、带状疱疹後、神経痛が残る可能性もございます。

発症予防や重症化予防の方法としましては、食事や運動、睡眠など、免疫が低下しないように日頃の体調管理を行うことや、50歳以上の方については、带状疱疹予防ワクチンを接種することが有効であるとされております。

続きまして、コロナ禍での健康づくりの現状についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の発生以降、外出しづらい状況が続いており、高齢者はフレイルや認知症の進行リスクが高まっていると認識しております。

このような中、高齢者の健康づくりや介護予防、体力回復の機会確保は重要であり、本市といたしましては、コロナ禍にあっても、一律に取り組みを中止することなく、感染状況を注視し、最大限の感染防止対策を講じながら、つどい場やウオーキング事業などを実施してきたところでございます。

また、本年度から、新たな取り組みとして、年齢に関係なく誰もが参加できるつどい場を第21集会所で開設したほか、外出機会・移動手段確保を目的に、訪問型サービスDの移動支援サービスを開始しております。

感染防止のため、依然として密を避ける、黙食するなど、活動に一部制限を継続

しておりますが、新型コロナウイルスの感染状況や、国、大阪府などの情報に留意しつつ、引き続き安全に配慮して各種事業を推進してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 (仮称) 味生コミュニティセンター整備の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で、基本構想整備のための地域懇談会の開催が遅れておりましたが、最近になってようやく感染者数に減少傾向が見られたため、味生公民館の登録クラブや自治会、老人クラブ、校区福祉委員、PTAなど、公民館を現在ご利用いただいている方を対象に地域懇談会をスタートいたしました。

地域懇談会は、基本構想素案の説明、その後、質疑応答及び意見の聴取を行わせていただき、さらに、いただいたご意見を反映し、基本構想案を作成してまいりたいと考えております。

基本構想策定後、令和8年度の竣工に向けて、令和5年度に基本設計、令和6年度に実施設計、令和7年度に建設工事を着実に進めてまいります。

○南野直司議長 教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 ランドセルに関するアンケートの内容と分析、今後の方向性についてのご質問にお答えいたします。

令和4年2月に児童、3月に保護者を対象に、ランドセルに関するアンケートを実施いたしました。回答率は、児童が82.8%、保護者が38.2%となっております。

保護者に対しては、「本市のランドセルが経済的な負担軽減になっているか」とい

う質問項目を設定したところ、「思う」、「やや思う」の回答率が87.7%と、多くの方の経済的な負担軽減になっていることが分かりました。また、ランドセルの使用については、1年生の多くが使用しているものの、3年生以降の学年で「使用していない」という回答が「使用している」という回答を上回っており、使用していない理由としては、ランドセルが小さい、荷物が多く入り切らない、教科書等の重みで肩ひもが痛いという理由などが挙げられていました。

一方、児童対象のアンケートでは、ランドセルの次のかばんとして、回答者の91%がリュックサックを使用されていることが分かりました。また、好きなランドセルの色については、1年生は紫色、2年生は紺色、3年生以上は黒色が最も多い結果でございました。

これらのアンケート結果を参考に、今後の改良を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、吹田市との給食センター共同実施に向けた検討状況についてのご質問にお答えいたします。

現在、中学校給食の全員喫食に向け、本市と吹田市の担当で構成する会議体で、健都イノベーションパークにおける両市での共同実施の可能性について検討を行っております。その中では、給食提供に関するコンセプトのすり合わせや概算費用の積算を行うとともに、健都のまちづくりに係る関係機関との協議等を実施しております。また、運用面では、調理、洗浄、配送、アレルギー対応など、共同で行う業務について議論を行い、課題を整理しているところでございます。

今後につきましては、6月末をめどに、

課題整理について両市でとりまとめ、事業内容を踏まえると、その後、できるだけ早い時期に共同実施の方向性について判断していく必要があると考えております。

○南野直司議長 水谷議員。

○水谷毅議員 これより一問一答にて質問いたします。

まず、1点目のWi-Fi環境の整備、地域BWA事業の概要と協定の内容について理解ができました。

今後、どのようなスケジュールで導入が進み、このサービスをどう活用していくのかお伺いをいたします。

○南野直司議長 総務部長。

○山口総務部長 地域BWAの今後のスケジュールについてでございますけれども、まず、通信事業者におきまして、総務省に対しまして無線局免許の申請を行います。その後に、総務省の審査など手続きを経まして免許を取得しましたら、基地局等の整備が進められることとなります。この期間は通常3か月程度と聞いておりますけれども、本市としましても、速やかに通信サービスの提供を開始いただけますように、事業者と連携してまいりたいと考えております。

次に、提供いただけるサービスの活用についてでございますが、まずは、避難所となる施設で安定した通信手段を確保することで、災害時におけます情報収集や市役所との情報共有などにおいて活用することができ、避難所運営の向上が図られるものと考えております。また、各施設におきましても、高齢者向けスマートフォン講座の開催でありますとか団体活動のウェブ配信、そしてリモート会議や研修など、様々な場面での活用が期待できるものでございます。

今後につきましてはですが、市民の安全・

安心を確保するとともに、市民サービスの向上、行政事務の効率化などの観点から、防災担当、各施設所管とも連携し、活用方法についてさらに検討を進めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 水谷議員。

○水谷毅議員 導入のスケジュールについては速やかにとのご答弁でした。風水害が心配される秋口頃までには使えるように要望いたします。

活用については、災害時の情報共有が可能であると伺いました。このたびの回線の特徴として、災害に強いものと伺いましたが、停電などでも機器の使用が可能かどうか確認をお願いしたいと思います。

また、スマホ講座やウェブ配信、会議にも活用とのことでしたが、施設内の広範囲で使えるのかどうかなど、実務に沿った能力を持ち合わせた内容であるのかどうか、しっかり仕様や動作確認をいただき、担当所管との連携で有効な活用が進みますように要望いたします。

次に、２点目の带状疱疹の症状については、かなりの痛みを伴う疾患であることを伺っています。また、予想以上に罹患率が高く、３人に一人という数字には驚きました。带状疱疹のワクチンの接種についての本市の考え方や他市での取り組み状況についてお尋ねをいたします。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 带状疱疹は、法令に定められた定期予防接種の対象疾病ではないため、ワクチンを接種する場合は任意予防接種となり、接種にかかる費用について、本市での公費助成制度はございません。自治体独自の公費助成制度を設けている団体が全国に幾つかあることは承知いたしておりますが、現在、厚生労働省の厚生

科学審議会において、有効性や安全性の観点から、带状疱疹ワクチンを予防接種法に基づく接種対象のワクチンに採用するかどうか、専門家の議論が進められている状況でございますので、本市としましては国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 水谷議員。

○水谷毅議員 ワクチンには二つの種類があり、そのうちの一つ、不活化ワクチンの持つ予防効果率は９７．２％と、効果の高い結果も出ています。

ここで他市の事例を一部紹介します。５月１日から予防接種費用の一部助成が始まった愛知県蒲郡市は、人口が約８万人、本市とほぼ同じ規模です。ここでは、高額なワクチン接種費用が接種のハードルと判断し、２回接種で４万円かかる費用のうち、１回当たり１万円助成をしております。約半額です。

また、昨日のある新聞の投稿欄に次のような記事が掲載されていまして、ご紹介をさせていただきます。東京の７４歳の女性、「带状疱疹ワクチン接種に助成を」というタイトルで、「しばらくぶりに会った友人から带状疱疹だったと聞いて驚いた。今年になり親しい友人が带状疱疹になったのは二人目だ。私も、３年前の夏、左胸が神経痛のように痛み、３日後に背中、左側も痛み出した。見ると赤い斑点と水膨れが带状に広がっている。そして、ちくちくと刺すような痛みで襲われるようになった。翌朝、病院で带状疱疹と診断され、１週間入院。抗生剤の点滴を受けた。痛みが薄れたかなと思いながらも、結局、初冬まで通院した苦い経験がある。带状疱疹の予防にはワクチンの接種が有効だ。また、一度かかっても再発することがあるそうで、

私も免疫力が低下する頃に受けたいと思っている。しかし、費用を調べてみたら、1回当たり数千円から2万円前後と高額。ちゅうちょせざるを得ない。助成制度を全国の自治体で創設してください。」と、端的に内容を捉えた記事であると感じました。

助成金には財源も必要ではありますが、本市でも、いま一度、高い発症率と、その治療に要する医療費を試算し、市民の皆さんの健康を守る施策として一日も早い助成金の実現を強く求めます。また、予防方法の情報をホームページなどでいち早く発信されますよう要望いたします。

次に、3点目、アフターコロナの健康づくりについて。

つどい場やウォーキング事業など可能な限りの再開や、今回、新たに外出機会・移動手段確保を目的とした移送サービスの開始について評価をいたします。

コロナ禍3年目となり、今後の事業展開をどのように進められるのか、お伺いをいたします。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 今後の事業展開につきましては、運動をテーマにした介護予防講座や、大阪成蹊短期大学と連携し、栄養改善に向けたレシピの開発などを進めるとともに、コロナ禍でも取り組めるウォーキング等をテーマにした動画を作成・配信していく予定をしております。

また、つどい場を利用される方々を対象に、フレイルに関する健康データの収集・分析を行い、介護予防に資する取り組みを効果的に展開してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 水谷議員。

○水谷毅議員 ひとり暮らしや高齢夫婦になると、比較的栄養のバランスが偏りがちと

なり、このたび大学と提携したレシピ開発や健康データを基にした介護予防は、すばらしい取り組みであると思います。あとは、スマホを持たない方や受信データ容量に制限のある方、また、操作がよく分からない方にどのように活用を進めていくのか、そういう側面にも配慮して取り組まれることを要望いたします。

さて、ここで、高齢者の健康づくりで最前線を担う校区福祉委員会が実施しているサロン活動について、民生委員をはじめとするスタッフの担い手不足や高齢化も進み、地域の方の負担も大きく、課題であると考えますが、市としての考えをお伺いいたします。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 地域における活動については、多様な主体の連携・協力により展開されることが望ましいと考えておりますが、地域の担い手が減少していく中、運営にかかる負担が大きくなっているのが現状でございます。

このような状況を踏まえ、第4期摂津市地域福祉計画では、新たな担い手の確保、担い手の負担軽減を取り組みの柱として掲げております。サロン活動やつどい場は、高齢者の健康づくりにおいて非常に重要であり、それぞれのよさを生かして発展できるよう、担い手の負担軽減や効果的な健康づくり、介護予防につながる工夫について検討してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 水谷議員。

○水谷毅議員 地域福祉計画にも取り組みの柱として掲げられている点は理解ができました。私も福祉委員会の一員として活動しています。サロン活動とは異なる部会ではありますが、サロンを運営する方から、将来的に福祉委員会と市で進めているつどい

場の活動をどのようにしていくのかとのお問い合わせがありました。現時点でサロン活動には大きな支障はまだありませんけども、今後、民生委員の担い手確保が困難になった場合には、たちまちこれらの活動に影響があります。各校区の実態や将来性を社会福祉協議会といま一度総点検していただき、手を尽くしていただきたいと思います。

つどい場については、委託型や補助型の推進が進み、比較的近いところで活動に参加できるようになったという利点は取り組みの大きな成果だと考えます。それぞれの取り組みが相乗的に生かせるように、また、市民の皆さんがやってみたいと思っていただける介護予防、健康施策へとさらに発展できますよう要望いたします。

次に、4点目、味生公民館の建て替えについて。

現状、基本構想の素案を基に説明会を進めておられる点、理解をいたしました。

味生地区は、住所地名としては一津屋です。ご存じの方も多いと思いますが、この津屋という言葉を見ると、津は船着場や倉庫という意味があるそうです。古くから舟の渡しにより人の往来も活発な地の利であったようであります。一津屋公会堂の存在はそれを示しているように感じます。ある意味、昔はここがコミュニティの最前線であったものと推察をいたします。

その上で、今後、別府コミュニティセンター建設時の様々な経験を生かし、この地ならではのすばらしい施設を地域の皆さんの意見をよく聴いて盛り込んでいただきたいと思います。

また、利用料金について、より利用しやすい料金体系への見直しなど、市全体のコミュニティ施設を含めて再検討していただきますよう強く要望いたします。

次に、5点目、ランドセルと通学時の子どもの持ち物について。

アンケート結果については、経済的な負担軽減につながっており、保護者には大変喜ばれていて、うれしく思いました。以前にテレビなどでも紹介され、本市のランドセルの事業は反響があったと思います。今後も継続して取り組んでいただきたいことを望みますが、サイズや色柄、そして肩ひもの改良等、早期の対応を要望いたします。

次に、子どもの持ち物として、学校で使用する教科書など、通学時の荷物軽減に関する取り組みについてお伺いをいたします。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 これまで、市内の小・中学校では、教科書、ノートなどは持ち帰るように指導をしておりましたが、平成30年度の児童・生徒の携行品の重さや量への配慮を求めた文部科学省の事務連絡を受け、現在では全ての小・中学校で持ち帰りを強制するような指導はしていません。

また、荷物軽減に関する取り組みとして、例えば、机の中に置くことのできる教科書、ノート類をふやせるように、お道具箱を机の横にかけられるお道具バッグに変更している小学校や、タブレット端末があれば教科書がなくても取り組める宿題や課題を出すことで、教科書を持ち帰らなくて済むように取り組んでいる中学校もございます。

○南野直司議長 水谷議員。

○水谷毅議員 持ち帰りの荷物を軽減する取り組みについては理解できました。

教科書協会の資料によると、最近の15年間で教科書の総ページ数が1.7倍にふえているようです。カリキュラムやA4サ

イズへの変更など、幾つかの要因が考えられます。既に夏に向かい、水筒やプールバッグなど、荷物はふえております。教育現場の小まめな荷重の確認を行い、現場の先生方から工夫と知恵を絞って、軽減に対する取り組みを継続して要望いたします。

最後の6点目、中学校給食について。

吹田市との共同実施については、様々な観点から議論や課題整理をしておられる点、確認ができました。

最も心配している内容として、本市と吹田市を合わせた大規模の配食数を運営委託できる事業者は、国内でも多くはないと考えます。また、配送についても、候補地は市内の北西部寄りに位置し、配送の時間的な面も課題となります。そういった各種リスクを含め、様々な可能性をしっかりと検証し、方向性を決定していくように要望いたします。

そこで、全般的な給食センター設置に向け、その課題についてはどのように認識し、検討を進めていくのか、お伺いをいたします。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 給食センターを設置するに当たり、まずは場所の課題がございます。給食センターは工場となるため、建設できる用途地域は限定されます。また、健都イノベーションパークの用地を除き、現在、用地を確保しているわけではないため、現市保有地を活用するのか、新たな土地を取得するのかなど、大きな課題がございます。

次に、規模がございます。対象となる生徒数や教職員等の将来推計はもとより、今後の小学校給食調理施設の改修等を念頭に置き、中長期的な学校給食の運営について

も精緻に検討していく必要があると考えております。

さらに、先ほどの答弁でも申し上げました配送やアレルギー対応に加え、各中学校における配膳室の設置や、教員による給食指導の在り方など、課題は多岐にわたり、財政負担も含め、一つ一つ丁寧に検討していく必要があると認識をしております。

○南野直司議長 水谷議員。

○水谷毅議員 まずは場所については、限られた市域の中での選択になり、なかなか難しい課題であると思います。先の吹田市との共同実施と並行して判断を要する複合懸案事項であると考えます。

また、規模については、もちろん将来推計を基にする課題もありますが、どこまでも子どもや保護者ファーストで、安定的な運営にまずは重きを置くことも大切であると考えます。

また、答弁にもありましたように、受け入れる学校側のソフト的な対応や、配膳室などのハード面での課題などを考えると、現状のスケジュール感で進めることができるのか少し心配になります。いま一度、多岐にわたる課題を整理し、令和8年度の安全な稼働に向けて全力を尽くしていただくよう要望して質問を終わります。

○南野直司議長 水谷議員の質問が終わりました。

次に、野口議員。

(野口博議員 登壇)

○野口博議員 それでは、最初に、本市の財政状況と市民の命とくらしを守る対策についてお尋ねします。

6月、削減された年金支給額が通知されました。大変な物価高騰、賃金も上がらず、そして年金も削減に。国民の怒りが広がっています。自治体としても、物価高騰

から暮らしを守る課題に最大限取り組むことが大切です。

日本共産党は、国会の場で、世界的には、昨年54か国、今年は91か国が消費税減税をしていること、そして、ドイツにおいては、この10月から最低賃金を12ユーロ引き上げおよそ1,683円に、年金は、東ドイツの地域では6.1%引き上げることになったことも取り上げ、最大の景気対策として消費税5%の減税、そしてインボイス制度導入の中止等を訴えています。

また、新型コロナウイルス感染対策では、第7波に向けて市独自の対策、そして今、発熱したとき、また、陽性者となった場合の対応が自己責任になっている現状を把握し、安心して治療できる環境づくりを具体化することが必要です。

そこで、3点お聞きします。

一つは、2021年度、つまり令和3年度の決算における四つの主要基金の残高について。

二つ目に、今回、新型コロナウイルス感染症対策としてグルメクーポン券やプレミアム付商品券などを提案していますが、どういう議論を行ってきたのかについて。

三つ目に、新型コロナウイルス感染症対策です。陽性者の数は減少してきていますが、それでも、今年1月から5月までの陽性者数のトータルは7,157人です。その周りには当然無症状者も多数いると思います。やっぱりいつでもどこでも検査できる体制を拡充すべきだと思います。また、先ほども申し上げました発熱または陽性者となった場合、ちゃんと治療されているのかという実態把握、医療機関への支援、自宅療養支援パックの制度の改善、保健所への要請等々、具体的に取り組んでいくべき

だと思いますが、いかがでしょうか。

二つ目に、核廃絶の課題に対する取り組みについてです。

ロシアによるウクライナ侵略からちょうど4か月がたちました。多くの人命が損なわれる痛ましい事態に世界中が心を痛めています。

その中で、国内では、この機に乗じて、軍事力を2倍にふやせ、核兵器の共有、憲法第9条は無効などと、私どもから言わせれば、戦争できる国づくりの議論が盛んに行われています。特に、世界で唯一の戦争被爆国日本で抑止力に言及することは、被爆者を冒瀆することになり、許されないことであります。

核兵器は人類と共存できません。国際条約となった核兵器禁止条約は、現在、署名調印86か国、批准は62か国に達し、初めての締約国会議が昨日まで開催されました。本市として、核廃絶の課題に対して、取り組み状況についてお聞きします。

3番目に、自衛隊への若者の名簿提供についてです。

本市は、6年前の2016年度から、従来の自衛官が来て閲覧・転記する対応を変え、名簿を提供することになりました。我が党は、監査基準委員会報告書に照らして違法ではないか、法に照らして従来の閲覧・転記に戻すべきだと強く申し上げてきました。全国的には約6割の自治体が名簿等を提供していないと言われています。今年度から本市は、個人情報保護審議会の可能な限り市民の方に伝わる工夫をすること、また、除外申請者の個人情報について厳重な取り扱いをするようにとの答申を受け、情報の提供を望まない人の除外申請について受け付けを始めることになりました。この間の動きについてお聞きします。

4 番目に、災害対策についてです。

一つは、関西も梅雨に入りましたが、どういう備え、準備をしてきたのかについて、まずはお尋ねします。

二つ目に、今年度の取り組みについてです。この間、全世帯に配布された防災ブックや広報せつつ6月号において、地震時や水害時の被害想定、市民一人一人が災害時、いつ、どこへ、どのように避難するか等、特に豪雨災害においては、市民の約7割が避難を要する本市において、今年度も様々な取り組みが計画されていますが、その内容についてお聞きします。

5 番目に、補聴器購入に対する市独自の助成制度創設についてです。

65歳以上の高齢者の半数は加齢性の難聴と推定されています。この間、高齢者の社会参加の重要性、認知症予防との関係で、東京都をはじめとする全国でこの制度をつくる自治体が広がっています。近畿では兵庫県や明石市などで実施されています。本市議会も、3年前の第3回定例会において、全会一致で国に対する関係意見書が採択されています。ぜひ制度創設に向けて検討を始めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、千里丘駅西地区再開発事業についてです。

総工事費241億円、市負担40億円の再開発事業は、今年10月頃の権利変換計画決定を受け、取り組みが行われています。100名を超える地元権利者の約2割しか権利変換を希望されていない点で、弱小の権利者が出ていかざるを得ない再開発事業の本質を見る思いがしています。担当として人の権利と今後の将来に関わる大変な仕事で、苦労も多いと当然感じています。これまで私は、2020年2月の都市

計画決定時の意見書に込められた権利者の思いにも応えて、市独自の対策を求めてきました。しかし、残念ながら対応は不十分であります。関係法律に基づいての対応だけでは誰のための開発かと言わざるを得ません。これまでの対応についてどう認識されているのか、お尋ねいたします。

以上、1回目です。

○南野直司議長 答弁を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 主要基金の残高及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業の市の考え方についてのご質問にお答え申し上げます。

まず、基金残高についてでございますが、現在、令和3年度決算の集計作業を行っているところでございます。令和3年度決算では黒字になる見込みでありますことから、財政調整基金に約14億5,000万円を積み立てることにより、財政調整基金の令和3年度末の現在高は約75億円と見込んでおります。また、公共施設整備基金、そして減債基金を加えました主要3基金における残高は、約141億円となる見込みでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、市民や事業者の皆さんが引き続き厳しい状況下にあることは十分認識をいたしているところでございます。活用事業の決定に当たりましては、各部署からの提案事業につきまして、新型コロナウイルス対策本部会議におきまして検討し、状況に応じた施策を実施しているものでございます。

今回提案させていただいております一般会計補正予算（第3号）におきましては、物価高騰等による生活困窮など市民生活に対しての支援策のみにとどまらず、同時に地域経済を活性化させることが必要と考え、実施事業を選択し、決定したものでございます。

財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしますが、必要な支援策につきましては、さらに一般財源を投入し、実施していくものでございます。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

（荒井保健福祉部理事 登壇）

○荒井保健福祉部理事 新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、検査体制といたしましては、市内診療・検査医療機関で実施している症状のある方を対象としたPCR検査及び抗原検査がでございます。

本市では、検査体制を拡充するため、独自で創設した検体採取補助金制度を令和2年度から開始しており、令和3年度の交付状況によると、市内医療機関20か所においてPCR検査1万5,860件、抗原検査5,738件が実施されたところでございます。また、濃厚接触者を除き、無症状で感染の心配がある人などを対象とした検査が、現在、市内の薬局9か所で実施されているほか、クラスター発生防止等を目的として、医療機関や高齢者施設等を対象とした検査もあり、いずれも検査費用は無料となっております。

次に、診療体制につきましては、発熱患者の診療・検査が可能な医療機関について、大阪府が指定する診療・検査医療機関が現在市内に24か所ございます。本市で

は、市内医療機関の指定を促進するため、令和2年度に体制整備支援補助金を独自で創設し、発熱患者の診察に必要な環境整備や物品購入を支援し、診療体制の確保を図りました。その結果、摂津市医師会の多大なご協力を得て、診療・検査体制は新型コロナウイルス感染拡大当初に比べ拡充されております。

市としましては、検体採取やワクチン接種に関する補助を行うことで、市内医療機関を支援するとともに、診療・検査医療機関の情報を地域の医療機関や保健所と共有し、発熱患者の状況に合わせて相談に対応できるよう体制を整備しているところでございます。

続きまして、加齢性難聴者の補聴器購入助成についてのご質問にお答えいたします。

補聴器購入助成については、国制度として、聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けている方に対して、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度等が講じられております。加齢性難聴の方への補聴器購入助成につきましても、市としての助成制度ではなく、国の助成制度において対応することが望ましいとの考えから、全国市長会を通じて、必要な措置を講じるよう、令和3年度より要望を行っているところでございます。

なお、市独自の助成制度の創設につきましては、東京都や明石市の事例は承知しており、高齢者のニーズや近隣自治体等の動向を注視しながら制度の在り方等を研究してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 市長公室長。

（平井市長公室長 登壇）

○平井市長公室長 平和についての本市の取り組みについてのご質問にお答えいたしま

す。

終戦から長い月日が経過し、戦争体験そのものが風化しつつある中、戦争の悲惨さや命の尊さ、平和の大切さを次世代に語り継ぐことは、我々行政に与えられた重大な使命であります。

昨今、原爆被害者をはじめ、戦争体験者の高齢化が進み、日々の暮らしの中で戦時中の様子を直接に聞く機会が大変少なくなっております。そこで、今年の平和月間では、国立広島原爆死没者追悼平和祈念館から語り部の方をお招きし、被爆体験伝承講話を実施し、原爆の実相などをお話いただきます。また、戦争の体験を次の世代に伝え、平和の大切さを学んでいただくため、戦時中の実物資料展を実施いたします。

今後も、平和文化がさらに根づくように、平和を考える市民のつどい等の開催、核兵器禁止条約の早期締結を求める署名などに取り組んでまいります。

○南野直司議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 自衛隊への若者の名簿提供についてのこれまでの経過や法的根拠、推移についてのご質問にお答えいたします。

自衛隊への名簿提供については、自衛隊大阪地方協力本部長からの依頼に基づき、平成28年度から従来の閲覧方式を改め、住所、氏名、生年月日、性別の4情報を紙媒体で提供しています。今年度からは、摂津市個人情報保護審議会の答申に基づき、自衛隊への名簿提供を望まない方への配慮として、新たに除外申請制度を設け、申請手続をされた方は自衛隊への提供リストから除外しています。

この名簿提供につきましては、自衛官募

集事務が自衛隊法第97条において市町村の法定受託事務と定められ、自衛隊法施行令第120条では、必要があると認められるときは、市町村長に対し必要な報告または資料の提供を求めることができると規定されています。

摂津市個人情報保護条例第9条第1項第2号では、個人情報の提供に関して、法令等の定めがある場合には提供可能としています。また、住民基本台帳法を所管する総務省からも、防衛省と連名で、自衛隊法施行令に基づき、提供する資料として住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないとした見解が文書にて示されており、それらに基づいて提供するものです。

対象者の推移としましては、平成28年度は平成2年4月2日から平成11年4月1日の間に出生した男性のみ3,904人を一括して提供、平成29年度からは18歳の男女を対象として841人、平成30年度は787人、令和元年度は823人、令和2年度からは22歳の男女も加えて1,644人、令和3年度は1,691人、令和4年度は除外申請14人を除くと1,621人となっています。

○南野直司議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 梅雨時期に備えた事前の災害対策についてのご質問にお答えいたします。

側溝等に関しましては、まずは日頃より地域の皆様に清掃を行っていただいております。必要に応じ、ごみの回収をさせていただいております。市による事前対応といたしまして、台風など大雨が予想される場合には、過去に、道路が冠水した場所を中心

に、職員による側溝や集水ますなどのパトロール、清掃を行っております。

さらに、本市におきましては、大雨による浸水被害を防ぐため、初動時の体制として、建設部の6課と上下水道部下水道事業課、総務部防災危機管理課の職員で構成する初期防災班を組織しております。その主な役割は、摂津市内において大雨・洪水・暴風警報などが発表された場合、指定された担当職員が速やかに市役所に参集し、降雨や浸水状況の調査、道路・公園・水路などのパトロール、及び市内各所の取水口、ポンプ場施設への配備、稼働対応などを行っております。

毎年度当初には、初期防災班の庁内説明会を行い、その中で、梅雨入り前までに取水口並びにポンプ場施設の機械等について作動確認を行うよう指示しております。また、土のうにつきましても、袋が破れ使用不可になった土のうなどの取り替えや補充を定期的に行い、使用時に備えております。梅雨に入りましても、早め早めの対応を取ることで、今後も浸水などの災害を未然に防げるよう努めてまいります。

続きまして、千里丘駅西地区再開発事業についてのご質問にお答えします。

本事業の都市計画決定に至る縦覧手続におきましては、102件の意見の提出があり、本事業を進めてほしいといったご意見のほか、高層マンションの必要性や、その建設による周辺の影響に懸念を示すなどのご意見がありました。これを受け、住宅や商業業務施設の規模につきましては、JR千里丘駅周辺の人口動態や市場ニーズ、事業採算性等を考慮し、再検証するとともに、周辺環境の影響につきましては、ビル風シミュレーションにより風の影響を確認するといった検討を行った上で、令和3年

6月30日に事業計画を決定いたしました。現在は、令和8年度の完成に向けまして、事業の推進に鋭意努めているところでございます。

また、これまで関係権利者の方々と個別面談をさせていただいてきた中でも、様々なご意見・ご要望をお聞きしており、特に移転の時期や移転先の確保等についてのご意見が多くございました。移転の時期につきましては、本事業では、今年の秋頃に予定しております権利変換計画決定後に補償を行い、移転していただくことが原則ではありますが、早期に移転したい、移転期間が短いとのご意見に対応するため、国や大阪府と協議・交渉を重ね、その結果、今年度4月以降の移転に対応できることとなりました。現在、早期移転を希望される方への補償を進めているところでございます。

移転先につきましては、関係権利者の方々から移転場所や規模などの条件をお聞きした上で、本市が物件情報を収集し、提供させていただくといったことや、大阪府と府営住宅の活用について協議を行った結果、本事業完成までの期間ではありますが、入居することが可能となりましたことから、関係権利者の方々のご意向をお伺いし、ご紹介させていただいております。

事業の実施に当たりましては、関係法令・基準を遵守して進める必要があり、全てのご意見・ご要望にお応えすることはできませんが、可能な限り対応しながら、また、関係権利者の方々のご協力も得ながら事業を進めることができているものと認識しております。

○南野直司議長 総務部理事。

(辰巳総務部理事 登壇)

○辰巳総務部理事 今年度の水害対策への取り組みにつきましてお答えをいたします。

本市におきましては、安威川や淀川が氾濫した場合、8割以上の地域が浸水するとともに、特に安威川以南の地域におきましては、全域が浸水し、2週間以上継続すると想定されますことから、市民の皆様には市外の浸水しない安全な地域への広域避難を働きかけております。

市民の皆様に安全に広域避難していただくため、市外の避難先の確保に向けて、近隣自治体と共に調整を進めており、先月、災害時に店舗駐車場等を吹田市と共同で避難場所として使用させていただくための協定を吹田市にありますホームセンターと締結したところでございます。また、万博記念公園につきましても、近畿地方整備局、大阪府が事務局の三島地域広域避難検討ワーキンググループにおきまして、具体的な検討を進めており、引き続き広域避難先の確保に努めてまいります。

また、市民の皆様には、円滑に広域避難を行っていただくため、市外の避難先を定めた後、避難先までのルートを確認し、移動に必要な時間を見積もるとともに、出発に必要な準備の時間を含めて、水害時にどのように行動するかを検討していただき、市民の皆様それぞれのマイタイムラインを作成していただくよう働きかけてまいります。また、その際には、防災サポーターに登録させていただいた98名の皆様にもご参加いただき、マイタイムラインの作成促進を図ってまいりたいと考えております。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 2回目に入ります。

最初に、財政問題と命と暮らしを守る対策の問題です。

まず、主要基金についてです。

令和3年度、三つの主要基金について、

残高141億円と。もともとこれに加えて土地開発基金25億円があります。これは、財政調整基金と減債基金を利用しておりますので、千里丘駅西地区再開発事業と阪急京都線連続立体交差事業が終われば当然戻ってくるお金でありますので、これに加えて4主要基金で166億円になります。過去最大の基金だということをお互いにまず確認しておきたいと思います。

そこで、私は、この財源を活用し、本気で市民の暮らしを守る対策に入りたいと思います。この30年間、いわゆる新自由主義経済の下で日本は成長しない国になってしまいました。貧富の格差はだんだん拡大しまして、賃金は上がらないと。この25年間で実質賃金が61万円減りました。その結果、よく国会審議で使われますけども、貯蓄ゼロ世帯が20代では61%、30歳代、40歳代、50歳代は40%を超えています。60歳代では37.3%となっています。これに今日の大変な物価高騰が追い打ちをかけています。今回、補正予算で、地域経済活性化と生活支援を目的として二つの提案が行われています。それ自体を私は否定するわけではありませんけども、それが的を射た対策なのか、きちんと整理する必要があると思います。本市の行政水準はどうか、公共料金は高いのか低いのか、市民の収入状況はどうか、そして、この間の新型コロナウイルス感染拡大の影響の中でどの層が大きな影響を受けているのかなどをきちんと分析されて、この予算を活用していただきたいと思います。

この間、各自治体では、直接的な支援として、水道料金の減免や給食費の減免ないしは無償化に踏み出しているところがたくさんあります。市民の暮らしを守り支える

立場から、この過去最大の危機には、大阪府内でトップクラスの財政力を活用して今頑張るべきだと思いますけども、いかがでしょうか。

○南野直司議長 総務部長。

○山口総務部長 財政力等を生かしまして財源をしっかりと充てていくべきじゃないかというご質問であったと思います。

新型コロナウイルス感染症への対応として、これまで様々な施策を実施してきましたけれども、その都度、必要な財源ということにつきましては、その確保に努めてきたところでございます。もちろん、議員がおっしゃるとおり、これまでに対策してきた事業につきまして、一定しっかりと検証した上で、必要なところをしっかりと見極めて、今後また、市の新型コロナウイルス対策本部会議の中でいろんな事業を検討した上で、そこで必要な事業ということになりましたら、その財源についてはしっかりと手当てできるように努めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 これまでも議論をさせていただきましたけども、この前いただいた資料を見ますと、摂津市は所得200万円以下の世帯が65%を占めています。これに今の大変な物価高騰が押しつけられている状況でありますので、大変な生活状況だと僕は思っています。ですから、改めて暮らしを守ること、そして、その結果、行政水準を引き上げていただきたいということで、1回検討をちゃんとしていただきたいと思います。お願いしておきます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策です。

ぜひ実態をつかんでいただきたいと思います。大阪府が65歳未満については保健

所は関わらないと、65歳以上についても症状を聞いて対応すると方針変わりして、今、現場は大変であります。発熱した場合の対応、家族の中に陽性者が出て家族全部が濃厚接触者となった場合、なかなかかかりつけ医も面倒見れないと、ましてや、保健所は65歳以上であってもなかなか連絡が取れないと、結局自己責任で対応していると、こういう声が届いています。無料検査の薬局においても、数が少なく、結局自分たちで購入して検査をしているという声も届いています。だから、ちゃんと実態を調査していただきたいと思います。

全国最悪の死亡者を出した大阪府の対応では命を守れない事態になっていきます。ぜひ本市として、市内の医療機関と協力して、自前で検査の拡大など取り組んでいただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 医療機関での治療、宿泊療養、自宅療養につきましては、保健所が中心となり対応されております。市といたしましては、今後も引き続き、日々保健所と連携し、必要に応じて実態や状況を把握し、相談対応、情報発信等を行ってまいりたいと思います。

診療・検査の拡大につきましては、令和4年度も引き続き市独自で検体採取補助金を設け、市内の医療機関に対する支援を行うなど体制整備に取り組んでおります。

また、大阪府が実施する様々な無料検査につきましても、徐々に拡大されてきており、今後も最新情報を市ホームページ等で周知し、市民の皆様に安心いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 ぜひ実態をつかんでいただき

たいと思います。

この何日かのニュースを見ますと、徐々にですけども陽性者の数はふえ続けております。第7波に向けて自治体としても準備をすることも大事な課題でありますので、ちゃんと自前でやれるように頑張っただけ検討していただきたいと思います。

次に、核廃絶の取り組みです。

資料をいただきました。市として取り組んできたこの間の核兵器禁止条約参加を求める日本政府に対する署名数は、この6年間で2,369人です。ぜひこの署名も含めての取り組みを展開していただきたいと思います。

それで、きょうは平和公園のリニューアルについてお聞きします。

毎年、この公園を舞台に幾つかの平和に関する取り組みが行われています。この際、平和の拠点として平和公園のリニューアルを求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 ご質問にお答えいたします。

平和公園は、昭和61年、国連の国際平和年に平和をテーマとして整備された公園で、36年が経過しております。平和宣言都市・摂津市を象徴する公園として、また、市民の憩いの場として愛されている公園でございます。主な施設としましては、原爆で焼かれた被爆石、平和の鐘、平和のゲート、祈る子の像がございます。また、昨年8月には、摂津市原爆被害者福祉協議会が50周年記念として石碑を建立されました。

今後につきましても、平和公園の設立の趣旨、平和公園を拠点として多くの市民の方に集まっていただき、平和の問題を考え

ていただくことや、平和公園を生かした取り組み、どのような啓発の催し等がよいのか等について、公園担当課とも協力して取り組んでまいりたいと考えております。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 ぜひ公園の再整備に向けて検討していただきたいと思います。

市長にお尋ねいたします。今の情勢をどう捉えているのか。なかなか難しい問題でありますけども。併せて、きのう、核兵器禁止条約が国際条約として発効され、3日間の締約国会議が終わりました。市長の核廃絶に対する思いをぜひ聞かせていただきたいと思います。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 あるときは核、あるときは原子力と、言葉は違いますが、これはどっちも一緒でございます。でき得るならば、この地球からなくなればいい、なくすべきだと思っています。ただ、そうは言いますものの、日本のような資源小国はエネルギーを一定量原子力に委ねている現実がありますので、非常に悩ましい問題でもあります。ただ、今おっしゃいましたように、そんな中、核兵器禁止の条約が批准され発効した、これは非常にいいことではないかと思っております。ただ、条約ができましても、ご案内のとおり、平気で核兵器をちらつかせて世界に挑発するロシアのような国があることもしっかりと踏まえておかなければなりません。それだけに粘り強くいろんな取り組みをしていかなければならないわけでございます。

もう何度も今まで答弁もありましたけれども、摂津市は昭和58年にいち早く平和都市宣言を行いました。これは、市民の皆さんに平和の尊さを説くというんじゃなくて、認識をしていただくまちづくり、これ

を目指そうとできたんだと思います。以来、毎年7月、8月、これは平和月間でございます。それにまつわるいろんな取り組みをしてきたところでございます。世界で唯一の被爆国でありますから、どんな状況にあらうとも、粘り強く、駄目は駄目としっかりと言えるように、いろんな機会を捉えて啓発活動等々に取り組んでいきたいと思ひます。

以上です。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 今の情勢に対する見方は、当然若干の違いはありますので、それは承知の上で質問させていただいておりますけども、この間のいろんな市長の行動に対しては敬意を表しておきたいと思ひます。

それで、先ほどの問題に戻りますけども、できれば、平和公園のリニューアルについて、率先して取り組んでいただきたいと改めて強調しておきたいと思ひます。

次に、自衛隊への若者の名簿提供問題であります。

先ほど数字の答弁がありました。計算しますと、摂津市はこの7年間に総数で1万1,311人の名簿が提供されたことになります。

お話にありましたように、昨年2月5日に、防衛省と総務省が、名簿提供問題に対して、住民基本台帳法上、特段の問題を生じるものじゃないと通達をわざわざ出したんですよ。それでも、全国では約6割の自治体が閲覧・転記で法律に基づいた対応をしているんですよ。そして、この昨年の通達を受けて、今年から名簿提供に変えた自治体の多くは、少なくとも除外申請制度を導入して出発しているわけでありまふ。本市は、ご承知のとおり、この名簿提供から7年目を迎えた今年、除外申請制度を導入

したわけで、この点でも改めて摂津市の個人情報に対する認識は低いと言わざるを得ません。

今回、除外申請された方からのご意見がありましたので、少し紹介しながら今後の展開について確認したいと思ひます。こんなご意見です。一つは、あらかじめ対象者全員に自衛隊の名簿提供を知らせた上で、了承もしくは除外を選択させ、了承の人のみ提供すべきではないか、二つ目に、窓口に行ったり郵送したりする際に、本人確認書類は必要ですかと、ホームページから申請できないのかと、こんな声であります。今回、除外申請は僅か14件だけでありまふけども、ぜひこうしたご意見を受け止めて納得できる改善を行うべきではありませんか。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 それでは、ご質問についてお答えさせていただきます。

このたび、実際に受け付けた14件という数値は、除外申請を実施している他の自治体と比較しても非常に多く、市民への周知の効果があつたものと考えております。

ご質問にございました対象者全員に了承あるいは除外を選択させる場合、限られた期間内に全員から回答があるとは限りません。毎年約1,600人に及ぶ対象者全員から意思確認を取り付けることは非常に難しいのではないかと考えております。

また、除外申請の受付方法については、今回は、申請書を直接持参、あるいは持参が難しい方のために郵送での受付としておりました。より利便性を高めるためのオンライン申請については、添付書類の取り扱いなど課題整理を進めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 今言われたように、毎年僅か約1,600人なんです。やる気ならできんですよ。審議会答申を見られたと思いますけれども、こういうふうに書いていますよ。本件は、市民と市役所との信頼関係を構築する上で非常に重要なものであるため、可能な限り市民の方に伝わる工夫をすることと述べています。ちゃんと書いてあるんですよ。このことを真摯に受け止めて、少なくとも、作業はすぐ簡単に済むわけで、対象者全員に毎年知らせること、これをやるべきじゃありませんか。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 それでは、ご質問についてお答えさせていただきます。

今年度から新たに開始した除外申請については、市内に全戸配布している広報紙や市民課ホームページへの掲載だけにとどまらず、摂津市個人情報保護審議会の答申に基づき、名簿提供対象となる若い年齢層に広く利用されているSNSを活用した市の公式LINEへの掲載、市民課窓口や市民課周辺におけるポスター掲示やチラシの配架を実施して、他の自治体よりも広く市民への周知を図りました。次回以降も、対象者全員への個別送付ではなく、現状の周知方法にさらなる工夫を加えながら、市民の目に留まる周知を図ってまいりたいと考えております。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 ちゃんとやることをやって正々堂々とやったらいいんですよ。僕はそう思いますよ。少なくとも、昨年2月5日に二つの省が連名で問題ないと通達を出したけども、6割の自治体は法を守れということで頑張っているんですよ。ぜひこの6割に及ぶ自治体の状況も勉強していただいて学んでいただきたいと、その結果、きょう

申し上げた点をもう1回検討していただいて、まともな方向で除外申請を改善してほしいと強く申し上げておきます。

次に、災害対策です。

梅雨に入りました。年々災害規模も大きくなります。ご答弁にあったような内容に基づいて、いろんな知恵、工夫も発揮していただいて、ぜひよろしくお願いしたいと思っています。

さて、議論されていまして災害時の行動計画であるマイタイムラインの問題であります。この間ずっと、約100名の防災サポーターなども活用して、組織的に各世帯が手助けしていくと答弁されていまして。実際これを具体的にどう組織で展開するのか、これを教えていただきたいと思います。

○南野直司議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 マイタイムラインの作成に向けた展開についてご答弁をいたします。

マイタイムラインは、市民の一人ひとりが広域避難を円滑に行う上で必要な避難行動計画であり、市民の皆様一人一人にマイタイムラインを作成していただきたいと考えております。そのためには、自らお住まいの地域の水害リスクを正しく知り、あらかじめ安全な避難先を定めておくことが重要です。その上で、避難のために必要な準備の時間、避難先までの移動手段や移動に必要な時間などを検討し、どのような雨や河川の状況のときに何をすべきかを定めていただきたいと考えております。

今年度から、つどいの場や福祉団体、福祉事業者などの集まりに参加し、全戸配布した防災ブックを活用して、広域避難に向けたマイタイムラインの必要性を説明させていただくなど、一人ひとりの家庭事情

等に合ったマイタイムラインを作成していただくよう働きかけてまいりました。今後は、防災サポーターの皆様にもご協力をいただき、市民の皆様に直接ご説明する機会を設けるなど、一層マイタイムラインの作成が促進されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 ぜひ具体的におっしゃったことを行動に移していただいて、僕らも防災サポーターの一人でもありますので、一緒になって具体化を図っていただきたいと強く申し上げておきます。

この問題では、河川防災ステーションの件について最後にお尋ねします。

この間、お二方から質問も出て議論されておりますけども、住民説明が行われ、約70名の方が参加されたというお話であります。ぜひこうした計画の内容だとかご意見の内容だとかを含めて、まとめていただいたニュースを地域全体で配布していただきたいと、こういう情報発信をすべきだと思いますけども、改めてお聞きたいと思っております。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 河川防災ステーションの情報提供についてお答えいたします。

先ほどの答弁とも重複いたしますが、現在、国で対象区域における調査等を行っており、河川防災ステーション全体の設計を進めていると伺っております。具体的な工事内容等が決定されましたら、改めて地域の皆様に説明会を開催する予定としております。

市民の皆様に対する情報提供方法につきましては、議員にご提案いただきました件を含め、様々な媒体の活用を検討し、適切な情報発信に努めてまいりたいと考えてお

ります。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 よろしく願いしておきます。

次に、補聴器の問題です。

国に全国市長会を通じて要望していることでもありますけども、今や高齢者にとって社会参加の必需品であります。ぜひ実施に向けて検討を始めていただきたいと思います。

東京都の実施自治体は、10月に実施予定の三鷹市を含め、17の団体になります。国においても、我が党をはじめ、ほかの政党も質問されておりますけども、厚生労働省として、聞こえづらさを感じている国民の実態をしっかりと把握してまいりたいと答弁しています。そこで、今年暮れに行う3年に一度の調査に、この聞こえの問題を入れるべきだと思います。と同時に、近隣自治体間で難聴問題を考える担当者会議などもぜひ行ってほしいと思いますけども、いかがでしょうか。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 加齢性難聴者の補聴器購入助成につきましては、補聴器の普及により、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができるよう、今年度も引き続き、近隣自治体とも連携しながら国に制度の創設を要望していく予定をしております。

また、アンケート調査により、加齢性難聴を含め、高齢者の方々の生活実態やニーズを把握するとともに、生活習慣の改善や介護予防の取り組みを通じた会話聴取の向上など、難聴の予防に資する取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 ぜひアンケートには入ってい

ただきたいとお願いしておきます。

最後に、ＪＲ千里丘駅西地区の問題であります。

意見だけ、僕の思いを言わせていただきたいと思います。

これまで、１００名の関係権利者の今後の生活を保障してほしいと、そのために、関係法律や基準だけでなく、市独自の対策を取っていただいて、そのことによって長年この地で生活されてきた皆さんが少しでもより多く残っていただく環境をつくってほしいと訴えてきました。しかし、残念ながら、残るのは僅か２割であります。３０年前のＪＲ千里丘駅東地区再開発は、８６の権利者のうち残ったのは４６権利者であります。５０％を超えました。３７区画の代替地も用意しました。そして、この事業の大きな役割を果たす市街地再開発審査会のメンバーにも、何と借家権者を入れて地元権利者で過半数を占めたんですよ。この精神に立ち戻っていただきたいと私は思います。時代も違う、権利者の状況も違う、法律も変わった、いろんな要望に最低限対応してきたんだということだけでいいんでしょうかと私は強く申し上げたいと思います。これから転出も始まっていきます。来年には立ち退きも始まっていきます。いろんな諸課題がたくさんありますけれども、やっぱりこの地で長年頑張ってきた方々の将来設計が成り立ってこそそのまちづくりだと強く申し上げて質問を終わりたいと思います。

○南野直司議長 野口議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後２時５４分 休憩)

(午後３時２５分 再開)

○南野直司議長 再開します。

次に、香川議員。

(香川良平議員 登壇)

○香川良平議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

１点目に、不当利得返還請求事件についてでございます。

平成３０年７月、今回の訴訟相手の住民税額を決めるため、株式等譲渡所得割額１６６万円を端末に入力するはずが、１桁間違い、１、６６８万円と打ち込み、本来の額より１、５０２万円多く還付してしまう事務処理ミスがありました。その事務処理ミスからはや４年がたち、昨年１０月１３日には大阪地方裁判所で勝訴判決が出されました。市の主張が認められたことに安心をしておりました。しかし、相手方が破産手続開始の申し立てを行う予定であることから、債権の全額回収が困難な状況であると理解しております。破産手続をされる前にもっとできることがあったのではないかと、市の対応は本当に適切だったのか、疑問に思う部分もありますので、確認の意味も含めて今回一般質問をさせていただきます。

昨年１０月１３日に大阪地方裁判所で勝訴判決が出されてから、債権回収に向けてどのような取り組みを行ってきたのか、また、現在までの進捗状況についてお聞かせください。

次に、ふるさと納税についてでございます。

ふるさと納税制度は、平成２０年の創設から１４年が経過し、当初は７２億円ほどだった寄附金総額が、令和３年度は過去最大の６、７２４億円となったことが総務省の発表で明らかになっております。今や国民の支持を得ている制度になってきたと言

っても過言ではありません。

ご承知のとおり、ふるさと納税で2,000円を超える寄附をすると、年収や寄附額に応じ、所得税と住民税について税額控除が受けられ、その上、寄附者に対し自治体から地元産品などが返礼品として送られます。この返礼品の魅力がふるさと納税の拡大を大きく後押ししました。ただ、返礼品の価格は寄附額の3割が目安とされていたにもかかわらず、豪華な返礼品で寄附を集める自治体が続出したため、総務省は、返礼品競争を是正し、返礼品の金額の割合を3割以下にすること、返礼品は地場産品にすることが決まりました。

この地方税法改正により、各市が平等な寄附金獲得の考え方で運営できるということで、本市につきましても本年度からふるさと納税返礼品に関する予算が盛り込まれ、本年9月よりふるさと応援寄附金推進事業が実施されることとなりました。地場産業の活性化とシティプロモーション戦略の観点から、摂津市の魅力発信、魅力づくりにつなげることができると大変期待をしております。

そこでまず、ふるさと納税の本市における現状についてお聞きします。令和3年度のふるさと納税収入額と、市民が他の自治体にふるさと納税している金額、それに伴う市民税への影響額についてお聞かせください。

次に、新型コロナウイルス感染症対策商品券についてでございます。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動の制限を受けている市内事業者を応援する観点、また、物価高騰による市民の家計への支援とする観点から、市内の店舗で利用できるプレミアム率150%の商品券事業を実施するとのことであ

りますが、改めて、この制度の内容や実施スケジュールについてお聞かせください。

1回目は以上です。

○南野直司議長 答弁を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 住民税誤還付金の返還請求事件につき、判決後から現在までの進捗状況についてのご質問にお答え申し上げます。

平成30年7月に行いました平成30年度個人市民税・府民税に係る誤還付につきまして、令和3年10月に相手に不当利得返還を命じる旨の判決が確定いたしました。判決確定後、相手方からの返還が実行されないため、令和3年12月に、本市は、裁判所に対しまして債権等差し押さえの申立書を提出し、債権等の差し押さえを行ったところでございます。

しかし、本市は、その債権の取り立てを行うことができる期日前に、相手方代理人弁護士より破産手続開始の申し立てを行う旨の内容の代理人受任通知文書を受領したところでございます。破産申し立てを行うことは、支払い不能ということであり、そのことを知った後、債権取り立てを行った場合、返還請求をされることとなりますので、本市といたしましては、債権は差し押さえたままで、相手方の申し立ての準備期間中、状況を確認しつつ、破産申し立てがなければ取り立てを行う準備をしております。

5月に至り、相手方代理人弁護士より、本市代理人を通じまして破産申し立てを行った旨の連絡があり、6月中旬に破産手続が裁判所において開始決定されたところでございます。

○南野直司議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 令和3年度の市へのふるさと納税に関するご質問にお答えいたします。

令和3年度の市へのふるさと納税に関する寄附金収入額につきましては、10件、281万7,596円でございます。

また、市民が他団体に寄附された金額につきましては、令和2年1月から12月の間に寄附された金額が控除対象額として令和3年度の市民税に反映されます。そのため、令和2年中のふるさと納税に関する寄附金額は約3億5,199万円で、令和3年度の市民税への影響額としましては、約1億6,901万円でございます。

○南野直司議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 新型コロナウイルス感染症対策商品券の制度概要及び実施スケジュールについてのご質問にお答えいたします。

今回の商品券事業は、1冊5,000円分の商品券を2,000円で1世帯につき4冊まで購入いただけるものでございます。商品券5,000円のうち1,000円分は、中小規模店限定券といたします。本市ではこれまで経験したことがない市内全世帯を対象に販売する方式で実施いたします。事業の実施に当たっては、一時的なプロジェクト管理が必要なことや、短期的に事務が集中することなどの理由から、事業の運営をはじめ、商品券や広告物の印刷、商品券の販売、換金、問い合わせ対応、データ管理、その他関連する事務を含めた一連の事務について、業務委託による実施を予定しております。

商品券の利用期間については、令和4年10月1日から令和5年1月31日までを

予定しており、商品券の販売については9月の下旬から開始したいと考えております。そのため、補正予算を議決いただいた後、すぐに委託業者の募集を開始し、7月中には契約を締結したいと考えております。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 それでは、2回目以降、一問一答方式にて質問させていただきます。

不当利得返還請求事件についてでございます。

答弁からありました昨年の12月に行いました債権等差し押さえについてであります。一体どの程度の金額を差し押さえすることができたのか、お聞かせください。

○南野直司議長 総務部長。

○山口総務部長 どの程度の金額を差し押さえすることができたのかでございますが、金融機関等からの陳述書による金額の合計といたしましては、預貯金で約150万円でございます。それと、保有株式がございました。

以上です。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 破産手続が開始されていることから、預貯金で150万円と保有株式を差し押さえたものの、現金化できない状況にあります。破産手続が開始されたとはいえ、相手方の資産が一体幾らあるのかは市として把握しておく必要があると思うのですが、その辺り、相手の資産状況について把握はされているのか、お聞かせください。

○南野直司議長 総務部長。

○山口総務部長 相手方の資産についてでございますが、これは本市に調査権はございません。あくまでもこれは弁護士に依頼して、弁護士権限により資産調査を行うとし

ましても、その調査対象につきましては限定されたものになり、資産の状況の把握についてはなかなか難しいものでございます。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 昨年の12月の一般質問の答弁で、部長は、債権の回収不足額が生じた場合、その他資産の調査や裁判所への財産開示手続の申し立てを行うなど、債権回収に向けて必要な手続を行うとおっしゃっております。なぜその他資産の調査や財産開示請求を行わなかったのかをご答弁いただきたいと思います。

○南野直司議長 総務部長。

○山口総務部長 財産開示手続につきましての令和3年第4回定例会での私の答弁は、今、議員がおっしゃったとおりでございます。確かに、裁判所に申し立てる予定である旨、ご答弁申し上げたと記憶いたしております。

先ほどの経過説明でも申しましたとおり、相手方代理人より破産手続の開始申し立ての準備を行う旨の受任通知を受領したことによりまして、債権の取り立てを行っていない状況でございました。また、破産手続開始となりましたら、本市の差押債権は破産財団に属することになりますので、差押命令については失効することになります。我々としたら、もちろん回収できないことになりましたら、裁判所に対して財産開示請求を行うことにしておりましたが、その前に相手方代理人から破産申し立てをするということがありましたので、その申し立てには至りませんでした。

以上です。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 部長の答弁を聞いていると、市民はどう思うのかなと思います。必

要な調査をした結果、それでも相手の資産状況が分からないということであれば納得できるんですけども、何の調査もしていなくて、破産しました、だから破産管財人が財産調査を行いますというのは、市民に聞かれたときに私はちょっと説明しにくいとは思っているので、その辺は言っておきます。

とはいえ、ほかの財産調査とかを行うに当たっては、追加の弁護士費用がかかってきます。もちろんその弁護士費用も税金から捻出されるわけでありますから、その辺りはバランスを取っていただけたのかなと今回解釈しておきます。

次にお聞かせいただきたいのが、現在までの弁護士費用についてであります。総額は幾らかかっているのか、また、成功報酬の算定基準についてお聞かせください。

○南野直司議長 総務部長。

○山口総務部長 現在までの弁護士費用の総額、それから成功報酬ということでございます。

令和2年度から令和3年度における不当利得返還請求事件及び債権の差し押さえの申立事件に係る弁護士費用並びに経費の総額は、303万8,750円となっております。

そのうちで成功報酬の部分につきましては166万5,180円となっております。これは、判決で確定した経済的利益、1,502万円ですけれども、このうち300万円までの16%、そして、この1,502万円から300万円を引いた残りの10%相当額になります。今回支払いました166万5,180円といいますのは、この計算から10%を割り引いたものに対して消費税を加算した金額となっております。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 この成功報酬ですけれども、妥当な金額なのか私には分かりませんので、知り合いの弁護士に相談に行っていました。成功報酬の計算自体は妥当ですけれども、10%しか割引がないのは、顧問先に対してかなり強気な弁護士ですねとおっしゃっておられました。弁護士にもいろんな方々がいらっしゃいますし、安ければいいということではないと承知しております。しかし、財源は市民から預かっている大事な税金であることは間違いありません。今後、こういった訴訟があった場合、弁護士費用については慎重に考えていただくことを要望いたします。

続きまして、市民への周知についてお聞かせいただきたいと思います。昨年の判決後から現在までの状況を市民に知らせる必要があると思うのですが、その点いかがお考えでしょうか。

○南野直司議長 総務部長。

○山口総務部長 市民の皆さんへの周知についてでございますけれども、このたび、相手方の破産手続が開始決定されたこと等につきまして、現在、ホームページでお知らせをさせていただいております。また、広報せつつ7月号でも掲載させていただく予定としております。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 私はホームページで拝見しました。もう少し丁寧な説明があってもいいのではないかと思います。その前の勝訴判決後のホームページには、返還に必要な手続を進めてまいりますとアップしているんですね。今回は、実際差し押さえの手続とかを行っていただいたにもかかわらず、その点は全く触れずに、相手が破産手続を開始されました、今後、債権者である市へ配当が行われますとしか書いていない

んですね。実際に必要な手続をしているんですから、そういったことも書かないと、ホームページを見た人に、市は何もやっていないと思われてもおかしくありません。もっと丁寧な説明をしていただきますようお願いいたします。

最後に、市長に聞きたいと思います。相手方が破産する状況では、債権の全額回収はもう絶望的と言わざるを得ません。森山市長はこの責任をどのように取るおつもりなのか、お答えください。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 私の4期目の中頃に市民税の誤還付が発覚をいたしました。誠にお粗末というか、緊張感に欠けた一つの事象であったと思います。改めて市民の皆さんに深くおわびを申し上げたいと思います。

その後のことについて、今、総務部長からもる説明がありました。私といたしましても、この債権につきましては、あらゆる手段を取ってでも回収しなければならないとの強い思いの下、訴訟をはじめ、様々な法的手段を講じ、その回収に取り組んできたところでございます。しかしながら、先ほど話がありましたけれども、過日、相手方は、私から言わすならば、全く誠意のない破産手続に入ってしまったということでございます。このことによりまして、相手から直接徴収することができなくなってしまったわけでございます。今後は、裁判所の管財人にしっかりと説明する中、破産財団から配当があるように今後も取り組んでまいりたいと思っております。

なお、発覚当時、議員の皆さんからも厳しいご指摘をいただきました。その折、一定のけじめをつけるべく、報酬のカット等々、ご議決をいただいたところでございます。今後、二度とこのような事態を引き

起こすことのないように、第三者委員会からのご提言、議会の皆さんをはじめ市民の皆さんからいただいた多くのお声に真摯に耳を傾けつつ、これからの行政を担う人づくり、そして組織づくりをよりしっかりと進め、信頼のある行政、信頼のある市役所を築き上げるべく頑張っておりまいます。このことが私に課せられた大きな使命であることを自覚し、その責任を全うしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。現時点での森山市長の責任の取り方についてお聞かせをいただきました。全額回収がほぼ不可能な状況であります。今後において、しっかりと配当の確保に努めていただき、配当が確定したとき改めて責任について質問させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

この質問は以上です。

次に、ふるさと納税についてでございます。

本市の寄附金に関する状況は理解をいたしました。

2回目でお聞かせいただきたいのが、今年度に運用を開始するふるさと応援寄附金推進事業の進捗状況や、実際に返礼品を提供していただく事業者の登録の流れについて、また、事業者にどんなメリットがあるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 ふるさと応援寄附金推進事業の進捗状況等についてのご質問にお答えいたします。

いわゆるふるさと納税の返礼品の募集につきましては、本年5月26日に、摂津市ふるさと納税協力事業者募集説明会を開催

し、同日から、ふるさと納税の返礼品を行っていただける協力事業者の募集の受付を開始したところでございます。

ふるさと納税の管理運営につきましては、株式会社さとふるを委託事業者として選定し、9月に予定しているふるさと納税サイトの運用開始に向けて準備を進めているところでございます。

返礼品を行っていただく協力事業者の登録の流れにつきましては、市ホームページの応募フォームから申請いただくか、市に申請書や誓約書、返礼品の詳細が分かる資料をご提出いただき、申請いただいた返礼品が本市で生産や製造・加工されたものであるかなど、総務省から示されている地場産品基準の要件を満たしているかなどを審査し、返礼品として登録いただく流れとなっております。

本制度による返礼品を行う協力事業者のメリットにつきましては、ふるさと納税サイトに掲載されることにより、全国各地にPRができ、販路拡大に期待できることと、返礼品の配送料は市が負担するというメリットがございます。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。さとふるのサイトに掲載されることにより、全国各地にPRができて、販路拡大につながるものが期待でき、地場産業育成の観点からも、事業者にとっても市にとってもメリットがあると理解をいたしました。

3回目でお聞かせをいただきたいのが、委託料などの経費についてでございます。返礼品は寄附額の3割以下だと思うのですが、さとふるに支払う委託料は幾らなのか、また、返礼品の配送料も市が負担するということですが、どの程度を想定しているのか、お聞かせください。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 ふるさと納税に関する経費についてのご質問にお答えいたします。

ふるさと納税サイトへの返礼品の掲載、寄附受付から配送管理、収納事務の一括代行業務などを行っていただくふるさと納税の運営事業者への委託料は、寄附金額の12%で、返礼品の費用は寄附金額の30%を想定いたしております。

配送料につきましては、返礼品の大きさや配送する距離などによって金額が異なるため、寄附金額の8%程度を想定いたしております。

また、寄附者が確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けることができるワンストップ特例制度に関する業務につきましても、取り扱い件数に応じた委託料等を支払うものでございます。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 委託料などの経費について理解はいたしました。本年度から返礼品導入初年度ですので、どのくらい反響があるかは想定しにくいと思います。予算において1,000万円の寄附金収入を計上しております。目標を上回るような寄附が集まることを期待しております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策商品券についてでございます。

制度の内容や実施スケジュールについて理解いたしました。この商品券事業における一連の事務を業務委託すると聞いております。委託業者はどのような基準で選定するのか、お聞かせください。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 委託先の選定につきましては、事業の運営方法に様々な工夫の余地があることから、事業の実施体制、内

容、実績、見積もり金額等を民間事業者から提案いただき、それらを総合的に評価して選定する公募型プロポーザル方式を採用いたします。審査の基準につきましては、業務内容、実施体制、事業スケジュール、市民・店舗への対応、類似業務実績、見積もり金額等の項目に基づき、選定委員会を設け、審査を行います。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 業者選定の基準について理解をいたしました。7月中に業者を決定するということですので、非常にタイトなスケジュールにはなりますが、市の基準に基づき、しっかりとした業者と契約していただきますようお願いをしておきます。

3回目でお聞かせいただきたいのは、この商品券を使用できる対象店舗は何店舗くらいを想定しているのか、また、利用対象とならないものはどのようなものがあるのか、お聞かせください。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 令和2年度に実施しましたセッピー子育て応援商品券事業では、199店の店舗登録がありました。今回は予算規模も大きく、経済効果も見込めることから、220店舗以上の登録を目標に取り組みます。

利用対象とならないものは、たばこ、不動産、金融商品、商品券やプリペイドカードなどの換金性の高いもの、税や使用料などの公租公課などでございます。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 前回の商品券事業より20店舗以上の店舗登録を目標に取り組むということであります。全ての市民が幅広く商品券を利用できるように、多くの店舗に登録をしていただく取り組みを期待しており

ます。

今回の商品券は、プレミアム率が非常に高いため、なりすまし購入などの不正も十分考えられます。不正入手を防止するための対策についてお聞かせください。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 商品券の購入に当たっては、まず、全世帯に偽造防止策を講じた購入引換券を送付いたします。各世帯に確実に届けられるよう、書留または特定記録での郵送を予定しております。その購入引換券と引き換えに郵便局等で商品券を購入していただく予定でございます。その他、委託事業者からのよい内容の提案があれば、採用する可能性がございます。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 商品券は郵便局で販売するということでありますが、外出が困難な高齢者や障害者の方々に対しての支援も必要であると考えます。商品券の購入意思があるにもかかわらず購入できない方々に対しての支援はどうしていくのか、お聞かせください。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 在宅の生活を営む上で支援が必要な世帯に関しましては、日常生活の支援をされる方がいらっしゃると思います。様々な広報媒体を活用するとともに、介護保険事業者や社会福祉協議会など福祉部門の協力もいただきながら、事業の周知に努めてまいります。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 外出が困難な方々に対しての支援をしっかりと行っていただくようお願いいたします。

次に、今回の商品券事業はなぜ販売という形を取ったのか、最後に聞かせていただきたいと思います。プレミアム分の商品券

を全世帯に配布すれば、先ほどの外出困難な方への支援も要りません。委託業者に支払う事務経費も大幅に削減できると思うのですが、販売を選んだ理由についてお聞かせください。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 商品券を販売する理由は、地域への経済効果を考えての判断でございます。販売に係る事務手間がふえるため、委託料は増加いたしますが、それ以上に商品券販売代金が地域経済のために活用されるため、効果が非常に高いと考えているところでございます。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 経済効果を考えての判断だと理解いたしました。今回の商品券事業はプレミアム率が非常に高いため、販売も過去の商品券事業よりかはいいであろうと思います。しかしながら、商品券が完売するのは現実的ではありません。売れ残りが出た場合はどうするのか。最近の話では、大分県佐伯市で約440万円の商品券を大量購入した話がありました。本市においても十分に起こり得ますので、商品券の売れ残りが出た場合にどうするか、ちゃんと考えていただき、商品券事業が成功するよう祈っております。

○南野直司議長 香川議員の質問が終わりました。

次に、塚本議員。

(塚本崇議員 登壇)

○塚本崇議員 それでは、順位に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず一つ目です。虐待対策についてでございます。

昨年8月に起こった3歳児に対する虐待事件でございます。この事件が起こった後、議会の様々な質問があり、そして答弁

をいただきました。その中で、本市の家庭児童相談課職員が一人当たり担当する件数が近隣市に比べて2倍近いことが判明いたしました。それを受けて、協議会などで、スーパーバイザーの配置及び体制の強化をして、市民に対する安全・安心の信頼をしっかりと勝ち取っていくという言葉をお願いしております。そして、それを実行された結果、体制の強化が行われたと思われます。それによって、今、実際の職員一人当たりの児童虐待対応件数がどのように変化したのか、お教えてください。

2点目でございます。生活保護についてでございます。

生活保護、これは、憲法で保障されている最低限文化的な生活を送っていくため、そしてまた、自立支援のための制度として、最後のセーフティネットとして用意されているものであります。この中で、その生活保護を不正に受給されているのではないかという通報が私どもの下に届いております。そして、その生活保護の不正受給と思われるような実態の捜査権が自治体としてはない中で、非常に難しい問題に直面すると思います。しかしながら、こういった実態を現在どのように把握しておられるのか、その辺りを1点教えていただきたいと思います。

そして、2の(2)でございます。高齢者に対する生活保護でございます。

これは、恥ずかしながら私も最近まで知りませんでした。高齢者に対する生活保護でございますが、70歳で5,000円、そして、75歳でそこからまたさらに約2,300円ほど引き下げられます。なぜセーフティネットたる生活保護が高齢者になるにつれて引き下げられるのか、全く理屈に合わない状況が現実として実際にある

と思います。この生活保護基準の現状、そして、高齢者の生活保護受給者が今どのようにして安心して暮らしていけるのか、非常に高齢化が進んでいく中で、この問題は今後さらに大きくなっていくと予想されます。その点を問わせていただきたいと思います。

そして、2の(3)でございます。生活保護者の入院中の負担についてでございます。

生活保護者が入院中の負担は、難病を抱えていらっしゃる方、病気で入院されている方、様々な要因で長期入院せざるを得ない場合、住宅扶助がなくなりますので、支給される金額が私のヒアリングによると2万3,110円と伺っております。その2万3,110円の中で、パジャマであったりタオルのレンタル代、日々の飲物であったり、そういったものを賄っていかななくてはならない状況が現実にあります。こういった入院中の負担についてどのようにお考えか、問わせていただきます。

次、3番目です。3D都市モデルについてです。これは非常に夢のある話として質問させていただきたいと思っています。

摂津市は、3D都市モデル、これは全国の中でも先進市として進められていると私は伺っています。この3D都市モデルについて、これまでの経過を問わせていただきます。

1回目は以上になります。

○南野直司議長 答弁を求めます。次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 職員一人当たりの児童虐待対応件数についてのご質問にお答えいたします。

昨年の死亡事案発生後、11月の人事異

動により虐待対応職員を1名増員し、本年4月には、新規採用により虐待対応経験のある職員2名を配置し、現在、家庭児童相談課の中で児童虐待に対応する職員は8名でございます。これにより、職員一人当たりの担当ケース数は約50件となり、昨年度は職員一人当たりの担当ケース数が約90件であったことから、約40件減少したところでございます。

○南野直司議長 保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 生活保護に関するご質問にお答えいたします。

まず、生活保護の不正受給についてのご質問でございます。

生活保護制度は、生活に困窮する国民に最低限度の生活を保障しておりますが、利用し得る資産、能力などを活用することが要件であり、収入の変動や居住地の変更などがあったときには届け出いただくこととなっております。不実の申請やその他不正な手段で保護を受けた場合には、市が費用の徴収を実施できると生活保護法に規定されており、令和3年度は、不正受給によって保護費を返還していただくこととなった事例は31件ございました。その内容としましては、年金など他制度による給付の申告漏れが18件、就労収入の報告漏れ10件、その他の収入の報告漏れなどが3件となっております。

次に、高齢者の生活保護基準についてのご質問でございます。

本市にお住まいの単身世帯の基準生活費は、60歳代の方が7万6,880円、75歳以上の方が7万1,900円で、4,980円の差がございます。この基準は、一般国民の消費水準を勘案して、年齢や世帯人員、所在地域別に国が定めておりま

す。これとは別に、世帯の個別的特殊需要に応じて加算等が設けられており、65歳以上の方の介護保険料につきましては、その全額を介護保険料加算として支給しております。

そのほか、一時的な生活費用の需要が生じた場合は、一時扶助として支給が可能なものもあることから、担当者が被保護者の方の生活状況の把握に努めながら制度の運用を図っているところでございます。

なお、生活保護制度ではございませんが、高齢者施策を必要に応じてご案内し、緊急通報装置の貸与や配食サービスなどによる見守り、つどい場、移送サービスなど、生きがいと健康づくりの事業をご利用いただくなど、高齢の生活保護受給者の方が安心して暮らしていただけるよう、関係課と連携を行っております。

次に、生活保護者の入院中の負担についてのご質問にお答えいたします。

生活保護制度では、保険適用の医療費等については、医療扶助として現物給付をいたしております。入院医療費や食事代も同様で、原則、本人負担はございません。自己負担が必要な項目といたしましては、入院される医療機関によって多少異なりますが、パジャマやタオルなどのレンタルを利用された場合などは、入院されている方に支給される生活費である入院患者日用品費などから賄っていただくことになります。

なお、常時失禁状態のため、おむつが必要である場合には、申請に基づいてその費用を支給しているところでございます。

○南野直司議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 3D都市モデルのこれまでの経過についてのご質問にお答えいたします。

国土交通省都市局では、令和２年度より、まちづくりのデジタル・トランスフォーメーションとして、Project PLATEAU、通称プラトールを新たにスタートさせ、実世界、いわゆるフィジカル空間の都市を、仮想的な世界、つまりサイバー空間に再現する３Ｄ都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進しております。

これまでの経過としましては、令和２年度に、国直轄事業により、本市を含みます全国５６都市で先行して３Ｄ都市モデルが整備されました。また、令和３年３月に３Ｄ都市モデルの整備・活用促進に関する検討分科会が設立され、本市も参加して、これまで５回開催されており、３Ｄ都市モデルの活用に向けた課題や取り組みの成果、検討内容、活用事例などが共有されました。

こうした中、本市においても、３Ｄ都市モデルを活用し、様々な情報を視覚的に分かりやすく提供するといった市民の利便性向上につながる取り組みをさらに推進するため、令和４年度の新規事業として３Ｄ都市モデル活用事業を立ち上げたものでございます。

○南野直司議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

それでは、今後、一問一答にてお願いいたします。

まず、虐待の対策についてでございます。

児童虐待対応体制のさらなる強化、近隣市に比べて、近隣市と同等まで担当職員の対応件数が減ったというご答弁と理解いたしました。しかしながら、今回の事案の重大さ、加えて、毎週のように報道される悲惨な事件の数々、これらを防ぐために、や

はりしっかりとした体制をつくっていくべきではないか、見直しが必要ではないかと思いますが、この辺の検討について、今の状況をお教えてください。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 児童虐待に関しての本市の特徴といたしまして、１８歳までの児童人口に対する要保護児童の割合が高く、令和４年３月末時点で、北摂各市の平均１．５３％に対して、本市は２．５９％で、約１％高い状況でございます。また、職員一人当たりの児童虐待対応件数は約５０件となりましたが、北摂各市の令和４年度当初の職員体制の状況で見ますと、職員一人当たりケース数が５０件を下回る市が３市ございます。さらに、北摂各市の多くが、虐待の早期発見と予防の観点から保健師を配置しております。このような状況も考慮しつつ、虐待通告や通報への適切な対応とともに、いち早い発見と未然防止の観点を踏まえ、さらなる体制強化に向けて人事課と協議をしております。

○南野直司議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。状況としましては、やはり摂津市は、件数としては少ないものの、要保護児童の割合が高いとのことご答弁をいただきました。

こういった状況の中で、私も先日の一般質問の中でも指摘させていただきましたけれども、やはり母親、家族から離すことをちゅうちょする、これが今回の事件の一番根本になってしまったのではないかという後悔がございます。こういった状況の中でも、やはり保護が必要な場合、しっかりと対応を毅然とした態度で取っていけるか、これが重要になるのではないかと思います。そこにおいて、一時保護が必要なケースにおいては、本市と大阪府の子ど

も家庭センターとの情報連携が不可欠であると思います。連携の強化について今どのように図られているのか、ご答弁をお願いいたします。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 昨年度の大阪府の検証委員会におきましても、子ども家庭センターが出席する要保護児童対策地域協議会の実務者会議における情報共有の重要性が指摘されております。そのため、子ども家庭センターと協議をし、本年度から新規受理会議で使用するケース台帳の様式を改善し、情報共有を深める工夫を行ったところでございます。

また、虐待が継続し、リスクが高まりそのような事案につきましては、積極的に子ども家庭センターへ連絡し、共同でのリスクアセスメントや対応方針への助言、子ども家庭センターの介入のタイミングなどを協議いたしております。

さらには、月1回になりますが、子ども家庭センターの市町村支援コーディネーターが来庁され、ケース対応等の情報共有やフォローも行っている状況でございます。

○南野直司議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。今回の事案では、やはりなかなか難しい部分もあったと思いますし、担当されていた職員の方、そして担当されていた所属長の方も、かなりの心のストレス、そして過重を抱えられたのではないかと察します。ただ、やはり小さな命が失われてしまった事実を受けて、我々は、再度起こさない、この態度をしっかりと毅然と示さなくてはなりません。そして、リスクアセスメント、対応方針をしっかりと決めて、さらに前に進んでいく。場合によっては、報道でも紹介

されていますように、大阪府警の見回り隊がありますので、こういった事案等をしっかり含めて対応していただくように、今後の要望としておきます。

続きまして、生活保護の不正受給に関してでございます。

31件と、かなり保護費の返還があったということで、しっかりと生活支援課でもその実態を把握し、仕事を進めておられることは理解いたしました。しかしながら、やはりどうしてもその実態を把握しづらい職種もございます。税制の改正によって、今後、インボイス制度のしっかりとした整備によって、収入の把握、あとはマイナンバーカードとの結びつきによってしっかりと把握がより一層かかってくる可能性は多いと思います。不正受給といったものがいまだにやはり多発している現状は気になっているところでございます。特によくあるケースとしては、インターネットを使った事業を営んでいる人などが一部そういう状況があるのではないかと指摘もされております。これは決して職業差別をするものではございませんが、そういった方々に対するしっかりと監視の目、そして通報に対する対応をしっかりと行っていただきたいと要望しておきます。

そして、2の(2)番です。高齢者の生活保護基準についてでございます。

こちらは、75歳になると約5,000円の差が出ると先ほどご説明をいただきました。しかしながら、その5,000円の分を住民のサービスとしてしっかりと還元するんだという意味も受け取ることができました。住民サービスによってその5,000円分の還元をしっかりとやっていくという受け取り方で、私はまた相談を受けた方にも説明させていただきたいと思いま

す。しっかりと住民サービスで還元していただくことによって、安心して暮らしていける社会、セーフティネットをしっかりと巡らせていっているんだということを、納得していただけるかどうかは分かりませんが、説明していきたいと思います。それをしっかりと持続可能な社会の実現に向けて未来に進んでいけるように強く要望させていただきます。

2の(3)番です。生活保護者の入院中の負担についてです。

実際の相談としては、2万3,110円だったと思うんです。これではパジャマのレンタル代及び入院患者の費用がなかなか賄えないと相談も受けています。こういったところを何かしっかりと最低限の生活保障ができないものかということで、また再度ご相談させていただきたいと思います。私も知恵を絞り、そして、国・大阪府・摂津市が連携を取って動いていければと思っています。

続いて、3D都市モデルについてでございます。

3D都市モデルというと、経過とその概要を説明していただいた部分でございますけれども、様々な活用方法が考えられますが、今後の活用についてどのようにお考えか、お教えてください。

○南野直司議長 答弁を求めます。建設部長。

○武井建設部長 3Dモデルの今後の活用についてお答えいたします。

令和4年度の取り組みとしまして、3D都市モデルに様々な情報を重ね合わせて可視化することや、予測・再現シミュレーションをするためのプラットフォームを導入するとともに、まずは市内水路に設置されている水位計と連携させ、水位計の値をリ

アルタイムで表示し、公開いたします。このことにより、降雨時の水路の水位変化が現地に行かずとも確認できるようになり、特に水位上昇時における市民の安全かつ迅速な自主避難につながることを期待しております。

令和5年度以降の取り組みといたしましては、最新の道路や都市計画情報の提供、公共交通機関の現在位置の表示、浸水シミュレーション、災害発生時の避難経路の可視化といった活用を考えております。

○南野直司議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

今後の活用としては、水位計、特に安威川以南においては浸水被害が予想される場合、それと、やはり台風などで多いのが、農家の方が田んぼの状況を見に行ったときに誤って転落してしまう事態が起こらないように、水位計とのリアルタイムな連携をもって事故を未然に防ぐことができればと思います。

そして、この3D都市モデルなんですけれども、先ほど光好議員からも質問があったのですが、私は、この3D都市モデルとドローンとの連携した活用はできないのかと考えておりますが、その辺りについて案がありましたらお教えてください。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 現在、ドローンは、空中撮影をはじめ、測量、橋梁等の施設点検、農薬散布、災害発生時の被害状況の把握など、様々な分野で活用されておりますが、議員がお示しの3D都市モデルとドローンの連携した活用事例としましては、物流ドローンの配送飛行ルートシミュレーションなどがございます。こうした3D都市モデルの活用事例は、先ほど答弁いたしました国の3D都市モデルの整備・活用促進に関

する検討分科会で示されているほか、民間事業者や個人による事例もふえてきておりますが、本格的にふえてくるのはこれからであると認識しております。

3D都市モデルは、防災、まちづくり、環境、観光、交通といった多様な分野での活用が見込まれており、今後、他の自治体においても取り組みが進められることとは思いますが、その中におきましても、本市の取り組みが先進事例となるよう、議員がお示しのドローンを含め、様々な分野での活用を検討し、実現してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

今後、このドローンという技術と3D都市モデルの組み合わせによってまちが活性化していくのは、非常に夢のある話であって、まちづくりにおいては夢というのが非常に大事だと私は思っています。

そして、特に今はデジタルツイン技術が盛んに言われております。特に車会社なんかで言われている概念ですけども、実際のモデルと現物とを重ね合わせて、それをしっかりとシミュレーションしていく技術でございます。その先に行くと、2019年に施行されたデジタルファースト法が関わってくるんですが、デジタルファーストによって、デジタルの空間の中でしっかりと夢を描いていただいて、それを現実落实到し込んでいく。そういったまちづくりを、今後、グランドデザインを含め、しっかりとやっていただければ、この摂津市が非常に盛り上がっていくんじゃないかなと思います。これを私の要望として終わらせていただきます。ありがとうございます。

○南野直司議長 塚本議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後4時23分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 南 野 直 司

摂津市議会議員 増 永 和 起

摂津市議会議員 三 好 義 治

摂津市議会継続会会議録

令和4年6月27日

(第3日)

令和4年第2回摂津市議会定例会継続会会議録

令和4年6月27日（月曜日）

午前10時 開 議 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員（19名）

1 番	福 住 礼 子	2 番	藤 浦 雅 彦
3 番	安 藤 薫	4 番	野 口 博
5 番	村 上 英 明	6 番	水 谷 毅
7 番	南 野 直 司	8 番	森 西 正
9 番	弘 豊	10 番	増 永 和 起
11 番	三 好 義 治	12 番	西 谷 知 美
13 番	塚 本 崇	14 番	出 口 こうじ
15 番	三 好 俊 範	16 番	香 川 良 平
17 番	松 本 暁 彦	18 番	光 好 博 幸
19 番	嶋 野 浩一朗		

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	奥 村 良 夫
副 市 長	福 渡 隆	教 育 長	箸 尾 谷 知 也
市 長 公 室 長	平 井 貴 志	総 務 部 長	山 口 猛
生 活 環 境 部 長	吉 田 量 治	保 健 福 祉 部 長	松 方 和 彦
建 設 部 長	武 井 義 孝	上 下 水 道 部 長	末 永 利 彦
教 育 委 員 会	小 林 寿 弘	教 育 委 員 会	大 橋 徹 之
教 育 総 務 部 長		次 世 代 育 成 部 長	
監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	池 上 彰	消 防 長	松 田 俊 也
総 務 部 理 事	辰 巳 裕 志	保 健 福 祉 部 理 事	荒 井 陽 子

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	橋 本 英 樹	事 務 局 次 長	大 西 健 一
---------	---------	-----------	---------

1 議 事 日 程

1,

一般質問

福 住 礼 子 議員

嶋 野 浩一朗 議員

藤 浦 雅 彦 議員

森 西 正 議員

増 永 和 起 議員

弘 豊 議員

松 本 暁 彦 議員

2, 議 案 第 30号 令和4年度摂津市一般会計補正予算（第3号）

議 案 第 31号 令和4年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）

議 案 第 32号 令和4年度摂津市下水道事業会計補正予算（第1号）

議 案 第 33号 摂津市議会議員及び摂津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議 案 第 34号 摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議 案 第 35号 摂津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件

3, 議会議案 第 12号 水田活用直接支払交付金制度の法制化を求める意見書の件

議会議案 第 13号 調査研究広報滞在費の見直しを求める意見書の件

1 本日の会議に付した事件

日程1から日程3まで

(午前10時 開議)

○南野直司議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、西谷議員及び塚本議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

福住議員。

(福住礼子議員 登壇)

○福住礼子議員 おはようございます。順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、流産・死産等でお子さんを亡くされた家族への支援について。

昨年、第2回定例会で、流産・死産を経験した女性等への社会的支援について、本市の対応を質問いたしました。今回は、子どもを亡くした家族へのグリーフケアに関する厚生労働省の調査研究事業で手引きが作成されましたので、その手引きにある取り組みについて質問させていただきます。

流産・死産というつらい経験をした後に、誰にも言えない、どこに相談すればよいか分からず、孤立されている方がおられます。大きな悲しみに暮れる女性等をサポートするグリーフケアを行う専門職のスキルアップはどのように行われるのか、お聞かせください。

次に、ヤングケアラー支援の充実についてです。

日常的に家族の介護や世話をを行う18歳未満の子ども、いわゆるヤングケアラーへの支援を強化するため、政府は、令和4年度から3年間を集中取り組み期間と決めました。文部科学省や厚生労働省は、ヤングケアラーについて、日々のケアに多くの時間や労力を割くため、学業不振や不登校、就職機会の喪失など深刻な問題に発展して

いるケースがあると見ています。ただ、ヤングケアラーは、幼い頃からそうした状態に置かれていることが多く、当事者自らが相談したり助けを求めることは少ないことから、学校などで助けを求めることの大切さを周知していく方針であります。子どもが多く時間を過ごす学校は、子どもたちが困っている状況に気づく、あるいは発見できる場であると思います。学校現場における教職員の認知力を高めていく必要があると考えますが、今後の取り組みについてお聞かせください。

次に、男性用トイレ個室のサンタリーボックス設置についてです。

近年、最も増加しているがんの一つとして、前立腺がんが挙げられています。2018年の診断数は9万2,021人、2020年から2024年には年平均10万5,800人となり、男性がん第1番目の罹患数になると予測をされています。

この前立腺がんや膀胱がんの手術後は、尿のコントロールができず、尿漏れを経験されます。徐々に回復はいたしますが、3か月から6か月は尿漏れパッドを使わざるを得ないということです。ところが、男性用トイレ個室にはサンタリーボックスが備わっていないため、ビニール袋にパッドを入れてごみ箱を探す、あるいは持ち帰るしかありません。多いときには200ccから250ccほど吸ったパッドが周囲に臭わないか、神経を使われるということです。

本市庁舎では洋式トイレの改修工事等が行われているところではありますが、トイレの設置状況について伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

○南野直司議長 答弁を求めます。次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 流産や死産を経験し、大きな悲しみに暮れる女性等をサポートするグリーフケアを行う専門職のスキルアップの現状についてお答えいたします。

流産や死産を含む子どもとの死別は、近親者との死別の中でも特に悲嘆が強く、その対応が難しいとされております。また、流産や死産は、特に初期であるほど、その命の存在を理解する人も少なく、その悲しみを人と分かち合えず、大きな苦しみを一人で抱え込むことになります。特に母親においては、その死が自らの胎内で起きたことであるため、強い自責の念を抱く方が多くいらっしゃいます。そういった大きな苦しみから心身のバランスを取り戻す過程において、家族を支える周囲の人々や、保健師や助産師といった自治体専門職が家族とどのように関わるかが、その後の悲嘆過程に大きく影響すると言われております。

このようなことから、令和3年度には、厚生労働省子ども家庭局が実施した流産・死産等のグリーフケアに関する自治体説明会への参加や、大阪府健康医療部が実施したグリーフケアに関する研修に参加し、そこで得た情報等を専門職内で共有を図ったところでございます。適切な介入や支援が深い悲しみを少しでも和らげる可能性があるかと認識しておりますので、必要とされる支援が可能となるよう、今後もスキルアップに努めてまいります。

○南野直司議長 教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 教員の認知力を高めるための今後の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

ヤングケアラーを把握するために、まずは子どもたち自身が打ち明ける必要がございます。しかしながら、中には、自分の気

持ちを伝えることができず、周りの大人に相談できない子どもがいる可能性もございます。そのような場合は、周りの大人が気づくことが必要となります。とりわけ、ふだんから子どもの様子を見ることができ教職員が子どもの小さな変化や違和感を見逃さない力が重要となります。そのためには、まず教職員がヤングケアラーについて理解する必要があると考えております。

教育委員会といたしましても、教職員に対して、ヤングケアラーについての理解を深め、子どもを観察する視点が身につくよう研修を行ってまいります。

○南野直司議長 総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 本市庁舎におけるトイレの設置状況についてのご質問にお答えいたします。

新館、本館を合わせますと、個室トイレについては、男性用トイレが19か所、女性用トイレが25か所、バリアフリースイレが8か所あります。バリアフリースイレのうち、一部についてはオストメイト機能を有しているトイレが本館1階にございます。また、個室トイレの洋式化については、順次改修工事を行っており、現在は残すところ11か所となっております。

議員がご指摘の個室用サニタリーボックスについては、女性用及びバリアフリースイレについては設置しておりますが、男性用トイレにつきましては現在のところ設置しておりません。

○南野直司議長 福住議員。

○福住礼子議員 それでは、一問一答でお願いいたします。

流産・死産等でお子さんを亡くされた家族への支援についてですが、当事者がどのような困難を抱えて、どんな支援を求めて

いるのか、とても専門性の高い分野だと思いますので、スキルアップには全力で取り組んでいただきたいと思います。

また、不妊・不育と流産・死産とでは重なる部分がありますが、子どもがなかなかできない悲しさ、つらさと、子どもを亡くした悲しみとは向かう方向が違う、求めるゴールが違うといった指摘もあります。サポートが異なってくるのではないのでしょうか。子どもを亡くされた方の心理的な悩みに対しては、同じ経験を持つ当事者同士のピアサポートの活用も検討していただきたいと思います。

次に、妊娠12週以降に子宮の中で赤ちゃんがなくなると、人工的に陣痛を起こして出産しなければなりません。我が子を亡くした悲しみと激痛に耐えて出産をされるということです。流産や死産が妊娠4か月以上で生じた場合と4か月未満に生じた場合では受けられる制度が違いますが、その内容についてお答えください。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 流産や死産が妊娠4か月以上で生じた場合においては、厚生省令、死産の届出に関する規程により、死産後7日以内に市町村に死産届を提出する義務が生じることとなります。また、火葬の対象となり、加入する健康保険組合より出産育児一時金が給付され、労働基準法第65条に定める産後休暇も取得する必要があります。一方、流産や死産が妊娠4か月未満に生じた場合においては、死産届の提出は不要となり、火葬や出産育児一時金の給付及び産後休暇の対象からは外れることとなります。

現在、母子保健施策として実施しております出産後に心や体の不安や不調がある方に対して、医療機関や助産施設において宿

泊やデイサービス等を利用できる産後ケア制度や、出産後の母体の心身の回復や産後うつ予防を図ることを目的とした産婦健康診査については、流産や死産の時期にかかわらず利用していただくことを可能としておりますので、引き続き制度の周知に努めてまいります。

○南野直司議長 福住議員。

○福住礼子議員 妊娠4か月未満の流産の場合、死産届制度すらなく、休暇制度もありません。こうした制度の違いを当事者は受け入れるしかない現状を理解していただき、母体の心身のケアに努めていただきたいと思います。

次に、届出制度がないことから、流産や死産を経験された方に、子どもが生まれた前提で出生届後に関する通知が届く事例があるとのことですが、本市ではどのように対応されているのか、お聞かせください。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 他団体におきまして、母子保健担当課に死産届に関する情報が伝わらず、死産の届け出をした方に対し、母子保健施策に関連する適切な対応が講じられていない事例が生じていたことから、令和2年11月20日付で厚生労働省より「母子保健施策のための死産情報の共有について」という依頼があったところでございます。

本市におきましては、生活環境部との連携を図り、死産の届け出があった際は、担当者間での連絡及び報告文書の提出を受ける等、情報を共有しており、そのような事例は発生しておりません。

また、妊産婦への様々な制度の説明や案内は、できる限り対面で行っているところであり、妊娠中に必要な制度周知や案内については妊娠届け出時に行い、出産後に必

要な制度周知や案内は出産届け出時に実施しているところでございます。

○南野直司議長 福住議員。

○福住礼子議員 ありがとうございます。

流産・死産におきましては、大切な赤ちゃんの存在を周囲に認めてもらいにくいことから、子を失った悲しみも軽視されやすい傾向があります。また、親として赤ちゃんを守れなかった、申し訳ないことをしたと自分を責める方もおられ、自ら悲しみを語ったり助けを求めることにちゅうちょされる、そして孤立しやすい状況にあります。不妊症・不育症の相談窓口や、本市が実施をしています不育症治療の助成制度など、引き続き広く周知をしていただきたいと思います。そして、流産・死産を経験された方に対する相談窓口の案内も周知に努めていただき、本人からのＳＯＳを出させるというよりも、行政の側から必要な支援を届けるくらいの寄り添った相談体制をつくっていただきたいと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

次に、ヤングケアラー支援の充実についてです。

家族のために献身する行為自体は尊く、否定すべきではないですが、それが原因で自分の将来に希望が持たなくなり、苦しむことにならないのか、子どもの心身の発達や友人関係、勉強、進路などに影響を与えないかといったことが懸念されるところであります。

ヤングケアラーの調査研究をされています濱島大阪歯科大教授は、子どもたちは、家族のケアをやりがいとを感じる子もいる、ケアを通して優しさや困難を乗り越える強さを身につける子もいるといったプラス面もあると言われます。そして、子どもがケアを担うこと自体が問題ではなく、過度な

負担を抱えていることを理解されない、見過ごされていることが問題であると指摘されています。

学校現場にあつては、小さな変化や違和感を見逃さない観察力を高めて、担任だけではなく、打ち明けやすい環境と関係性をつくっていただくよう要望いたします。

厚生労働省は、令和元年７月に、要保護児童対策地域協議会、いわゆる要対協におけるヤングケアラーへの対応についての通知を出されました。その内容には、子どもの中には、家族の介護が必要なことにより、子どもの健やかな成長や生活への影響からネグレクトや心理的虐待に至っている場合があることを認識する必要があるとあります。要保護児童対策地域協議会で支援方針を検討する際に、家族全体の状況、学校の出席状況などを共有し、高齢介護、障害福祉の関係部署と連携を図ることでヤングケアラーの発見につながるのではないかと考えますが、庁内連携の取り組みについてお答えください。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることと、本人や家族に自覚がないことも多く、各課に寄せられる相談において、仮にヤングケアラーに該当していたとしても、まだまだ認識がない中で福祉サービス等につないでいるものもあると考えております。

議員がおっしゃっていただいているように、関係課で現状を情報共有することが重要と考えており、今後、ヤングケアラーに関する庁内のネットワークについて検討してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 福住議員。

○福住礼子議員 子どもがケアを担う背景には、家庭の経済状況、共働き世帯の増加、

少子高齢化、地域のつながりの希薄化、子どもの貧困といった様々な要因があり、関係機関がヤングケアラーに気づき、適切な機関のサービスにつなげるには、個々の家庭の問題ではなく、社会的認知度を高めて、社会全体で支え合う機運が向上することです。関係機関への周知や研修、地域住民への啓発にしっかりと取り組んでいただくよう要望いたします。

令和5年度からこども家庭庁が設置され、子ども政策をど真ん中において、子どもたちを幸せに成長させていくために、省庁の縦割りを排し、誰一人取り残さない支援の構築を担おうとしております。

本市は、これまで、機構改革において、子育て支援、保育所や家庭児童相談などの業務、令和2年には母子保健業務を教育委員会に移管され、妊娠から出産、育児と、子育て世代の切れ目のない組織の構築ができました。大変うれしく、日々支援に取り組まれていることに対して感謝申し上げます。

私は、最近、65歳のアーティストたちが、今の世の中に対して何かしなければならぬと作られた歌を聴きました。その中に、「子どもの命を全力で大人が守ること

それが自由という名の誇りさ」という歌詞のフレーズがあります。とても心に響きました。今、子どもの数が減少し続けている、それに反して子どもに関わる課題が増加する現況に私たちは対応しなければなりません。それには組織強化を図ることが大事です。しっかりと新たな課題に対応できる人員体制と財源確保をより充足していただくことを強く要望いたします。

次に、男性用トイレ個室のサンタリーボックス設置についてです。

二人に一人ががんと診断される時代です

が、治療成績が上がり、がんを患っても治療しながら働いて生活ができるようになりました。術後に尿のコントロールができなくても、優れた尿漏れパッドのおかげで社会復帰が果たせます。しかし、外出先でパッドを捨てる場所がない現実を経験された方は、交換用のパッドと水分を含んで重くなったパッドを持ち歩くことに、惨めな思いと周囲への申し訳なさを感じたと言われます。前立腺がんなど治療後のケアを目的とした男性用個室トイレのサンタリーボックス設置の必要性について、お考えをお聞かせください。

○南野直司議長 総務部長。

○山口総務部長 現在のところ、本庁舎におきまして、個室トイレにサンタリーボックスの設置はしていませんが、議員がおっしゃいましたご指摘の観点、このことをきっちり踏まえた上で、今後、トイレの洋式化に伴いまして、並行して他市町村の導入事例も研究しながら設置に向けた検討をしてまいります。

○南野直司議長 福住議員。

○福住礼子議員 ぜひ設置に向けた検討をお願いいたします。

また、女性用トイレにしかサンタリーボックスが設置されていないということも、誰かが声に出さないと気づかないことであり、LGBTの観点からも同様だと考えます。女性から男性のトランスジェンダーの方々に対する配慮を踏まえて、サンタリーボックスの設置に向けた検討をするという点でお考えをお聞かせください。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 議員がご指摘のとおり、これまで埋もれていた部分に対して議論する機会が見いだされたと感じております。

トランスジェンダーの方は、男女共用ト

イレの充実を望む声がある一方で、性自認に沿ったトイレの利用を希望する方も少なくはありません。現実といたしまして、男女別トイレを利用せざるを得ない方も数多くおられます。

男女別トイレに求められる配慮といたしましては、生理用品を使用されるトランスジェンダーの方もおられること、手術をされていないトランスジェンダー男性が、アウティングをされずに生理用品を替えられる個室でのサニタリーボックスを設置する必要はあるかと思えます。

誰もが安心して外出できる、そういった環境が整えられること、また、トランスジェンダーの性自認に沿った公共トイレの利用について、シスジェンダーの方の意識改革の必要性、知ることによって相手の立場に立って想像することができれば、それがお互いを尊重することにつながると考えられますので、資産活用課を含めまして、関係課と設置に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 福住議員。

○福住礼子議員 大変前向きなご答弁をありがとうございます。

これまでなかったサニタリーボックスを男性用トイレに設置する場合、清掃される方への配慮が必要です。今後の方向性や課題として挙げられることはないでしょうか、お聞かせください。

○南野直司議長 総務部長。

○山口総務部長 設置に向けた方向性としては、まず、やはり市民の皆さんが多く利用されるエリアを対象として考えていきたいと思っております。その観点で申しますと、新館の1階、2階、そして6階が対象となるかと思っております。

また、課題として考えられますのは、一

つは衛生面上の管理の在り方、もう一つは個室トイレ内のスペースの問題でございます。現在、洋式化を順次進めておりますが、洋式化にすることで、和式よりも個室内のスペースが減少することもございますことから、何らかの工夫が必要であろうとは考えております。しかしながら、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、そういった部分も含めまして、先進導入自治体の事例をしっかりと研究しながら、洋式化への改修と並行して検討を進めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 福住議員。

○福住礼子議員 ありがとうございます。

先進導入された自治体では、市役所庁舎だけではなく、市内公共施設のトイレにも順次設置をする、あるいは、同時に一律設置をしているところもあると聞きますが、本市では試行的に今後設置するといったお考えでしょうか。その点についての見解をお聞かせください。

○南野直司議長 総務部長。

○山口総務部長 市内公共施設におけます個室用サニタリーボックスの設置に向けた考えはどのことですが、公共施設全体を対象にということになりますと、所管でありますとか各施設の状況等も異なっておりますことから、まずは設置の必要性をはじめまして、施設の状況、それから課題等について整理を行うとともに、一定の共通認識に立つ必要があるかと考えております。その上で、各施設におけます個別事象等にもかんがみつつ、設置に向けた研究をしてまいりたい、このように考えております。

○南野直司議長 福住議員。

○福住礼子議員 ありがとうございます。

尿漏れは、病気だけでなく、加齢とともに

に起きやすくなります。下着や衣類を汚すこともあるため、外出がおっくうになってひきこもりになるなど、日常生活や行動に制限が生じてしまうことも少なくありません。尿漏れパッドの交換が気になって外出する機会を奪うことにつながらないように、庁舎や活動拠点である公共施設には一日も早いサニタリーボックスの設置を要望して私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○南野直司議長 福住議員の質問が終わりました。

次に、嶋野議員。

(嶋野浩一朗議員 登壇)

○嶋野浩一朗議員 順位に従いまして一般質問を行ってまいります。

1点目に、スポーツ振興と我がまちのブランディングについてお聞かせいただきたいと思います。

先週の村上議員の質問の中にもあったんですけれども、トップアスリートを招いての子どもたちへのスポーツ教室は、私は大変にすばらしい取り組みであると思っておりますし、この取り組みを今後スポーツ振興の中で戦略的に位置付けていくべきと考えております。まず1回目は、今まで行ってきたこの教室に対しまして、どのような声があったのか、また、どのように評価されておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

2点目、子どもの安全安心についてお聞かせをいただきたいと思います。

きょうはこの点について幾つかの視点からお聞かせいただこうと思っているんです。1点目は、これも塚本議員が先週おっしゃっておられましたけれども、我が摂津市は、3歳の男の子が虐待に遭って亡くなるという非常に痛ましい事件があったわけ

でございます。これを重く受け止められまして、令和4年度の市政運営の基本方針の中でも、市長も相当に強い覚悟をこの中で示していただいているわけでありまして。その中で、取り組みといたしまして、スーパーバイザーの設置であったり、あるいは保育ソーシャルワーカーが配置をされております。まだ令和4年度が始まって間もないわけでございますけれども、現在どのように評価されておられるのか、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

1回目は以上でお願いいたします。

○南野直司議長 答弁を求めます。生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 スポーツ振興と我がまちのブランディングについてのご質問にお答えいたします。

議員のご質問にもございますように、これまで実施してまいりましたアスリートスポーツ教室に関しまして、全ての教室で参加した子どもと保護者を対象にアンケートを取っております。その中で、ほぼ全ての子どもたちから「楽しかった」、ほぼ全ての保護者から「またこのような機会があったら参加したい」との回答を得ており、市民満足度の高いイベントが開催できたことを認識しております。また、その中で、夢や目標を持つことの大切さや努力することの大切さといった競技の技術的なこと以外でも、アスリートの考え方や人間力の部分などの話を聞いたことがよかったとのお声も多数いただいております。

○南野直司議長 次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 幼保ソーシャルワーカー及び外部のスーパーバイザーの効果についてのご質問にお答えいたします。

本年度、新たに配置いたしました幼保ソーシャルワーカーにつきましては、4月以降、市内の就学前施設のほか、本市要保護児童が在籍している市外の就学前施設にも順次訪問を行っているところでございます。現場の職員との対話とともに、直接子どもの様子を見させていただき、暗い表情や愛着障害の行動など、虐待が潜在していないか確認を行い、虐待の早期発見に努めているところでございます。

就学前施設との連携が密になったことで、保育等の現場において虐待に対する意識が高まり、少しでも気になるけがやあざがあれば、これまで以上に家庭児童相談課に通告や情報提供をいただけるようになったと感じております。

次に、外部のスーパーバイザーにつきましては、本年度、3名招聘いたしております。昨年度から引き続き、臨床心理士の方につきましては、新規の通告事案や対応困難事案、弁護士の方につきましては、様々な関係機関が関わる個別ケース検討会議に諮る事案について、助言・指導をいただいております。本年度からは、このお二人に加えて、多くの自治体の要保護児童対策地域協議会のスーパーバイザーを担われ、大阪府の児童虐待死亡事案の検証委員も務めておられました弁護士に、要保護児童対策地域協議会の新規受理会議にご参加いただき、助言・指導をいただいております。3名のスーパーバイザーに重層的な形で関わっていただくことで、虐待対応時の重要な視点を押さえつつ、適切なリスクアセスメントや対応方針の決定ができていますものと考えております。

○南野直司議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 それでは、スポーツ振興の点についてお聞かせいただきたいと思い

ます。

まず、アスリートスポーツ教室に対する評価なんですけれども、参加をした子どもも保護者も非常に満足していただいているということで、私も少し拝見をさせていただきました。子どもたちが大変に喜んでいて、保護者も子どもたち以上に楽しんでいる場面にも遭遇いたしまして、これはやっぱり戦略的に摂津市の一つの目玉になるんじゃないかと思っています。

ただ、今、若干私が危惧しているのは、せっかくその中でスポーツを体験した子どもたちがそのスポーツを真剣にやってみようと思ったときに、そのスポーツに親しめる環境が我がまちの中で整備されているんだろうか、そこが気になるんですけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 アスリートによるスポーツ教室を今後どのようにスポーツ振興につなげていくかという点でございますが、本市のスポーツ振興には子どものスポーツ人口をふやすことが必須であると考えております。

アスリートスポーツ教室は、子どもたちがスポーツに触れるきっかけづくりでもあり、イベント後にいかに継続してスポーツをする環境を整えるかが重要です。令和3年12月に実施したバドミントン教室では、事後アンケートで、バドミントンをする機会がないと保護者からのご意見があり、体育施設の指定管理者と協議の上、令和4年度に新たにバドミントン教室を開催し、満員となっております。先日実施したバレーボール教室や卓球教室についても同様のご意見があり、バドミントンと同様に指定管理者と協議を行い、子ども向けの教

室が開催できないか、可能性を検討しているところでございます。

○南野直司議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 部長からお答えいただきまして、具体的に運営会社と協議されておられるということで、そこは非常にありがたい、心強く思っております。まだできていないところについては、しっかりと今後も続けていっていただきたいと思います。

このスポーツは、まちのイメージアップといいますか、ブランディング化に非常に大きな効果があると私は考えています。例えば、皆さん、東大阪市と聞かれると、もうそれはラグビーのまちだとイメージされると思うんです。昔でいいますと、静岡県の清水市と聞くと、ああ、サッカーのまちと思いましたし、広島県の山あいのちっちゃなまちなんですけれど、世羅町は世羅高校の陸上部が駅伝の強豪校です。直近の大会も優勝されましたし、実は第1回の大会も優勝されているようで、それはやっぱりスポーツのまちとして、陸上のまち、駅伝のまちとして認知がされて、今、世羅高校の陸上部員が日頃練習で走っているコースを、いわゆる市民ランナーがそこで走ろうと訪れられる、それがまちの活性化にも非常に役立っているというお話だったんですよ。

そしたら、我が摂津市の今のスポーツの状況を考えた場合に、例えば薫英学園は全国の駅伝の大会でたしか2度ほど優勝されたと思います。そのたびに摂津市にもお越しいただいて表敬訪問をされておられます。あの状況に多くの皆さんが喜んでおられますし、また、摂津高校の陸上部におかれましても、インターハイの走り幅跳びで優勝された選手が出ている強豪校なんで

す。摂津市を客観的に見た場合に、陸上が強いまちやとやっぱり一般的に思うんです。そしたら、この陸上を一つの旗印として、摂津市をスポーツ振興という観点からイメージアップを図っていく、ブランディング化を図っていくことは、これから今後の可能性を考えたときにいろんな可能性の広がる非常に大切な取り組みではないのかと思っております。その点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 議員がご指摘のとおり、他自治体を見ておりますと、地域の強豪校や実業団の活躍により全国的な知名度が上がり、まちぐるみで応援する機運が高まることでさらに盛り上がりを見せるといった好循環が生まれることは承知しております。

現在本市で実施しておりますアスリートスポーツ教室やふれあいマラソン等の事業では、子どもたちに参加してもらうことでスポーツへの興味・関心が高まっていくことを主目的としております。一方で、市内にはスポーツに強い学校、部活動もあるということで、市民と学校、企業等をつなぐ仕組みを今後検討していく必要があると考えております。また、そのような仕組みが盛んになってきた際には、シティプロモーションの視点から、関係課や団体等との連携でまちの魅力発信につなげてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 やっぱり今後のまちづくりを考える上で、私は、陸上といったものを一つのアピールポイントにしていきながらまちのブランディングを図っていくことは大変大きな意味があると思っております。もしそれが、摂津市って陸上のまちだ

よねと認知をされた上で、例えば、ご答弁いただきましたように、2月にふれあいマラソン大会が開催されていますけれども、そういったことが多く浸透した中でこのふれあいマラソン大会が開かれると、また違った意味が出てくると思うんです。今でも全国から多くの皆さんに応募していただいておりますけれども、今以上に多くの皆さんから注目される大会になるでしょう。そしたら、その大会のときに淀川の河川敷を使っておられますけれども、その河川敷で、市内で例えば飲食店を営んでおられる皆さんに料理を出していただくということをすれば、今度は商業振興といった観点からもまた可能性が広がるわけです。それ以上に摂津市をもっともっとアピールしていくことになると思っております。そのときに、全体的にスポーツ振興を図っていく、これは大切ですが、併せて、やはりここが売りなんだよ、そういったことをしっかりと意識しながらスポーツ振興を図っていくことによってブランディング化が初めて可能になると思っております。ぜひ今後も力強く進めていただきたいと、要望として申し上げておきたいと思います。

子どもの安全安心の点に移ってまいります。次世代育成部長から1回目の答弁をいただきました。まだこの取り組みは始まってすぐなわけでありますので、恐らく走り出してからいろんな課題も見えてくるんだろうと思っております。ぜひそこは適宜修正をしていきながら、しっかり子どもを守っていく取り組みをしていただきたいと思っております。

ただ、残念ながら、我がまちで昨年悲しい出来事があって以来、全国でも同様といいますか、子どもたちが犠牲になる事件が多発をしているわけなんです。そこで問題

になっているのが、どこの機関もそういった情報をつかんでいないケースが多いと思うんです。摂津市の場合は、昨年のケースについてはいろいろとつかむことはできたんですけれども、現在、摂津市の中でも、まだつかんでいないけれども虐待に遭っている子どもたちがいると考え、そこに対する取り組みが大切だと思っております。どのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 虐待が埋もれているケースの発見につきましては、関係機関を含め、地域との連携が非常に重要であると認識をしております。子どもが所属する学校や保育所などの機関はもちろんのこと、地域の見守り活動を実施していただいております民生委員や主任児童委員、また、近隣住民による発見が大きく寄与するものと考えております。特に、日常生活の状況を把握しやすい地域住民等からの声は大変貴重な情報元と考えており、そこで、地域との連携を強化するために、主任児童委員と協議し、要保護児童の情報共有の在り方や見守りについて一定ルール化し、実践いただいているところでございます。

引き続き、要保護児童対策地域協議会や子育て支援のネットワークの連携強化とともに、地域住民に対する意識啓発にもしっかりと取り組んでまいります。

○南野直司議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 地域のつながりがだんだんと弱くなっていく中で、しかし、これではいかんということで、民生委員の中からもいろんな声が上がっているとお聞きをしております。ぜひ地域でのネットワークといいますか、見守りの活動を本当に強化していただきながら、しっかりと取り組んでい

ただきたいと思います。

ちょっと観点を変えたいと思います。子どもの安全・安心という点でいいますと、通学路の問題についても非常に大きな課題であると考えております。現在の整備状況はどうであるのか、併せて、通学路に面しているブロック塀の撤去についても私は大切な取り組みだと思っておりますけれども、どのようにやっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 通学路の点検につきましては、毎年、通学路等交通安全プログラムに基づき、教育委員会、摂津警察署、道路管理者で合同点検を行い、問題のある箇所の対策を実施するなど、通学路の安全確保に取り組んでおります。

令和3年度につきましては、通学路の危険箇所について改善要望があった63か所中23か所に電柱幕設置や路面標示復元等を行いました。未実施の箇所につきましては、整備で対応できる箇所については具体的な方法について検討し、整備ができない箇所については、学校を通じて啓発に努めるなど、ハード・ソフト両面から対策を検討しております。

また、ブロック塀等の危険箇所についても、目視による点検を行い、市としても、ブロック塀等の撤去工事に要する費用の一部を補助するなど、取り組みを実施しております。

引き続き、危険箇所の把握に努め、通学路等の安全確保を図ってまいります。

○南野直司議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 部長からご答弁いただきまして、具体的に63か所から要望があって、23か所については改善ができたというお話だったと思います。しかし、裏返す

と、あとの40か所はなかなか具体的な改善策が見いだせていない状況で、今、実際に子どもたちがそこを登下校で使っているわけですね。そういった状況を考えると、やはり建設部局ともしっかりと連携を取っていただきながら具体的に見ていただきたいと思います。

摂津市の道路状況を考えた場合に、例えば、子どもたちが通るためにガードレールを設置しようか、そうになってしまうと、極端に道幅が狭くなってしまって、今度は車の通行そのものにも影響があるからできない、しかし、実際子どもが通っている状況もあるだろう、そう考えると、やはり通過車両がスピードを落とさざるを得ない環境をつくっていくことも一つだろうと考えております。ぜひ建設部局ともしっかりと連携していきながら取り組んでいただきたいと思います。

それと、ブロック塀の撤去についても、具体的な数字はなかったわけですが、やっぱりこれは令和4年度の市政運営の基本方針の中にもうたわれておりますし、じゃあ、どこから手をつけていくねんと考えた場合には、やはり私は通学路が一つのキーワードになると思っておりますので、その点を要望として申し上げておきたいと思います。

ちょっとまた観点を変えて質問させていただきます。学校全体における安全・安心の取り組みについてお聞かせいただきたいと思います。

大阪教育大学附属池田小学校の事件からもう長い期間がたったわけでございます。大阪教育大学附属池田小学校では、事件を受けて、やっぱり今まで以上に本当に具体的なシミュレーションを学校の中でされているんだということを、例えば報道等で私

も目にすることがあるんです。今、摂津市の学校の中でどのような取り組みがなされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 学校では、様々な事案を想定し、安全・安心に対する取り組みを行っております。教職員を対象に、警察官が不審者役を担う不審者対応研修や、子どもたちを対象にした、不審者が学校に侵入したことを想定した避難訓練、また、保護者の方々にも協力を願って、不審者事案や災害が発生した場合を想定した保護者への引き渡し訓練などを実施しております。さらに、日頃から来校者への名札着用依頼を徹底するなど、子どもたちが安全で安心して過ごせる学校とするため、取り組みを行っているところでございます。

○南野直司議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 そしたら、次は、学校における不審者の侵入対策ということについて、例えば受付員制度ですけれども、今、どのような取り組みがなされているか、お聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 小学校の校門では、不審者の侵入防止のため、学校受付員による見守りを行っております。地域のつながりが薄くなった地域では犯罪等が起りやすいといったことから、地域の方を中心にご協力をいただき、ボランティアとして担っていただくなど、犯罪防止の抑止力の一助を担っていただいているものと認識しております。子どもたちがより安心・安全に学校生活を送ることができるよう、引き続き児童の安全対策について検討を行ってまいります。

○南野直司議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 学校における不審者の侵入防止という点においては、例えば、あるまちでは、フェンスに網のようなものを張ったりとかしている取り組みがあるとお聞きをしているんです。それは一つの有効な手だてかもしれませんが、しかし、日頃その学校で学んでいる子どもたちからしてみると、やはり精神的に圧迫感もあるでしょう。そういったことも考慮していきながら、より効果的な取り組みを考えていただきたいと思います。受付員制度についても、その中でしっかりと今後またよりよい方向がないのか、ちょっと考えていただきたいと思います、要望として申し上げておきたいと思います。

最後に市長にお聞かせいただきたいんですけども、我が摂津市は、子どもの安全安心都市宣言を、たしか平成18年だったと思いますけれども、採択いたしました。それだけ、大阪教育大学附属池田小学校の事件を契機といたしまして、子どもたちの安全をしっかりと守っていくという市長の強い思いが反映されていたと思うんですけども、当時から相当に状況も変わってまいりました。しかし、やっぱり子どもたちを守っていく尊い思いは変わらないと思うんです。改めて、子どもの安全安心都市宣言を採択した摂津市として、子どもたちの安全・安心をどのように構築していくのか、ぜひ市長の決意をお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 お答えをいたします。

第1次ベビーブームがあり俗に言う団塊の世代ですね。昭和二十二、三年ぐらいにお生まれになったと。第2次ベビーブームというのが、その人たちがちょうど適齢期

を迎えて、またたくさん赤ちゃんが生まれたんですね。これは昭和四十七、八年だったと思うんです。このいずれも、ベビーブームのときには大体1年間で200万人以上の子どもがお生まれになっております。先日、国勢調査がありましたけれども、直近の1年間、赤ちゃんの誕生が81万人だったと思います。実に3分の1近くまで激減をしております。その中身は別といたします。この傾向はまだ続いていくと思うんですけれども、どんどんどんどん減っていく若者といえますか、子どもは、これから先、好むと好まざるにかかわらず担っていくなくてはならないわけであります。

そこで、私はいつも言っていますけれども、それだけに愛情を持って育てる、これは当たり前のことです。一方で、適当な言葉かは分かりませんが、しっかりとしつける、しっかりと育て上げる、これが、今ある大人の役割、責任だと思えます。我々は、日々いろんな施設をつくったり、いろんな制度をつくったり、いろんな条例をつくったりと、いろいろと皆さんと一緒に何とか取り組みを進めてまいりました。でも、立派な施設はできたけれども、ろくろく挨拶もできんやないかということになっていないか、この辺をしっかりと押さえないかと、私自身、自問自答しておるんです。この優しさ、強さを含めたしっかりとした精神力というんですか、このところをしっかりと押さえておかないといかんのではないかと。一方をハードとすると、一方のソフトな施策、こっちはやっぱり家庭がしっかりとせないかと思うんです。学校、地域社会、ご指摘のように地域の連携が不可欠だと思います。こっちのソフトな教育が不可欠だと思います。この辺がどうなっているのか。宣言をしてから、

20年はたちませんが、もう十五、六年たっております。摂津市が取り組んでおります人づくり、つまり人間基礎教育というのはご案内のとおりですけれども、なかなかそんなに簡単な話ではございませんけれども、やっぱりハード・ソフトのバランスの取れた教育というか、子どもたちをしっかりと育てていかないと、それがひいてはやっぱりご指摘の安全・安心につながっていくのではないかと考えております。まだまだ時間はかかりますけれども、次なる世代を通じて粘り強く取り組んでいかなくてはならないと考えております。

以上です。

○南野直司議長 嶋野議員。

○嶋野浩一郎議員 市長から、大人としての責任ある姿、態度というお話をお聞かせいただきました。私もそのことをしっかりと意識してまいりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

質問を終わらせていただきます。

○南野直司議長 嶋野議員の質問が終わりました。

次に、藤浦議員。

(藤浦雅彦議員 登壇)

○藤浦雅彦議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

1 番目、新型コロナウイルス感染禍での本市の物価高騰対策についてです。今年に入り、新型コロナウイルス感染禍において、原油高、小麦の不作、半導体不足に加えて、ウクライナ情勢、円安など、複層的な原因で物価の高騰が顕著になってきました。

私ども公明党は、国民生活総点検・緊急対策本部を設置し、国と地方議員のネットワークを最大限に発揮し、47の各種団体からヒアリングを行ったほか、バス事業者

やハウス農家、スーパーなどの現場視察、そして、全国各地の地域懇談会などで、事業者や家計の実感といった約2,000件の意見、要望を取りまとめ、これらを集約し、2度にわたり緊急提言として政府に申し入れを行いました。

それを受けて、4月26日に政府が決定したコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策には、私ども公明党の緊急提言の内容が随所に反映されています。その一つに、地方創生臨時交付金を大幅に拡充し、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を創設したことがあります。これにより、地域の実情に応じて自治体が独自に生活支援や産業支援策を実施することが可能になりました。それを受け、私たち摂津市公明党議員団としても、10項目から成る緊急要望書を森山市長に提出させていただいたところであります。そうした中で、今回、第2回定例会の補正予算として具体案が上程されたところでありますが、本市の対策本部会議で議論された中身と結論について、1回目、ご答弁をお願いしたいと思います。

次に、2番目、生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備についてです。今回の政府の物価高騰対策の中に、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用した生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備が盛り込まれておりますが、どのように認識をされておられるのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

次に、3番目、法定外公共物の移管に対するマニュアル策定と時効に対する本市の考え方についてです。先日の本会議において即決をされました議案第37号について、前例がない中で、時効の援用第1号と

して訴訟によらずに処理されました。私は、後世に悪影響を与えることを指摘し、福渡副市長から時効取得について市の方針を取りまとめるとの発言があり、議案第37号には賛成しましたが、本来は先にこの方針を作成すべきであったと強い思いを抱くものであります。

今回の時効の援用が星翔高校に特別な配慮ではないことを意義づけるためにも、早い段階で時効取得について市の方針の取りまとめをしなければならないと思います。また、せっかく作成をするのであれば、マニュアル化をして、市内に多く存在する法定外公共物が処理され、税金を生み出すようにすることも重要な視点だと思います。作成に当たっての本市の考え方についてご答弁をお願いいたします。

次に、4番目、千里丘小学校の校舎建て替え計画における保護者への説明責任と地域支援体制の構築についてです。学校現場では地質調査のボーリングが行われました。また、基本設計が進んでいると思いますが、保護者や地域にはいまだ何の説明もされていない中、いつから工事が始まるのか、来年のプールはできるのか、学校開放は、地区市民体育祭や防災訓練など地域行事はどうなるのかなど、不安の声が広がっています。保護者等への説明責任をどのように考えているのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

次に、5番目、坪井ガードに信号を設置することについてです。今から13年前に同じ質問をされた議員がおられましたが、それから市民から信号の要望をいただいております。今回質問させていただきました。その頃に比べますと状況は少し変化があったと思いますが、可能性はどうでしょうか。ご答弁をお願いしたいと思います。

次に、6 番目、大正川沿いサンドライビングスクール横の道路拡幅についてです。ここは、以前から府道 1 4 3 号線沿いに新しく開発された住宅からの子どもたちの通学路について検討され、その際、一部サンドライビングスクールの中を通ることが危険ながらも決定をされております。しかし、その後、子どもがいなくなっていた府道の反対側の昭和園に新たな世代が転入したことにより子どもが誕生したことや、大正川橋西側の横断歩道の手前側の路面標示の安全対策を大阪府が実施したことにより再度検討がなされていると思いますが、その検討経過と結論についてご答弁をお願いします。

1 回目、以上です。

○南野直司議長 答弁を求めます。総務部理事。

(辰巳総務部理事 登壇)

○辰巳総務部理事 物価高騰対策に関する摂津市新型コロナウイルス対策本部会議での議論と結論についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に、今回、コロナ禍における原油価格・物価高騰に対応する新たな枠が創設されましたことは承知いたしております。今回の交付金事業の選択に当たりましては、交付金の新枠創設の趣旨を踏まえた上で、本市としましては、できるだけ大きな効果を生み出すよう、事業を細かく分散せず集中して実施すること、生活者支援にしましては、物価高騰等の影響が特定の世帯に偏ることがないことから、広く全世帯を対象とすること、事業者支援にしましては、消費を喚起することで市内での経済活動を活発化させることの 3 点を基本的な方針として、各部へ提案を募り、市

長を本部長とする新型コロナウイルス対策本部会議におきまして議論を行いました。

各部からの提案内容を審議した結果、これまで支援できていなかった世帯や事業者にも支援することができ、地域の経済活動の活発化が期待できる、地域経済活性化と生活者支援を目的としたプレミアム付商品券の発行事業を中心として、飲食店支援グルメクーポン事業及びスクラッチカード発行事業を一定期間連続して実施することとしたものでございます。

○南野直司議長 保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業についてのご質問にお答えいたします。

同事業は、令和 4 年度の取り組みとして、国の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の一環として設けられるもので、地域における官民連携による困窮者支援の仕組みを構築するためのプラットフォームを整備することを目的とし、NPO 法人等の民間団体に委託することも可能とされています。

本市の生活困窮の対策としましては、生活支援課に相談員を配置し、様々な制度を活用しながら支援を行っているところでございます。ご質問のように、困窮世帯の抱える課題に対応するには、行政だけではなく、民間団体などとも各機関の支援内容や役割分担などの共通認識を持つておくことが円滑な支援につながることから、官民が連携した体制の構築が重要であると認識しております。

○南野直司議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 法定外公共物の時効に対する本市の今後の考え方の取りまとめについ

てのご質問にお答えいたします。

今回、本会議初日、議案第37号、法定外公共物に関して、相手方からの取得時効の援用に対し、訴訟外の和解に関する件につきまして、ご審議の上、既に可決いただいております。その審議の際、各議員より様々なご意見をいただいたことから、福渡副市長より、今後、時効取得について市の統一的な考え方の取りまとめを行うと答弁させていただいたところでございます。

これを受け、法定外公共物の取得時効の援用に対する対応方針を取りまとめるためには、まずは公図上の里道や水路の位置を記した図面と現地施設の有無を確認し、全体の現況を把握する必要があることから、現在、法定外公共物を所管する各担当課が主体となり、現地調査に向けた資料の整理を進めているところでございます。

続きまして、坪井ガードへの信号設置の可能性についてのご質問にお答えいたします。

現在、ＪＲ京都線をくぐり、千里丘二丁目と千里丘東四丁目をつなぐ坪井ガードの西側は信号機がなく、東側は府道正雀停車場線を横断する歩行者用の押しボタン式信号が設置されておりますが、坪井ガードを通行する車両への信号機はない状況でございます。

坪井ガードの周辺の道路状況ですが、東側に接続する千里丘南千里丘線の幅員は約3.6メートルと狭く、また、坪井ガード内の幅員は約2.4メートルと、片側通行となり、通過する車両も少ない状況となっております。

信号機設置については、摂津警察に確認しましたところ、平成27年12月に警察庁が制定した信号機設置の指針の信号機の設置の条件に基づき、設置の可否を判断す

ることになるとのことでした。設置することが可能であれば、その後、道路管理者との協議や周辺住民との調整を行い、最終的に決定していくことになります。しかしながら、現場の状況を踏まえると、信号機の前後で安全に自動車が擦れ違うために必要な幅員が取れないことなどから、設置については困難と摂津警察からご回答をいただいております。

引き続き、摂津警察と連携しながら、歩行者の安全確保や通行車両の円滑な交通を踏まえた対策を行ってまいります。

○南野直司議長 教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 千里丘小学校校舎建て替え計画における保護者等への説明責任をどのように考えているのかのご質問にお答えいたします。

千里丘小学校については、健都での大規模なマンション開発やＪＲ千里丘駅西地区再開発事業などを要因に児童が大幅に増加する見込みであり、現在、建て替えについての基本設計を行っております。基本設計のない段階では、建物に関してお話しできる内容があまりございませんので、基本設計が完成してから保護者をはじめ地域の方にご説明してまいりたいと考えております。基本設計につきましては、令和4年秋頃に完成を予定しており、全体のイメージ像やスケジュール等についてご説明してまいりたいと考えております。

続きまして、通学路に指定されている大正川沿いサンドライビングスクール横道路についての現状の認識、経過についてのご質問にお答えいたします。

大正川沿いサンドライビングスクール横道路は、幅員が3メートル程度になる箇所もあり、狭い幅員であると認識をしております。

ます。通学路は、毎年、学校と協議の上、指定しており、当該道路を取り消し、対岸の道路のみを通学路として指定する案も検討いたしましたが、一部地域の児童については府道143号線を横断する回数がふえるなどの問題もあることから、当該道路を今年度も通学路として指定したものでございます。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 それでは、2回目に入ります。以降は一問一答でまいります。

まず、1番目、本市の物価高騰対策ですが、私たちが要望していたものの中には、プレミアム付商品券発行以外に、水道料金の一定期間の減額や、また、小学校の給食費の据え置き、または引き下げなども要望していましたが、費用対効果と公平性の面から商品券等に集中したことについては、一定高く評価するとともに、支持するところでもあります。また、高齢者施設に対する物価高騰対策としての補助金制度や小学校給食費の据え置きを決定いただいたことには感謝申し上げたいと思います。

しかし、この物価高は、ウクライナ情勢の長期化や記録的な円安を受けてさらに加速をし、しかも長引くことが容易に予測されます。そうした面では、これで十分ということにはならず、今後も市民生活をしっかり守るために、市民の意見によく耳を傾け、様々な支援策を模索し続けることが必要です。また、本市に多く存在する中小企業の皆さんは、燃料や材料等の高騰に加え、円安のダブルパンチで大変なことになっていることを聞いています。様々な見積もりも有効期限を短くして防衛に当たっているとお聞きしました。こうしたことについてもよくヒアリングを行い、支援策を模索し続けることが重要だと考えます。市長

の認識についてお考えをご答弁いただきたいと思います。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 アフターコロナについての質問だと思いますけれども、ご指摘がございました。足かけ3年間、新型コロナウイルス感染症でかき回されたと言ったら語弊がありますが、そういう時期であったと思います。平常の生活様式が変わってしまい、そのことで予期せぬいろんな影響といいますか、副作用があっちこちに出てきました。この副作用は、これからボディーブローのように効いてくるんですね。加えて、ロシアの暴挙といいますか、原油の高騰とかいろいろな問題が二重三重に起こり、悪循環でございます。今後、まだまだいろんなことを予想せざるを得ません。ただ、新型コロナウイルス感染症に限っていいますと、今まで国はある程度手厚いいろんな施策を打ってきてくれたと思いますけれども、果たして同じようにいくか、これはやっぱり頭に入れとかないかんと思います。

そんな中、我々基礎自治体としての役割がしっかりあります。市民の皆さんとあらゆる面で一番身近なところにあるわけですから、もう国が何もせんからええやないかでは済まないということであります。しっかりとその役割分担をわきまえながらも、今までの支援が生きてくるように、いろんな形で取り組んでいくことになります。会派の皆さん、また各議員からいろいろな要望書をいただいていることは承知いたしております。さっきも言われましたように、今回は、あれもこれもじゃなくて、一点集中型といいますか、この効果を狙ったといいますか、そういうことで配分をすることになります。今後、またこれを踏まえて何

が一番ベストか考えていきたいと思います。

以上です。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 市長、ご答弁ありがとうございます。今後も市長の英断を期待してこの質問を終わりたいと思います。

次に、2番目、プラットフォーム整備についてです。令和3年度の補正予算においても、孤独・孤立対策に取り組むNPO等に対して、地方自治体から委託や補助をして協働で取り組む仕組みが用意されていましたけれども、今回はさらにプラットフォームの構築として発展をしており、国の方針がはっきり現れてきていると思います。

物価高騰の影響によって生じる生活困窮者の増加に対応するためには、具体的には、市の自立相談支援機関とNPO法人、社会福祉法人等の民間団体との連携による支援であり、福祉事務所、自治体関係部局、ハローワーク、商工会、子ども食堂、フードバンクなどが参画することとしています。私は、このプラットフォームを構築する場所として社会福祉協議会が最もふさわしいと思います。残念ながら、現在は高齢者事業以外は行われていませんが、これを機に高齢者以外の福祉事業全般に広げていただき、総合的な福祉の担い手へと成長してもらおうチャンスだと思います。

来る7月23日に、子ども食堂スタートアップ事業として、豊中市社会福祉協議会事務局長の勝部麗子さんに来ていただいて記念講演をいただきます。豊中市社会福祉協議会では、既に子どもも含めた困窮者支援、ホームレス対策、孤独・孤立対策、自立支援、そして重層的支援体制の構築を実施されています。また、子ども食堂の立ち上げ支援から、フードバンク、ひきこもり

の活動支援として農場活動や、また学校現場と協力してのひきこもりやヤングケアラー支援など、何でも実施をされています。もちろん先日議論されました市民団体の中間支援組織もされています。いきなり同じことをすることは無理だと思いますが、本市の社会福祉協議会も少しでも豊中市に近付いていけるように、体制の強化、人材確保の支援を行うとともに、財政的支援も併せて実施すべきだと思います。

物価高が長引くことが予想される中で、具体的には、令和5年度にこのプラットフォーム構築を社会福祉協議会に委託し、社会福祉協議会が成長できるように取り組むときが来ていると思います。本市の福祉が充実できるかどうかは社会福祉協議会の成長にかかっていることを訴えてこの質問を終わりたいと思います。

次に、3番目、マニュアル策定についてです。本市には機能を有していない宙ぶらりんの法定外公共物が多く存在します。こうしたものは管理費用がかかりますが、民間に移行することで固定資産税を生むことにもなります。先日、部長は、国から譲渡されたもので、市民に不利益を被ることはないと言われましたが、よくよく考えますと、法定外公共物の整理を要する場合は、新たな開発を実施する場合や建て替えがある場合、また、土地の売却処分をする場合などになります。速やかにこうした処理ができることで、まちづくりを早く進めることにもつながり、また、その結果、固定資産税の増収にもつながります。塩漬けになっている法定外公共物は、草刈りなどの管理費用がかかり、決して市民の財産とだけ言えるものではありません。したがって、時効についての考え方をまとめるだけではなくて、国から払い下げられた負の遺産を

財産へと転換できるようなマニュアルを作成いただきますよう要望してこの質問を終わります。

次に、4番目、千里丘小学校の建て替えについてです。小学校は地域コミュニティの中心であり、また、千里丘小学校は令和2年に創立70周年を迎えた古い学校であります。卒業生も多く、第1期生は84歳、親子3代にわたって千里丘小学校を卒業したと言われる方もおられます。とにかく住民の思いが強い小学校です。そんな地域の人々の思いを集めた建て替え事業とするための仕組みを考え、完成後も地域の絆が高まる取り組みができれば、自然にコミュニティスクールへと移行もできると考えます。学校建設についてどのような考えを持たれているのか、お答えいただきたいと思います。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 千里丘小学校は、その敷地面積がかなり狭い学校であるため、運動場などの教育環境を確保することなどから全面建て替えを決定いたしました。長期間にわたる工事になることから、学校や保護者、近隣住民の方の不安は大きいのではないかと考えております。

学校については、かなり早い段階から密に連携しており、情報の共有化を図っております。今後、保護者をはじめとする地域の皆様方には、工事の工程や工事期間中の工事についてのお知らせ等による不安解消にとどまらず、学校づくりに興味・関心を持っていただける情報提供を行ってまいりたいと考えております。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ご答弁ありがとうございます。本来なら、学校づくり協議会を立ち上げて、地域を挙げて取り組むことができ

れば、それ自体が歴史となり、文化となり、絆となります。しかし、今回は、せば詰まった状況で建て替え工事になることは理解しております。その中でも、岩盤に傷痕を残すような思いで地域との連携・連帯を図っていただきたいと思います。そのことは、現在、JR千里丘駅西口の再開発事業も行っておりますけれども、同じように、千里丘地域が千里丘地域らしさを保ち、さらに発展させていけるかどうか、重要なことだと思っています。

最後に、小学校と地域の関係について、教育長の認識についてお答えいただきたいと思います。

○南野直司議長 教育長。

○箸尾谷教育長 小学校と地域との関係についてというご質問でございます。子どもたちを取り巻く環境は、現在、我が国が人口減少・超高齢社会を迎えまして、地域のつながりや、あるいは支え合いの希薄化、また、家庭の孤立化など様々な課題に直面しており、学校は、子どもたちの学習の場だけではなくて、やはり一定地域コミュニティの核としての働きも求められてきていると認識しております。

このような状況の中で、国からは、学校運営協議会を設置したコミュニティスクールを一層拡充するようというところで求められております。コミュニティスクールに先進的に取り組んでおられます学校からは、学校に対する保護者、地域の理解が深まって、地域と連携した取り組みが組織的に展開されるようになったでありますとか、あるいは、学校や子どもが抱える問題を全体で共有することによって、適切な対応につながり、学校運営の信頼が向上したといったことが成果として挙げられております。

しかしながら、一方、学校運営に学校外の力が及ぶことが自立的な教育的活動を阻害するのではないかといた学校側の不安でありますとか、あるいは、主として会議が夜間に行われることで、参加していただく地域の皆様方、また、お昼間は様々な学校行事等にご支援いただくということで、参加していただく市民の方や地域の方々の負担が増すといったことなど様々な課題が考えられます。本市では、コミュニティスクールの導入に関しましては、今年度よりモデル校を設定いたしまして、導入でありますとか、あるいは運営に係る課題やその成果について検証してまいりたいと考えております。

千里丘小学校の建て替えに当たりましては、ただいま担当部長がご答弁申し上げましたように、基本設計完成後に説明をさせていただきたいと考えておりますけれども、千里丘小学校は、敷地面積は本市の小学校の中で一番小さい学校であります。また、現在の摂津小学校と同じぐらいの数の子どもが在籍するようになる想定もございます。各種教室でありますとか、あるいは学童保育室なども確保しなければなりませんし、何と申しましても、グラウンドも今まで以上の場所を確保する必要があるなどといった様々な制約がありますことをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 教育長、ありがとうございました。できるだけ地域と連携した学校建設について、よろしく願いしたいと思います。

次に、5番目に坪井ガードについてです。まだ条件がなかなか整っていないということでございます。しかし、市民からの

要望は続いていることから、引き続き可能性を探っていただくようお願いしたいと思えます。

また、現状でできる安全対策としまして、例えば竹之鼻ガードなどは、歩道部分の擦れ違いがしやすいように少し外側に膨らませているんですけど、そういうことも含めて、現状でできることについて、今後改善策をご検討いただきたいと要望しておきたいと思えます。

次に、6番目の大正川橋の大正川沿いについてです。人数が少ないですけれども、低学年は特に危険が伴うことから、通学路を二手に分けることについても検討をお願いしたいと思います。昭和園側に、来年、新しく小学1年生が入学してくるということがございます。そのためには交通専従員を設置する必要があり、これは財政の問題になりますけれども、引き続きこのことも検討いただきたいと思います。

また、現状のサンドライビングスクールの横は、朝夕、子どもたちに加えて病院に通院の人、また高校生や一般の人の自転車、また自動車の通行と、大変錯綜して非常に危険な状態が続いております。また、茨木市の沢良宜西四丁目は、ごみの収集車をはじめ、住民もここを通らないと出入りできない道路事情がございます。自転車、自動車の交通が非常に多い状況です。近年に老人施設ができました。そして、その沿道にあります駐車場が河川敷の境界まで後退しており、サンドライビングスクール横まで歩道付きの道路として整備できる状況にあります。歩道付き道路として整備して安全性向上を目指すことの認識についてご答弁いただきたいと思います。

また、防犯灯もあります。今、3灯だけで、増設が必要です。これは自治会から

要請するルールがありますので、今後、自治会に提案をしてまいりたいと思います。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 桜町一丁目地内にある大正川左岸側道路につきましては、大阪府が管理する一級河川大正川の堤防天端を摂津市管理道路として市が表面管理しております。現況道路の幅員は、一部区間狭小であり、議員がご指摘のように、特に朝夕の時間帯は自転車や歩行者の通行が重なり、車両や歩行者等が円滑に通行できない状況にあることは認識しております。

堤防天端道路の北側には自動車教習所のサンドライビングスクールが立地しており、堤防道路の拡幅と一体で道路整備する必要がありますことから、拡幅整備は難しい状況でございます。今後、開発行為など沿川の土地利用の変化があれば、道路拡幅の可能性を検討してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 先ほど一体でないとできないとおっしゃいましたが、そのサンドライビングスクールだけを除いて整備すれば、通学路としても格段に安全性が向上されますし、そのことがまたサンドライビングスクール側にも意識を持ってもらうことにもつながると思います。できるところまでぜひとも歩道付きの道路として整備をしていただいて、高校生もたくさん通っていますけど、一般の方の安全も確保できるように検討をお願いいたしまして質問を終わりたいと思います。

○南野直司議長 藤浦議員の質問が終わりました。

次に、森西議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 それでは、順位に従いまして

一般質問をさせていただきます。

まず、空き家にならない対策についてです。私が言う空き家は、特に連棟長屋の空き家でありまして、法律で空き家ではない、空家等対策特別措置法の対象にならない空き家であります。今まで空き家になった家屋の対策で質問をしてきましたけれども、問題が解消されないまま日に日に連棟長屋の空き家が増加をしております。

先日、鳥飼野々一丁目で、壁が上から落ちてきて、道路管理課がカラーコーンと規制テープを張って対応はされたみたいですが。その物件は連棟長屋の端で、反対の方が購入をされるとおっしゃっているそうです。しかし、その所有者が売らないとおっしゃっているそうです。数年前には、鳥飼下三丁目で連棟長屋の火災、これは地震、台風で被害があり、天井に穴が空いておって、近隣の市民の方も怖いとおっしゃっていたんですけれども、漏電が原因で火災が発生することもあります。

その管理をどのようにさせていくかが大事だと思うんです。空き家等の管理のための市民支援について、個人の住宅等の管理を支援する制度はないのか、そして、市民から相談が行われた場合、どのような対応を取られるのか、お聞きしたいと思います。

続いて、ごみのかごによる集積場収集についてです。高齢化が進む中で、地域の高齢者の方から、ごみ集積場のかごが重たくて、どうにかならないかという声を多く聞きます。市としてこの声は認識をされているのか、お聞きしたいと思います。

続いて、地域のつながりを取り戻し、まちを活性化させるための方策についてです。市長の市政運営の基本方針で、「摂津市自治連合会によるプロジェクトチームで

は、地域のつながりを取り戻し、まちを活性化させるための方策を検討されております」とあります。自治会・町会の活性化に向けた施策の進捗状況についてお聞きをしたいと思います。

続いて、鳥飼まちづくりグランドデザインについてです。グランドデザインは新在家地域、東一津屋地域も入りますが、例えば南別府鳥飼上線の道路について、これは市全体で考えていくのか、例えば鳥飼地域だけの道路だけ別に考えていくのか、道路、上下水道、防災、教育福祉、様々な件について、市全体の計画と鳥飼グランドデザインのすみ分けについての考えについて、見解を伺いたいと思います。

1 回目は以上です。

○南野直司議長 答弁を求めます。建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 家屋等の管理のための市民支援等についてのご質問にお答えいたします。

個人の家屋につきましては、所有者において適切に資産管理していただくことが基本であり、摂津市において支援制度はございません。空き家等の家屋に関する相談があれば、大阪府住宅建築局居住企画課が事務局の大阪の住まい活性化フォーラムに、家屋の管理やリフォーム、権利関係など、各種の相談窓口が開設されており、相談内容に応じた窓口の紹介を実施しております。

○南野直司議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 ごみの集積場の資源かごについてのご質問にお答えいたします。

ごみの収集につきましては、現在、燃やせるごみ、燃やせないごみは自宅前の戸別

収集を基本とし、びん缶、ペットボトルなどの資源ごみは地域の集積場に排出いただく集積場回収といたしております。資源ごみを排出いただく際には、ごみの散乱防止や収集車両への積み込み作業のほか、ごみ袋の削減の観点から、市が集積場用に配布したびん缶等の資源かごや専用ネットに入れ、排出いただいているところでございます。

ごみの排出は、日常の市民生活に欠かせないものであり、様々なご相談が日々担当課に寄せられる中、収集職員による地域担当を設け、住民の方からのご意見やご要望をお聞きしております。ご質問の高齢者からの資源かごに関するお声につきましては、かごが大きくて運ぶのが大変、また、固くて折り畳むのが大変といったご意見や、軽量なかごに変更できないかのご要望をお聞きしているところでございます。

続きまして、摂津市自治連合会によるプロジェクトチームの自治会・町会の活性化に向けた施策の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

自治会・町会の活性化策は、大きく四つの活性化策を挙げられており、一つ目の活性化策は、加入世帯数が少ない単位自治会の運営を重点的に支援するため、防犯・防災活動や美化活動に関して財政的に援助することです。

二つ目は、自治会加入を促進するため、地域コミュニティの活性化につながる条例を検討することです。

この2点の活性化策につきましては、4月29日の自治連合会総会において、要望内容の決議が行われた後、5月11日に自治連合会から市長に要望書が提出され、実施に向けて検討を進めております。

三つ目の活性化策は、地域活性化事業補

助金の運用の見直しでございます。地域活性化事業補助金は、小学校区・地区の連合自治会を対象に平成10年に創設された制度ですが、この間、人口減少や少子高齢化の進展、地域に対する意識等の変化により、自治会・町会を取り巻く環境が大きく変化していることから、実施されます事業も変遷しており、時代に合わせてより活用しやすい補助金となるよう運用を見直すものでございます。

四つ目は、以前より自治会・町会から、行政から頼まれる事項が多く、負担が大きいとお声をよくいただいていたことから、行政から自治会・町会に対してお願いしている依頼事項を整理することによって、自治会・町会の事務負担を少しでも軽減するよう努めるものでございます。

この2点の活性化策につきましては、令和4年4月より運用を既に開始いたしております。

○南野直司議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 市全体の計画と鳥飼まちづくりランドデザインのすみ分けについてのご質問にお答えいたします。

鳥飼地域が直面する交通、教育、福祉、防災等、多岐にわたる課題を克服し、子や孫の世代までの将来を見据え、誰もが安全・安心に過ごせるにぎわいと暮らしやすさが調和した地域となるためには、おのこの行政分野からの取り組みだけではなく、広く全般的・総合的な観点からの取り組みを進めていくことが重要となります。

現在策定中の鳥飼まちづくりランドデザインは、各行政分野の方向性・取り組み・目標を示した摂津市行政経営戦略の地域版として、摂津市行政経営戦略の10分野29施策の取り組みを前提に、鳥飼地域の特徴・地域資源を踏まえて、より長期的な視点から将来のまちづくりの方向性を取りまとめたものでございます。

ランドデザインには、エリアごとの取り組みやエリア全体に係る取り組み、また、鳥飼地域だけで解決を図るのではなく、市全体として検討を進めていかなければならない取り組みも含まれております。今後、具体的な取り組み内容を検討していく中で、各分野計画の中にも位置付けていく取り組みも出てくるものと考えております。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、2回目からは一問一答でお願いしたいと思います。

空き家にならない対策についてです。答弁で、基本的な支援制度がないこと、大阪府の相談窓口については理解をさせていただきました。

それでは、市民の方から空き家等の住宅の寄附相談があった場合に、市としてどう考えられるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長 総務部長。

○山口総務部長 空き家等の寄附につきましては、所有者の方からご相談がございましたら、そのご意向についてはお聞きしてまいりますけれども、その物件が本市及び地域にとりまして有益な物件として活用されることが見込まれるなどの観点を踏まえて判断をしてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 連棟長屋にお住まいの市民の

方で、私たちが死んだら、子どももこの家には住まないし、要らないと言うから市に寄附したいとよくおっしゃっている市民がおられるんです。亡くなられてから相続人が登記や売却処理をしていただいたらいいんですけれども、そのままほったらかしにされることになると、ここはもう空き家になるわけです。生前の所有者の意思が反映できるようになれば、空き家となる家屋は減少するのではないかと思います。寄附を受けて、そして、解体費用や登記に費用を費やしても、更地にして売ったりすれば、費やした以上の収入になると思います。市の施策として寄附を受けて、そして競売にかけていくべきだと思いますので、その点は検討いただきたいと思います。

国が、連棟長屋の一部空き家を空き家とみなさないということでもありますから、法律改正をしないならば、市でその点は動かなければならないと思います。ひとり暮らしの高齢者、老老の世帯の方がおられます。そんな悠長に時間を待っている場合ではないので、早急に検討いただきますようによろしくをお願いします。これは強く要望します。

続いて、ごみのかごによる集積場収集についてです。資源ごみの集積場回収は、いつから回収が開始になったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 資源ごみの集積場回収時期についてのご質問にお答えいたします。

びん缶などの資源ごみは、当初は燃やせないごみとして回収をしておりましたが、ごみの減量化や資源の有効利用などリサイクルの機運が高まる中、一部モデル地域での分別回収の先行実施を経て、平成9年度

に全地域での回収に至ったところでございます。

また、資源分別回収については、開始当初から集積場での回収を行っており、資源専用のかごにつきましては平成12年度に導入いたしております。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、資源かごについての市民からの意見や要望に対して、市の考えや対策についてお聞かせをいただきたいと思います。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 集積場でご使用いただく資源かごにつきましては、保管のスペースや耐久性のほか、強風時の路上への飛散防止といったことから、折り畳み式のかごを提供させていただいているところでございます。しかしながら、高齢者世帯の多い地域から資源かごに関するご意見も多く寄せられたことから、小型のかごや買い物かご型の代用品を準備し、集積場の状況も踏まえた中で取替の対応をさせていただいております。

高齢化の進展に伴うごみ出しの課題につきましては、他市も同様でございますことから、他市の取り組みなどを研究してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 資源かごは、平成12年度、22年前に導入ですから、導入当時60歳の方は、もう80歳を超えられているわけです。だから、体もやっぱり変わっておられるわけで、実際つえをつきながら、かごを五つも六つも出されている光景も目にし、転倒しないか、本当に大丈夫かと思うところが多々見受けられます。危険にならないように、転倒しないように、考えていただきますようによろしくお願ひしたいと

思います。

この際ですから、茨木市との広域化になりますから、資源ごみを家の前で戸別収集ということもぜひとも考えるべきと思うんです。またこの点に対してもよく研究・検討していただいて、広域化に伴う収集業務について、現在、新体制をどのように考えているのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 令和5年度よりの広域化に伴う収集体制の考え方についてお答えいたします。

茨木市との広域化に伴い、廃棄物処分方式が溶融炉となることから、分別区分及び収集日程に関して見直しを進めているところでございます。また、搬入場所が変更となることへの対応が必要であり、広域化後における安定的な収集体制構築に向け検討を重ねている状況でございます。その中で、収集業務の委託に関しまして、広域化に向け、現在の契約内容を令和4年度末までとしていることから、更新となる令和5年度からの収集委託体制も含め、総合的に判断し、最適な体制づくりを図ってまいります。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、現在の広域化の進捗状況と、そして、今後のタイムスケジュールを教えていただけたらと思います。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 令和5年4月1日からの廃棄物広域処理開始に向け、ハード面整備の搬入路の整備とソフト面整備の事務の委託に関する規約準備を同時に進めている状況でございます。

現在の進捗状況及び今後のスケジュールにつきまして、まず、搬入路の構築とし

て、リサイクルプラザ連絡橋の整備でございますが、こちらの進捗状況については、現在、橋梁の基礎部分である下部工及び専用道路を整備しており、今後、橋梁部分である上部工を進め、竣工は令和5年2月を予定しております。

事務の取り扱いにつきまして、地方自治法に基づく事務の委託に関する規約を定めるため、内容の精査を行っている段階でございます。規約につきましては、議会の議決を要するものであることから、第4回定例会での上程に向け準備を行っている状況でございます。令和5年4月1日からの広域化開始に向け、茨木市と連携を図りながら慎重に進めてまいります。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 広域化に伴って、職員の配置替えとか職種替えとか、そういう問題も出てこようかと思いますし、職員の適材適所の配置替えも出てこようかと思います。広域化になる上で抜け落ちがないように十分に検討いただきますように、これは要望とさせていただきますと思いますので、よろしくをお願いします。

続いて、地域のつながりを取り戻し、まちを活性化させるための方策についてです。自治会・町会の活性化に向けた四つの活性化策の進捗状況について答弁をいただきました。活性化策の二つ目の地域コミュニティの活性化につながる条例について、どのような内容の条例を想定しているのか、現時点での回答できる範囲でお聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 地域コミュニティの活性化につながる条例の内容についてお答えさせていただきます。

条例のタイプにつきましては、大きく分

けますと、自治会・町会への加入に主眼を置いた自治推進に関する条例と、地域コミュニティの推進や活性化に関する条例の二通りのパターンがございます。

摂津市自治連合会では、プロジェクトチームを立ち上げられ、検討された結果、地域コミュニティの活性化には、自治会・町会のみならず、地域のこども会、老人クラブ、校区福祉委員会等の団体や市民活動団体、事業者等と連携する地域コミュニティの推進や活性化に関する条例を選択され、制定するようご要望をいただいております。市といたしましては、ご要望を真摯に受け止めさせていただき、検討を進めてまいります。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 今まで、つながりのまち摂津で4団体で協定を結ばれていましたけれども、実際は結ばれても50%以下の自治会加入率になってきたわけです。自治会の非加入の方に自治会に加入してくださいと言っても、多くの方は自治会は任意加入でしょうと言われるわけです。任意加入と言われると、それ以上なかなか勧誘というか、話が進められないというのが、今まで恐らく多くの自治会長、自治会の役員にあったと思います。今度、条例を考えられるには、自治会長や役員の方が自治会に勧誘をしやすいような条例とか、応援のできる中身にしていきたいと思います。また、本市にとっても有益な中身の条例を考えていただきますように、これは強く要望させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

続いて、鳥飼まちづくりグランドデザインについてです。一般的に、地域の活性化を図ることは人口をふやしていく方向と捉えるんですけれども、グランドデザインの

中における人口の考え方については、どのような考え方なのか、お聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 質問にお答えいたします。

本市が平成31年に作成いたしました2040年問題を背景とした行政課題等の分析及び解決に向けた基礎調査等支援業務報告書の将来人口推計では、本市の人口は令和4年の約8万7,000人をピークに減少に転じると見込まれており、特に鳥飼地域では顕著に人口が減少すると見込まれております。

鳥飼まちづくりグランドデザインは、このような背景の下、人口減少と少子高齢化が進行する中であっても、鳥飼地域の地域活力を低下させない、再び活力を呼び起こすために必要な取り組みの方向性を示す目的で取りまとめさせていただきました。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 市長にお聞きをしたいと思います。私は鳥飼地域の人口をふやすことが重要と考えるんですけども、市長の考えはいかがなものなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 人口がふえるにこしたことはないわけでございます。さっきは子どもの出生率の話をしたと思うんですけども、去年、国勢調査がございました。5年ごとで、それまでの5年で日本全体の人口が91万人減ったとあったと思います。国勢調査の中身を見ますと、現役世代というんですか、生産者人口というんですか、二百数十万人減ってしまっている。一方で、ひとり暮らしのお年寄りの数が六百数十万人ふえたというデータが発表されておったと思

うんですが、人口が減るだけじゃなくて、中身も非常に深刻な内容だと見ておりました。

ひとり暮らしのお年寄りがどんどんふえていく原因は、男性の未婚率が非常に高くなっていつている、そんなことも書かれていたと思うんです。それはともかくといたしまして、これは全国的な現象ですけれども、摂津市も例外じゃないと思います。我々は、その都度、やっぱり深刻に受け止めて、何らかの手を打っていくわけです。市長公室長が、摂津市は8万7,000人をピークに減っていく想定をしたという話をいたしました。その以前に、国から、地方版総合戦略の人口推計を見て、何とかして人口をふやす工夫をして戦略を練りなさいと通達が来たことがございました。その時点で我々は総合戦略をつくりましたが、そのときにつくった戦略では、この間も言ったと思いますけれども、恐らく今頃、人口がもう8万人を切るか切らんかになっている見通しだったんです。それが、これでは駄目だということで、どんどん手を打とうということで、安威川以北の状況等々をうまく捉えるといいますか、大胆と言われるかも知れませんが、より積極的なまちづくりに打って出たわけでありまして。これがうまく機能したと言ったらおかしいんですけども。だから、今、全国的にどんどんどん人口減少に悩んでいる中、摂津市は何とか増加傾向にございます。ただ、このまま何もしなかったら、さっき市長公室長が言いましたように、どんどんどんまた減っていつてしまう推計があります。

次の手を打つことを考えないかんわけですね。安威川以北は安威川以北なりにいろんな状況を捉えて現在進行形でありますけれども、問題は安威川以南です。安威川以南は、安威川以南にしかない特徴といいますか、一方では大阪府内きっての準工業地帯という様相を持つ、一方では淀川を控えた非常に貴重な自然遺産、こういうのも持っている。これを捉えて、より積極的なまちづくりができないだろうか、このことをしっかり踏まえて、持続可能な将来像をしっかりとつくって、少し時間がかかっても、このまちづくりに挑戦していけば、私は、この今の日本社会の病を何とか克服して、人口が大幅にふえないにしても、これ以上減らさないまちづくりにつながっていくと考え、鳥飼地区を四つの地域に分けて、それぞれの特徴を生かしながら、将来を見通したまちづくりに取り組もうということでグランドデザインをつくったところでございます。これから長きにわたる取り組みとなりますけれども、これもオール摂津でしっかりと取り組んでいかなければならないと思っております。

以上です。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 市長からご答弁いただきましたけれども、私はもっと市長が前面に出て、グランドデザインをこうするんだと意思を発してほしいと思うんです。鳥飼地域にお生まれになって、ずっと七十数年、鳥飼地域でお住まいになられていますから、当然、多くの市民の声も聞いておられると思います。日々からも、どういうことに困っているのかも当然聞いておられると思います。何が課題であるのかも聞かれています。だから、その点を、市長のリーダーシップを持っていただいて、その問題、課題を克服していただきますように、その課題が克服できたときには、鳥飼地域は本当にすばらしい、多くの方が鳥飼地域

に住みたいまちになろうかと思ひますので、どうぞよろしくお願ひをして質問を終えたいと思ひます。

○南野直司議長 森西議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午前 11 時 55 分 休憩)

(午後 1 時 再開)

○南野直司議長 再開します。

次に、増永議員。

(増永和起議員 登壇)

○増永和起議員 それでは、順位に従ひまして一般質問をさせていただきます。

1 番目に、公害 P F O A の調査・対策について質問します。

有害な有機フッ素化合物 (P F O A) の調査・対策を求め、4 月 4 日、市民有志で結成された P F O A 汚染問題を考える会が、市に対して 1, 545 筆の要望署名を提出しました。6 月 23 日には追加提出し、合計 1, 710 筆です。要望は、1、別府・東別府地域の水質調査、2、汚染地域の土壌、農作物の調査、3、市民の血液検査、4、国に土壌、農作物や健康の指針作成を要請、5、ダイキン工業株式会社に情報公開と汚染対策を要請の 5 点です。

どれも重要ですが、まず、1 の別府・東別府地域の水質調査についてのお考えをお聞きます。

2 番目に、自校・親子方式で早急に中学校全員喫食を実施することについてです。

中学校全員喫食について、現在の進捗状況と今後の見通しについてお聞きます。

3 番目に、痴漢ゼロの社会をめざす取り組みについて質問します。

痴漢は、性差別に基づく暴力であり、人権の問題であり、本来一つもあってはなら

ない性犯罪です。被害者は心身ともに大きなダメージを受け、電車に乗れなくなった、仕事、学校をやめざるを得なくなった、男性への嫌悪、不信感が拭えないなど、人間関係やその後の人生にも多大な影響を及ぼします。にもかかわらず、日本社会での扱いは軽く、日々加害が繰り返されています。

摂津市は、鉄道が多く、市内には大学、高校等がたくさんあります。こういった学校等に協力していただき、まずは痴漢被害の実態調査を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上で 1 回目の質問を終わります。

○南野直司議長 答弁を求めます。生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 ペルフルオロオクタン酸、通称 P F O A の濃度調査についてのご質問にお答えいたします。

議員から紹介のあったとおり、今年 4 月 4 日に要望書が市長宛てに提出され、その中で、別府・東別府地域の地下水及び水路の P F O A 濃度調査を要望されております。別府・東別府地域の P F O A 濃度に係る水質調査につきましては、先の議会でもご要望をいただいているところであり、今年 3 月に開催された大阪府が主催する神崎川水域 P F O A 対策連絡会議の場において、地域の声として調査範囲を拡大することについて、大阪府へ検討をお願いしております。

水質調査の調査地点につきましては、地下水等を継続監視する大阪府において、当初、地下水 1 地点の定点監視を、市や住民からの要望等を加味して、現在では地下水 3 地点、水路 5 地点に増加いただいている経緯がございます。

今般、要望書が提出されたことは大阪府にもお伝えしておりますが、今後開催されるPFOA対策連絡会議の場において、大阪府に意向を確認してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 中学校全員喫食に向けた取り組みの進捗状況と今後の見通しについてのご質問にお答えいたします。

学力や体力など、成長期にある中学生の心身の健全な発達には、栄養バランスの取れた食事を取ることが重要であることから、様々な議論を踏まえ、教育委員会では、令和3年1月に中学校給食の今後の在り方についての基本方針を策定し、給食センター方式による全員喫食に向け検討を進めているところであります。

現在の取り組み状況につきましては、給食センターの設置場所の候補地について検討を進めるとともに、施設規模やアレルギー対応等について課題を整理しているところでございます。

また、吹田市との給食センター共同実施に向けた検討につきましては、昨年来から担当者間での議論を進めており、6月末をめどに課題の整理を行う予定であります。

今後につきましては、令和8年度の全員喫食開始に向け、建設候補地の絞り込みや、中長期的な施設運営を行うための財政負担の試算、本市のコンセプトに合致する他市の給食センターの視察等を行っていく予定としております。

○南野直司議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 痴漢被害の実態調査についてのご質問にお答えいたします。

痴漢は、路上や公園、商業施設など様々

な場所で発生いたしますが、電車内での通勤・通学中の被害が最も多いと認識しております。令和3年度には、内閣府による痴漢被害に関する実態調査も行われ、先頃結果が公表されました。痴漢は日常に存在する最も身近な性犯罪で、痴漢の被害を見過ごしてはジェンダー平等は実現できないことから、内閣府の実態調査の結果を参考にし、実態の把握に努め、警察とも連携し、痴漢撲滅に取り組んでまいりたいと考えております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 それでは、2回目の質問です。これからは一問一答形式で行います。

まず、PFOA汚染についてです。

摂津市は、3月の第22回PFOA対策連絡会議で、別府・東別府地域の水質調査を大阪府に要請したとのご答弁でした。議事概要を見ますと、大阪府は、別府・東別府地域は上流になるので、ダイキン工業株式会社淀川製作所による汚染の広がりは考えにくいと言っています。しかし、昨年9月に行われた第21回では、ダイキン工業株式会社淀川製作所周辺の広域的な地下水の汚染状況を調べるために国が行った調査で、三島地域でPFOAが国の基準の3倍以上の1リットル当たり160ナノグラムであったことを大阪府自身が報告しています。三島地域は別府地域や東別府地域よりさらに上流にあります。大阪府は三島地域についてどう考えているのか、お答えください。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 まず、三島地域の対応状況ですが、当該調査井戸の飲料利用はなく、また、大阪府において、国が示す対応の手引に基づき、汚染範囲を把握するため、周辺井戸の調査を試みられましたが、

周辺に井戸がないことから調査を終えたと聞いております。大阪府は、三島地域の暫定基準を上回るPFOAの検出について、地下水の流向を考えると、市内化学メーカー周辺地域からの影響は考え難いとの見解でございます。

水質調査につきましては、役割としては、継続監視の観点から大阪府が行っておりますので、繰り返しの答弁になりますが、別府・東別府地域の調査の必要性については大阪府の意向を確認してまいります。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 国の調査の結果に対して、三島地域の汚染原因はダイキン工業株式会社淀川製作所ではないというのは、根拠のない大阪府の勝手な推測です。それなら、なおさら間にある別府・東別府地域の調査をし、その値で科学的に立証すべきです。夏の調査に向けて再度強く要請していただくように要望しておきます。

別府小学校、味生小学校で、昨年、稲刈り体験をしたお米について、PFOA汚染の懸念があるため、調理に使わず置いてあると聞いていました。現在の状況と今後についてお聞かせください。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 味生小学校につきましては、生産者の方のご判断により別途手配されたお米をいただいております。このお米については既に給食に使わせていただいております。

別府小学校の農業体験で収穫したお米については、現在も学校で保管されており、今後の取り扱いについては引き続き学校と協議してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 味生小学校のお米は収穫し

たものではなかったと理解するとしても、教育委員会は別府小学校のお米まで給食に使おうとしました。なぜ食べさせようとしたのでしょうか。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 現時点におきまして、土壌や米、野菜などの農産物に関する指針値等の基準は定められておらず、また、これまで別府地域がPFOAに係る井戸水や水路の水質調査の対象となっていなかったためでございます。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 6月1日、お米が給食に出されると知った別府小学校保護者ら7名から緊急に、安全性の確認されないお米を食べさせることはやめること、収穫したお米のPFOA濃度調査を早急に行うこと、その結果を全保護者に知らせることを求める要望書が提出されました。今後の対応をどう考えているのか、お答えください。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 担当部署から大阪府へ、再度、別府地域の水質調査の意向確認を行う予定であるとの報告を受けまして、給食への使用を一旦止めさせていただきました。その動向を注視し、お米については、その活用及び保護者の周知については学校と協議してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 別府・東別府地域の水質調査の要請は3月に行っています。教育委員会はその把握もせずにお米を食べさせようとしてしまいました。子どもたちの安全・安心を第一に考えるならあり得ないことです。厳しく抗議をしておきます。

農作物の調査について、4月28日の参議院環境委員会で、我が党の山下芳生参議

院議員の質問に、農林水産省は、摂津市で P F O A 等の対策を行う上で、農作物の汚染実態調査は重要、自治体の実態調査を希望する場合は支援も可能と答弁しました。農林水産省の支援も受けて、別府小学校のお米をはじめ、農作物の調査を行うべきではないですか、お答えください。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 議員がご指摘の参議院環境委員会での答弁は把握しております。答弁での該当事業に対して、農林水産省に確認しましたところ、地域の農産物・加工食品の安全性の調査・向上のための取り組みに対し、その費用の一部を支援する消費・安全対策交付金事業があるとのことでした。実施に当たっては、大阪府を通じて事業を行う仕組みとなっておりますので、大阪府に要望してまいります。

また、現時点においては、土壌や米、野菜などの農産物に関する指針値等の基準は定められておりませんので、こちらについても大阪府と連携して国へ要望しているところです。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 初めて国や大阪府に要望すると議会でご答弁いただきました。大変進歩したと思います。風評被害対策のためにも、何より重要なことは、事実を隠蔽することではなく、科学的な調査とその公表です。国も動き出しています。要望し、実現していただくようお願いしておきます。

公共下水への排水問題です。

ダイキン工業株式会社は、P F O A の除去処理をした地下水を公共下水へ流していますが、ダイキン工業株式会社からの要請で排水濃度は非公開です。第 21 回対策会議概要によると、暫定指針値の 10 倍の濃度を目安にしているが、濃度が高いときも

あり、管理徹底を大阪府が要請しています。第 22 回会議で、大阪府は、下水放流水や敷地境界地下水の濃度は、住民の関心も高いことから、可能な限り情報を開示するようダイキン工業株式会社に要望しています。市としても情報開示を求めるべきではないでしょうか。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 これまで、市としても、市内化学メーカーに対して、下水放流水の濃度については基準はないものの、排水基準設定の考え方を参考に、暫定指針値の 10 倍を目安に管理するよう要請しているところです。下水放流水濃度については、大阪府共々、P F O A 対策連絡会議を通じ、可能な限りの情報開示を求めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 ぜひ情報開示させるようお願いいたします。

市のホームページでの情報発信の不十分な点についてお伺いします。

先ほども言いましたが、風評被害対策のためにも必要なことは、事実の隠蔽ではなく、科学的な調査と公表です。一番濃度の高い一津屋地域の地下水の値が一目で分かるようになっていない点、人への影響として、P C B や D D T、ダイオキシンと並び、残留性有機汚染物質の規制である P O P s 条約や化学物質の審査及び製造等の規制に関する法で、世界でも日本でも人への長期毒性が認められたことをこそ紹介すべきで、発がん性にのみ絞る記載は本質的ではない点、国際がん研究機関、通称 I A R C の分類も農林水産省の説明を省いている点等、改善を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 P F O Aに関する情報発信につきましては、これまでの議会において、国、大阪府等から得られた情報の発信に努めていくことをご答弁させていただいております。この経過を踏まえ、このたび、市のホームページを立ち上げ、P F O Aに関する情報発信を開始しております。

発信する情報の内容につきましては、大阪府をはじめ、他市のホームページの掲載内容も参考にしながら掲載させていただいております。今後、どこまでの情報を掲載すべきか、今後の情報を収集する中で、見せ方の工夫等、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 早急な改善を求め、この質問は終わります。

次に、中学校給食についてです。

吹田市と共同の大規模給食センターも選択肢の一つとのことですが、検討委員会での議論や結論を出す時期を教えてください。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 吹田市との給食センターの共同実施につきましては、調理、洗浄、配送、アレルギー対応など、共同で行う業務等について議論を行っており、6月末頃までに担当者での課題整理を取りまとめる予定としております。その後、課題について各市での議論を行い、方向性を決定していく流れになるものと認識しております。

市単独で実施する場合と異なり、関係機関や施設規模等も異なることから、両市での検討内容を踏まえ、実現可能性や財政負担等について精査し、できるだけ早い時期にその方向性について判断していく必要があると考えております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 吹田市は、民設民営方式が有効と6月15日の吹田市議会で答弁しています。検討会議で民設民営の話は出ているのでしょうか。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 吹田市との給食センター共同実施に係る検討の中では、民設民営による中学校給食の実施については手法の一つとして議論しております。本市といたしましては、吹田市との共同実施や市単独での実施について、課題等を踏まえ、総合的に検討していく必要があると考えております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 摂津市は、中学校全員喫食実施のために予算をかけて調査をやってきました。実施方式ごとの実現性やコスト等の比較を行い、教育委員会で中学校給食の今後の在り方の基本方針を策定し、それにのっとり検討を進めてきたはずですが、ところが、吹田市から共同の話があり、これまでと全く違うことが検討されています。調査の対象ともせず、基本方針でも触れていない民設民営の給食センターについて、手法の一つとして議論している。とんでもない話です。検討委員会は議事録すらありません。摂津市は、基本方針になかったことを、市民にも知らせず、議会にも諮らず、勝手に判断するつもりなのか、お答えください。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 給食センターの運営方法につきましては、他市事例等を考えますと、吹田市がおっしゃっている民設民営、また公設公営も一つの選択肢として検討していることもございます。ただ、本市の中学校給食につきましては、基本方針にもあ

りますように、生徒全員に栄養バランスの取れた給食を提供すること、また、家庭弁当の持つよさも生かしつつ、中学校給食を活用した食育の推進を図ること、また、中学校給食は、小学校給食を基本に1品追加し、栄養価を維持すること、こういったことを原則としたいと考えておるところでございます。それら本市の中学校給食の考え方を実現できる運営方法を選択することがいいのではないかと考えているところでございます。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 いや、吹田市が何を検討しようとするんですけど、一緒にやっていく中で、民設民営はこの間の調査の中でも1回も出てきておりません。教育委員会がつくった方針の中でも、この調査を踏まえての方針ですから、民設民営の話なんてしてこなかったわけです。そのことについて一緒に議論して、議会にも諮らずに早急に決定、判断を下すことは一体どういうことですか。まず情報開示をしていただいて、そのことについてしっかり話し合いをせなあかんの違いますか。教育委員会の中でもせなあかんだろうし、議会でも話をしなあかん。先に判断してしまうということですか。お答えください。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 吹田市がおっしゃっている民設民営、あと公設公営、いろんな手法がございます。そういった中で、共同運営をする中では、先ほど申しました調理であったり洗浄、配送、アレルギー対応、様々な課題がございます。その運営方法についても様々な手法を検討する中で、今、課題整理を行っているところでございます。今、何も民設民営を決定したわけではございません。一つの手法としての在り方

としてはあるということも踏まえまして、そこを各市で、共同実施ができるのか、しないのか、そこを判断する基準になるのかと思います。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 これまでの議論の積み重ねも覆して、基本方針にもなかったことを進める判断を勝手にするということは、議会を軽視し、市民を欺くもので、絶対許されないと申し上げておきます。断る判断はやっていただいて結構ですよ。

今年度当初、東大阪市の給食センターが運送業者を確保できず、給食が長期に止まってしまったと報道されました。大規模センターは事故が起こったときの影響が大きいし、次の事業者も簡単に見つかりません。ましてや、民設民営でセンター建設までさせたら、事業契約も何十年もの期間で独占状態になることが予測されます。事業者主導権を握られ、問題があっても解約できない。民設民営はデメリットが大き過ぎます。

保健福祉部に伺います。給食センターを造ることは健都のコンセプトに合うのでしょうか。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 健都イノベーションパークにおきましては、ライフサイエンスの拠点形成の核となる国立循環器病研究センターや国立健康・栄養研究所を中心に、健康・医療クラスターの形成にふさわしい企業等の誘致に向け取り組んでいるところでございます。当該地での学校給食センター設置の検討に当たりましては、健康寿命延伸に向けた栄養・食生活という観点から、産学官連携により、単なる給食センターだけではない新たな価値が生み出されることが必要であると考えております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 5月30日の大阪府議会で、府議会議員の学校給食を調理し提供することのみを目的とする給食センターでは健都のコンセプトにそぐわないとの質問に対して、大阪府は、健都の基本計画、吹田市健都イノベーションパーク利用基本計画に沿ってしっかり取り組むと答弁しました。それぞれの計画は、経済波及効果、ビジネスチャンスが柱となっています。摂津市は、医療クラスターの形成にふさわしい企業等を誘致することが重要と答弁されました。給食センターが経済波及効果、ビジネスチャンスを生むと考えるのか、お伺いします。吹田市は民設民営の給食センターを考えているようですが、公設公営でも可能なのかも教えてください。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 健都イノベーションパークにおいて企業誘致等を行ってきたこれまでの経過やコンセプトを踏まえ、公設公営は難しいと考えますが、両市の教育委員会での検討結果がいずれの手法であったとしても、施設機能として、栄養・食生活の分野で、国立循環器病研究センターや国立健康・栄養研究所等との連携可能性も含め、イノベーションの創出に寄与するかという視点や、地域経済への効果など、健都のコンセプトに合致するかを判断することになると考えております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 大変要領を得ないご答弁です。大阪府も吹田市も摂津市も、健都に造るなら単なる給食センターでは駄目だと言いますが、コンセプトにある産官学連携で新たな価値を生み出す給食センターとはどういうものか語ろうとしません。両市が共同で健都で実施することだけを先に教育委

員会に決めさせて、後戻りができないようにし、内容は後から健都に合うように変えさせられる、だから今は黙っていると、そういうことではないんですか。公設公営は難しいとのご答弁でしたが、当然でしょう。市が運営する給食センターは、あくまで子どもたちの給食を作る場所で、経済波及効果だとかビジネスチャンスだとかを生み出すものではありません。民間企業がやらないと、そんなことはできません。

私は、実は、健都での給食事業のビジョンは既にできているのではないかと推察しています。吹田市は、市議会で、民設民営を前提に、生徒一人一人の運動量や体格等に成長に必要なエネルギー量が違うことから、将来的には個別最適な給食を提供することを目標にしている、給食以外への広がりなどについて、国循や健都に関連する企業等と連携し検討を進めると、踏み込んだ答弁をしています。これは、摂津市、吹田市の生徒の運動量や体格等の個人情報、給食提供に事寄せて民間企業が集積し、ビッグデータとして流し、研究や商品開発など様々な民間企業のビジネスに活用するという話ではないのでしょうか。吹田市は、広く提供可能な給食を出発点として、子どもの頃からの生活習慣、予防の基礎づくりに取り組んでいきたいと言い、その具体的な方策や評価方法について、国循、健都企業との連携・検討で行っていくと述べています。子どもたちに給食を使って実験をし、データを取り、それを民間企業のもうけに利用するというのでしょうか。こういったことを保護者や子どもたちへの了解なしに進めていこうとしているのか、お答えください。教育委員会、保健福祉部、両方にお尋ねします。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 吹田市の議会等の答弁の中で、民設民営であったり、様々な子どもたちの成長の観点でのいろんな取り組みということをおっしゃっていることについては、私どもも把握はしております。ただ、私どもの中学校給食の考え方といいますのは、やはり安全で安心な給食、そして、小学校給食をベースにした手作りの温かみのある給食というのが摂津市の考え方でございます。今、吹田市の考え方と相入る部分、相入れない部分はあろうかと思えますけれども、そこも総合的に判断して、共同実施をするのかしないのか、今、課題整理をしております。それをもって最終判断をする必要があるのかと考えております。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 健都の担当としましては、教育委員会での議論を踏まえた上で、関係者と今後について具体的に進めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 教育委員会が思っていることと健都が考えていることとは違うんじゃないですか。健都は公設公営は難しいと言っているわけですよ。ビジネスチャンス、経済波及効果、企業の集積、こういうことのために給食センターと言っているわけです。ただの給食センターじゃ駄目だって何遍も言われています。そのところをちゃんと判断してほしい。まずは教育委員会がどうするかということが求められるわけですから、先ほどのお話では断る以外ないと思いますよ。基本方針にもないような検討は行うべきではありません。吹田市が勝手に先行しているというのなら、そんな相手と共同実施できないでしょう。大規模給食センターでは、摂津市の小学校給食のよさ

を生かせないばかりか、業者に主導権を握られ、事故が起きても対応できません。さらに、子どもたちの個人情報を出し、実験に使うようなおそれのある健都での吹田市との給食センターは絶対にやめるべきだと強く要望しておきます。

自校方式や親子方式も排除していないのか、お答えください。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 中学校給食の今後の在り方についての基本方針では、施設整備について、給食センターの設置について検討していきますとしております。ご指摘の一部自校方式や親子方式について、現時点で排除しているわけではなく、給食センター方式での実施について検討を進めていくことを基本とし、令和8年度からの全員喫食開始に向け検討を進めているところでございます。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 摂津市の小学校給食は、保護者からも子どもたちからも大好評です。中学校でも、金もうけの道具ではなく、本来の在り方に沿った中学校給食を自校方式や親子方式で早急に実施していただくことを強く強く要望してこの質問を終わります。

最後に、痴漢ゼロの社会をめざす取り組みについてです。

政府の実態調査の結果もですが、より身近な自治体が調査を行うことに大きな意義があると思います。ぜひ市として調査されるよう要望しておきます。

痴漢被害は訴え出ることが難しい、それは、被害を軽視し、被害者を責める社会認識が大きな要因です。この社会認識を変え、支援があると伝えるために、広報やホームページ等で発信していただきたいと思

いますが、いかがでしょうか。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 痴漢は性暴力・性犯罪であり、被害に遭われた方は、心身、特に強い不安感から精神的に多大なダメージを受けます。また、痴漢は、犯罪者が悪いのは言うまでもありませんが、被害を軽視し、被害者が非難されるといったことがないよう、痴漢行為が被害女性にどれだけ深刻な精神的・肉体的な苦痛や人生への打撃を与えているかを理解すること、被害を受けた際に、寄り添いながら相談できるよう、相談先の情報発信を行い、被害に気づいた第三者ができることや、社会全体が関わっていくことが重要であるという啓発をホームページ等により発信してまいります。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 ホームページ等で発信していただけるとのことです。ぜひお願いします。

鉄道会社や警察へ痴漢対策の取り組み強化を申し入れていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 お答えいたします。

現状、市の対策といたしましては、痴漢に特化したものはございません。社会全体の問題として捉えるべく、2022年6月に決定された女性政策に関する政府の重点方針をまとめた女性活躍・男女共同参画の重点方針2022においては、これまで本格的な対策が取られてこなかった痴漢対策が重点方針として盛り込まれました。先ほどのご答弁でも申し上げましたように、まずは令和3年度の内閣府による痴漢被害に関する実態調査の実態の把握に努めまして、警察とも連携し、痴漢撲滅に取り組ん

でまいりたいと考えております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 痴漢という性暴力をゼロにするためには、加害者も被害者も生まない教育が重要です。学校等での教育・啓発の取り組みについてもお考えをお聞かせください。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 質問にお答えいたします。

性犯罪・性暴力の防止には、性教育の視点と安全教育の視点の両面から加害者も被害者も生まない教育を進めていくことが大切だと考えております。若年層の性暴力被害予防として、プライベートゾーンやSNS上での性犯罪被害を含む危険について指導を行い、デートDV出前授業のプログラムには性教育を取り入れて啓発を行っております。一人一人が人権意識の高揚を図り、全ての市民の人権が尊重される人間尊重のまちづくりを目指して取り組んでまいります。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 我が党は、独自のアンケート活動に取り組み、政府、自治体、警察や鉄道会社等へ痴漢対策の抜本的強化を求めて申し入れを行ってまいりました。痴漢は性暴力であり、重大な犯罪です。通勤・通学などの日常生活で日々犯罪にさらされることは異常であり、放置することはもう許されません。一人一人が大切にされ、人権が守られる痴漢ゼロの社会を目指して、市としての取り組みをしっかりと行っていただくことを要望して私の質問を終わります。

○南野直司議長 増永議員の質問が終わりました。

次に、弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 それでは、一般質問をさせていただきます。

この間、長引くコロナ禍の影響に加え、諸物価の高騰が市民生活に重くのしかかっています。収入がふえない、年金は減らされる、そんな中で、この6月に国民健康保険料の決定通知が被保険者世帯に届けられています。保険料率の引き上げが行われているわけですが、改めて今年度の保険料改定についてお答えください。

次に、小学校の給食についてです。

昨年度値上げをした賄材料費が今年度から保護者負担となっています。これまで近隣市と比べて安く抑えていたとはいえ、この時期に負担増はやはり重いのではないのでしょうか。これまでの経過と現状について伺います。

次に、家族介護用品給付券、今後はおむつ券と言いますが、こちらも、今年度から制度の変更に伴い、非課税世帯の高齢者を含め、かなりの方が対象から外されることになりました。不満の声が寄せられています。今回の制度変更の内容と、どれだけの方に影響が出ているか、現状をお聞かせください。

次に、正雀駅周辺の交通安全対策についてです。

この問題は、これまでも多くの先輩議員を含めて取り上げられ、私も質問したこともあります。何度も改善を求めた議論がされてきたところですが、今回、改めて、正雀南千里丘線外2路線道路改良事業と合わせてぜひ取り組んでいただきたいと質問に上げました。

市政報告の懇談会などをした際に出される声として、阪急正雀駅前の道路の拡幅、歩道の整備はよいけれども、駅の下をくぐ

るガードについても改善してほしいというものです。車の通行の際、歩行者や自転車は脇へよけますが、よろけて溝にはまりそうになるという方もいます。また、午前7時から9時は自転車・歩行者専用になっているのに、自動車が多く通り抜けていくといった声です。現状と対策についてお聞かせください。

○南野直司議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 国民健康保険料についてのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、国民健康保険制度は、国民皆保険制度の基礎をなすものでありますが、その状況を見ますと、被保険者の低所得化が進む一方、高齢化の進展により医療費水準が高いなどの構造的な課題を抱えております。それゆえに、国民健康保険制度の安定的かつ持続可能な医療保険制度の構築を目指していかなければいけません。

本市におきましては、大阪府国保運営方針に基づき、大阪府で一つの国保の考え方の下、被保険者の急激な負担とならないよう、激変緩和措置を講じながら保険料率設定を行っているところでございます。令和2年度、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、一人当たりの平均保険料を連続して据え置きましたが、令和4年度については、令和6年度の保険料率の大阪府内統一を見据えて改定をさせていただきました。

お問いである物価高騰といった家計への負担については、国保被保険者に限らず懸念するものと存じます。

なお、低所得の方については、応能負担の原則により相応の保険料となっておりますので、その上でお支払いが困難な方に対

しましては、各種の減免制度をご案内するなど、引き続き懇切丁寧な対応を心がけてまいりたいと思います。

○南野直司議長 教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 小学校給食費の現状についてのご質問にお答えいたします。

本市では、平成26年度の改定以降、7年の間、給食費を据え置いておりましたが、食材価格の上昇や配送費の高騰により、子どもたちの栄養面を十分に満たした学校給食の提供が困難な状況になることから、令和3年度から給食費を値上げさせていただいたところでございます。値上げ幅は月額400円増で、1、2年生では4,000円、3、4年生では4,100円、5、6年生では4,200円となっております。

令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による経済対策の一環といたしまして、給食費を前年度と同額としておりましたが、令和4年度からは保護者負担とさせていただいております。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

(荒井保健福祉部理事 登壇)

○荒井保健福祉部理事 家族介護用品給付券についてのご質問にお答えいたします。

おむつ券の支給に係る要件は、今回の見直しにより、要支援1から要介護5までの方の所得要件を一律非課税世帯とし、これに加えて、要支援1から要介護3までの方は排せつの介助を要件としております。

支給額は、要支援1から要介護2の方は年間1万2,000円、要介護3から要介護5の方は年間3万6,000円で、こちらは変更していません。また、要介護3から要介護5の方のうち、世帯分離されている家族介護者を含め、全員が非課税とな

る方は年間7万5,000円で、こちらもこれまでの制度を維持しております。

なお、入院の際に要したおむつ給付の還付は、介護を必要とする高齢者の在宅生活の継続を目的に、家族の負担軽減を図るという趣旨から、ご本人が入院されている間は対象外とさせていただいております。

見直しによる影響を受けられる方は、主に排せつ介助を必要とされない方や課税世帯の方で、制度変更から1か月となる令和4年4月末時点での申請状況は321人で、昨年度1年間の709人に対し45.3%となっております。また、給付決定者数につきましては、同時点で182人となっており、昨年度1年間の657人に対し27.7%という状況にございます。

○南野直司議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 阪急正雀駅周辺の交通安全の現状と対策についてのご質問にお答えいたします。

阪急正雀駅の地下通路につきましては、朝の通勤・通学時間帯に合わせて、午前7時から9時の間、自転車・歩行者専用道路の時間帯通行規制を行っております。時間帯規制の間は車両通行禁止となり、原則、許可車を除く一般車両の通行はできません。時間帯通行規制が設定されている東側の道路進入口は、現在、道路標識だけでなく、路面標示や看板が設置されており、表示された時間内は通行しないよう啓発しております。

また、警察では、春と秋の交通安全運動での車両への街頭啓発や、不定期に現地での取り締まりを行っております。

議員がご指摘のように、現状では、通行規制があるにもかかわらず、通勤時の抜け道として従わない自動車の通行があること

から、警察による取り締まりの強化や啓発看板を増設するなど、今後も引き続き摂津警察と協力しながら交通事故の防止に努め、安全に暮らせるまちづくりを進めてまいります。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 2回目以降は一問一答方式でお願いします。

国保の被保険者に低所得世帯が多いという、構造的な課題は共通の認識だと思えます。4人世帯の保険料で、社保のサラリーマン家庭のほぼ2倍になるとも言われています。にもかかわらず、保険料が高いというのはなかなか改善されず、今年度も値上げです。自営業者や非正規雇用などの方が多く、新型コロナウイルス感染症の影響、物価高で苦境に立たされていると思えます。この間、保険料の減免制度はどの程度活用されているのか、状況をお聞かせください。

○南野直司議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 保険料の減免制度についてのご質問にお答えいたします。

令和3年度の減免の状況につきましては、令和4年3月末時点の申請ベースで、所得減少の事由によるものとして、いわゆるコロナ減免で249件、大阪府の共通減免で275件、市独自減免で5件となっております。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 お答えで市の独自減免が少ないのは、これは国の特例減免が設けられていることによるものと聞いていますが、コロナ特例は今年度も従来どおり行われるのか、このことについてお聞かせください。

○南野直司議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 コロナ減免のお問いについてお答えいたします。

コロナ減免に関する国の財政支援につきましては、令和4年3月の厚生労働省通知におきまして、令和4年度保険料にも適用されることが明らかになりました。しかしながら、保険料に占める減免額の割合に応じて支援されるもので、保険者によっては減免総額の一部にとどまる可能性がございます。この点につきましては、全額支援を行うよう、国に対し、市長会等を通じ要望しているところでございます。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 ぜひそうした国への要望も強めていただきたいと思います。

しかしながら、国のコロナ特例は、やはり時限的なものですから、今後は縮小されることも想定されます。先日も、保険料滞納の方の分割納付の相談で寄せてもらったとき、減免制度が使えないか、窓口では丁寧に相談に乗ってもらったりもしています。しかしながら、やっぱり保険料が高過ぎる、このことを言わざるを得ません。経済的理由で治療が手後れになって亡くなられる事例が相次いでいますと、先日、新聞の報道でもされております。死亡事例は氷山の一角、このようにも記載されています。摂津市でも以前、2003年の頃に、国保加入の方のそうした事例に、国保調査団が取り組まれた歴史もあるわけです。国保の窓口の努力、保険料が上がらない努力、これまでもやられていると思うんですけれども、ぜひ引き続きこの点については求めておきたいと思えます。

次に、給食費の問題です。

これは、賄材料費の値上げが食材価格の上昇分を反映させたものだとは認識しています。昨年より今年、さらに物価高騰が進んでいるようにも感じますが、今後、さらなる値上げを検討しているのか、このことに

ついてお聞きしておきます。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、ロシアによるウクライナ侵攻などの影響もあり、物価高騰による学校給食費への影響等が懸念されております。本市の学校給食の運営としたしましては、今後の物価高騰の動向を注視しながら、給食献立や食材物資選定における工夫を行うなど、さらなる自助努力に取り組み、栄養バランス・量ともに、これまでの水準を維持することを前提としてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 国の交付金の活用も含めて、給食費のさらなる値上げは行わない、このことを強く求めておきたいと思います。

併せて、給食費無償化についても、大阪市や高槻市のように本市においても検討するべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 学校給食費につきましては、学校給食法で給食に係る経費の負担区分が定められており、食材料費及び光熱水費は、原則、保護者負担となっております。物価高騰の動向については引き続き注視していく必要があると考えておりますが、給食費の無償化については、現時点では検討をしておりません。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 現在は検討していませんというお答えでしたけれども、ぜひ検討していただきたいと思うんです。

先日、国会では、こども家庭庁に関する参考人として、明石市の市長が五つの無料化という取り組みについて述べられていました。世界でのグローバルスタンダードが

日本だけやっていない、そういう施策ばかりだと、ぜひ国でもやっていただきたいと、このように述べています。ぜひ国の制度として給食費無償化をやっていただきたいと私も求めていると思います。市としても、そのことを後押しする形で取り組んでいただきたいと、このことを要望として申し上げておきます。

次に、紙おむつ券についてです。

今回対象から外された方を含めて、これまで対象だった方に申請用紙とともにお知らせを送付したと聞いています。多くの方が今までどおり受けられると思い申請したけれども、不支給だったとのこと。今回対象外となった方々に対する説明がどのようになっているのか、お聞かせください。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 紙おむつ券の支給要件等の見直しは、国の介護用品の支給に係る制度改正を踏まえ、介護度による排せつ介助の必要性や、低所得世帯に配慮しつつ、より支援の必要性が高い方に財源を集中させることを目的に実施したものでございます。給付対象外となった方々に対しましては、見直しの趣旨をご理解いただけるよう、丁寧な説明に努めさせていただいているところでございます。

今後とも、今回の見直しも踏まえつつ、より支援を必要とする方を支援するとともに、高齢者施策全体を検討する中で、優先順位の高い施策を効果的に展開し、高齢者が安心して暮らしていくことができる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 低所得世帯に配慮したともおっしゃっていただいているんですけれども、

今回、見直しの影響を受けている方は、非課税世帯の方も多くいらっしゃると思います。私がお話を聞いた方も、年金のみの収入で、外出時には尿漏れパッドが必要だと。午前中に福住議員の質問にもあったように、そういう方はいらっしゃると思うんです。介護度が低くても、経済的理由で生活範囲が狭まってしまうことになっています。こういった高齢者の暮らしの実態から見ても、高齢者向けの支援策について、今必要なんじゃないでしょうかといったことを聞いておきたいんですが、見解を求めています。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 コロナ禍に加えて、原油価格や物価の高騰で市民生活や地域経済を取り巻く環境は悪化しており、生活必需品の値上がりが高齢者の生活に影響を与えていると認識しております。

このような中、本市におきましては、物価高騰の影響を受けた高齢者をはじめとした市民や事業者に対する支援策の実施を予定しており、事業効果も踏まえつつ、高齢者にとって必要となる取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

ここで、大きな見出しの1、2、3を含めて、まとめて奥村副市長にお聞きしたいと思います。

今回の議会では補正予算で市独自の経済対策を示されましたけれども、私が質問して聞いてきましたように、この間、摂津市の負担増で影響が出ている、そういう方も多くいらっしゃると思います。こうした方々に影響を緩和させることも要るんじゃないのかと思うわけですが、追加補正案などを含め

て今後の考えをお聞かせください。

○南野直司議長 奥村副市長。

○奥村副市長 それでは、ご答弁申し上げます。

さらなる市民サービスを提供するには、やはり健全財政を維持しながら展開していかなければならないことは言うまでもございません。

今年に入りまして、コロナ禍からの景気回復で世界的にインフレが広がっております。原油や食料、原材料の価格高騰により、また、ロシアのウクライナ侵攻により、価格高騰に拍車がかかっております。特に、ガソリンや食料品などの日常必需品の価格は急騰しており、世界各国の共通課題となっております。

また、日本では、年初の為替レートは1ドル115円でございましたが、現在では135円を超えるまでに、さらに大幅な円安に見舞われております。資源価格の上昇に加えまして、輸入物価を押し上げ、幅広くモノやサービスの値段が上昇しております。

このようなことから、本市といたしましては、今回の補正で、飲食店支援グルメクーポン事業、プレミアム付商品券発行事業、スクラッチカード発行事業を予定いたしております。財源といたしましては、地方創生臨時交付金3億3,784万3,000円のみならず、同等額以上の財政調整基金繰入金を投じております。

金融政策、経済政策等は、本来、国が実施すべき範疇と考えておりますが、本市では、多額な持ち出しで、特定の階層に偏ることなく、全世帯を対象を広げ、家計の支援策の充実を図るとともに、小売業、飲食業などへの経済波及効果を企図したものでございます。

今後の社会経済情勢がどのように推移するのか、不透明さを増し、予測困難となっております。しかし、人口減少・高齢社会の到来、公共施設の大量の更新時期等は必ずやってまいります。人口減少・高齢社会の最大の問題点は、生産年齢人口が減少することによって経済成長にブレーキがかかること、社会保障の負担がふえるということでございます。現時点では深刻な不都合は起こってはいないものの、そのときに対応するためには、やはり財政的基盤がなければ、財政破綻を起こし、市民サービス、行政水準も大きく低下し、現状維持すら困難となってまいります。

いずれにいたしましても、本市では、子どもから高齢者に至るまで、全市民の福祉向上を目指さなければならず、それを着実に実現するためには、やはり財政的裏づけがなければなりません。今後も、基金の温存・活用を考えながら、現下の厳しい社会経済情勢も見据え、限られた財源を生かして、今の財政運営と将来の財政運営の両にらみの視点を持って取り組む必要がございます。今後、さらに難しい財政運営を強いられることを心しておかなければならないと考えております。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 奥村副市長からお答えを聞きましたけれども、今後の追加の対策がやられるかどうかよく分かりませんでしたけれども、ぜひやってもらいたいと思うんです。国が様々やっている緊急経済対策といったって、本当に市民の役立つものにできるかどうかは、やっぱり市町村の手腕だと思います。それと、今回取り上げた国保の問題にしても、給食費のことも、それからおむつ券のことについても、国の基準、国の制度、そういったところからの影響を受けて

市民に負担増となっているんじゃないのかなと思います。そういったことからしましたら、市長がこれまでも、国や大阪府の足らざるところ、市が補う必要があるところをやっていくんだと言ってきたことを本当にやってもらいたいと思います。国がやっていることや示してきた基準数値なんかをそのまま右に倣えで市民にしわ寄せを押しつけることがないように、このことは強く求めておきたいと思います。

あと、最後に道路の関係ですけれども、阪急正雀駅の改善については、すぐできるものだったらすぐにやっていると言えになるのかもしれませんが。これまでずっと言い続けてきて、なかなかやれていない、そういったところを、今回の正雀南千里丘線、駅前の道路を改良するのに合わせて、ぜひこういったところについてもきちんとやってもらわないと、やっぱり地元の市民の方の願いには応えられないと思って取り上げさせてもらっています。

実は、今朝も、7時から8時の1時間でしたけれども、私は阪急正雀駅に立っていましたら、やっぱりガードを通り抜けていく車があるんです。ドライバーと目が合ったら、通行できないと合図を出したりできるんですけれども、なかなかそういうわけにもいきません。また、今の駅前の状態でしたら、標識はあるんですけれども、啓発看板は、ごちゃごちゃと何枚も並んでいて、やっぱりちょっと見えにくくなっている。それから、路面標示については、薄れてしまって、ちょっと見えにくくなっています。そういったところについてはすぐにでも改善していただきたいと思います。また、抜本的な改善についても、道路拡幅を待たずに取り組んでもらえたらと加えて申し上げて私からの一般質問を終わ

っておきたいと思います。ありがとうございます。

○南野直司議長 弘議員の質問が終わりました。

次に、松本議員。

(松本暁彦議員 登壇)

○松本暁彦議員 それでは、順位に基づき質問をさせていただきます。

1、新体制での児童虐待防止の取り組みについて。

昨年の児童虐待死事件の再発防止は非常に重要です。これまで検証を踏まえ、議会でも庁内の情報共有などの部局横断的対応、リスク管理強化、そして最悪を想定した行動を行うことなどを提言していますが、現状どのように取り組まれているのか、お聞かせください。

次に、P F O A問題の対策推進と風評被害防止について。

まずは、P F O A対策推進について、議会としても南野議長が、先月の全国市議会議長会参加と合わせて、国へP F O A対策推進の要望を行っています。現在の市の対応状況等の取り組みについてお聞かせください。

次に、新しい小学校の農業体験について。

令和4年度から小学校の農業体験学習がこれまでの方法から変更されたとお聞きしています。その内容と経緯についてお聞かせください。

次に、太陽光発電の留意すべき点についてです。今年3月、大阪府と摂津市の連名の太陽光パネル等の共同購入に関するチラシが自治会を通じて配布されていますが、この事業への市の関わりについてお聞かせください。

次に、ワクチン接種の副反応による健康

被害が生じた場合の救済制度についてです。まず、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種状況について、市の現状をお聞かせください。

最後に、就学前教育と小1スタートカリキュラムの連携の重要性について。

まず、就学前教育に関してですが、留意すべき事項があります。それはマスクの弊害です。大人がマスクをすることで、幼児が話を聞く際に、口がどう動いているのかを見られず、言語能力の成長に悪影響を及ぼすと研究等で指摘されていますが、市はどう認識しているのか、お聞かせください。

1回目は以上です。

○南野直司議長 答弁を求めます。次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 部局横断的な対応やリスク管理の強化、最悪な事態を想定した行動についてのご質問にお答えいたします。

昨年度の大阪府の検証委員会における報告書が公表されて以降、校長会や公私立園長会のほか、外部機関も参画している要保護児童対策地域協議会など、部局横断的な会議体におきまして、再発防止策を説明した上で、各機関とのさらなる連携強化の必要性を訴えてまいりました。また、リスクが高い事案につきましては、子ども家庭センターと各機関が参加する個別事例検討会議の開催を徹底し、情報共有を図りながら共同アセスメントを行っております。

リスク管理を高める取り組みといたしましては、新規通告ケースにつきましては、初期の対応方針を見誤らないように、スーパーバイザーの臨床心理士に助言、指導を仰ぎながらプランを立てるようにならして

ります。それぞれのスーパーバイザーの指導、助言による多くの気づきにより、職員一人一人の意識やスキルが高まり、一時保護につなぐタイミングなどの見立て力も向上しているものと感じているところでございます。

続きまして、就学前教育におけるマスク着用への認識についてのご質問にお答えいたします。

未就学児のマスク着用をめぐるっては、熱中症のリスクに加え、相手の表情が読みづらくなり、言語習得などの発達への影響が指摘されていることについては認識しております。言語習得を含め、様々な認知能力が育成される基礎となるこの時期に、保育教諭等や友達の口元が見えない、表情が読み取りにくいという状況は好ましくないと考えております。

このようなことも踏まえ、この5月20日付で厚生労働省から「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」という事務連絡が発出されており、その中では、基本的な感染対策としてのマスク着用の位置付けを変更するものではございませんが、2歳以上の就学前の子どもについてはマスク着用を一律には求めないとされております。

しかしながら、大阪府では、この5月20日以降の1か月での1日の平均感染者数が1,661人ほどと依然多く、仮に子どもが感染した場合の濃厚接触者の取り扱いに伴う施設運営のリスクや保護者の不安等からも、本市の公立園では外遊びの際などに限ってマスクを外すこととしております。

今後も、国等からの通知や感染状況等も確認しつつ対応してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 ペルフルオロオクタン酸、通称PFOAの取り組み状況についてのご質問にお答えいたします。

PFOAの対応につきましては、国から示された対応の手引書では、水環境の継続監視を行い、PFOA等の暫定的な目標値を上回っている飲用井戸所有者につきましては、水道水の利用を促すよう助言等を行うように記載されております。このうち、本市の役割は、PFOA等の暫定的な目標値を上回っている飲用井戸所有者に水道水の利用を促すよう助言等を行うこととなりますが、水環境の継続監視を担う大阪府とも連携して対応に当たっているところでございます。

具体的には、大阪府が主宰する神崎川水域PFOA対策連絡会議において、地域の声を大阪府に届けるとともに、大阪府の調査の支援、大阪府活動時の地元との調整等を実施しております。

また、現在、PFOAは、水環境全体の暫定的な目標値しか基準がございませんので、国に、大阪府等を通じ、早期に人の健康への影響について科学的な知見の集積に努めるとともに、調査・研究及びガイドラインの作成等を要望しております。

その他の取り組みとしましては、PFOAに関する情報発信の一環として市のホームページを立ち上げております。今後、新たに国、大阪府等から得られた情報を適時更新し、情報発信に努めてまいります。

続きまして、太陽光パネル等の共同購入事業への市の関わりについてのご質問にお答えいたします。

太陽光パネル及び蓄電池の共同購入支援事業は、大阪府が実施する事業でございま

す。その事業内容は、太陽光パネル及び蓄電池のさらなる普及拡大を図るため、大阪府と協定を締結した支援事業者が大阪府内全域から購入希望者を募り、そのスケールメリットを生かして設置をサポートするものとなっております。

当該事業への本市の関わりは広報活動のみでございます。広報活動として、大阪府からチラシの配架・配布についての協力依頼があり、その要請に応じて自治会等にチラシを配布させていただいております。

また、チラシの配布に際して、大阪府より市独自のコメント等をチラシに掲載することも可能とのご提案をいただきました。本市としましては、令和4年2月にゼロカーボンシティの表明を行い、また、今年度から新たに摂津市地球温暖化対策地域計画を策定し、施策として住宅等への太陽光発電設備の導入促進を挙げていることから、本市の取り組みもPRできるものと考え、大阪府に本市の取り組みを記載したオリジナルチラシを作成いただき、大阪府と摂津市の連名で自治会等に配布させていただいております。

○南野直司議長 教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 小学校の新しい農業体験学習の内容とその経緯についてのご質問にお答えいたします。

小学校5年生で実施していた農業体験学習につきましては、これまで、田植え、稲刈り、収穫祭という体験活動が主な流れで実施しておりましたが、コロナ禍の影響もあり、会食を伴った収穫祭の実施について難しい状況となりました。

そこで、教育委員会といたしまして、昨年度まで中学校を中心として取り組んでまいりました子どもたちに未来を切り拓く力

を育むキャリア教育を小学校からも推進していくために、体験活動で終わることのないよう、これまでの体験学習をリニューアルいたしました。具体的には、会食を伴った収穫祭を、地域にお住まいの農地提供者の方から、日々どんな思いで農業をされているのか、やりがいや苦労などの体験談をお話ししていただき、子どもたちが話をしてもらった内容から感じたことや、その課題解決のための方策などを考え、発表するなどの学習活動へと変更することとしたものでございます。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

(荒井保健福祉部理事 登壇)

○荒井保健福祉部理事 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種状況についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種状況につきましては、12歳以上の方の1回目の接種率が約87%、2回目が約86%となっており、希望される方については一定接種が完了している状況となっております。また、5歳から11歳までの小児を対象とした接種は、1・2回目とも10%以下となっております。

3回目接種につきましては、現在進行中でございますが、令和4年6月24日現在、接種率は約63%となっております。また、4回目接種につきましては、5月下旬から順次接種券を発送し、接種を進めている段階でございます。

○南野直司議長 松本議員。

○松本暁彦議員 これよりは一問一答形式でお願いいたします。

まず、児童虐待防止の取り組みについて、情報共有等、着実に取り組まれていることを理解しました。

その上で、家庭児童相談課の体制強化や

要保護児童対策地域協議会の改善といった関係機関との連携強化が図られています。が、実際どう機能しているのか、お聞かせください。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 家庭児童相談課の体制でございますが、本年度、児童虐待対応を行う職員を2名増員し、8名体制といたしました。これにより4名1組の2チーム制とし、職員が一人で問題等を抱えることなく、チーム内で情報共有し、アセスメントしながら複数の職員による虐待対応を行っておるところでございます。

また、小学校区ごとの担当制としたことで、小・中学校や保育所、主任児童委員等、地域との連携が図りやすくなったと実感しております。

さらには、本年度から新たに幼保ソーシャルワーカーを配置したことにより、就学前施設との連携がより深まり、虐待の早期発見に寄与しているものと考えております。

次に、要保護児童対策地域協議会につきましては、塚本議員のご質問でもご答弁申し上げましたが、要保護児童対策地域協議会の新規受理会議で使用するケース台帳の様式を、吹田子ども家庭センターと協議しながら改善を図りました。台帳の記載項目を細分化して見やすくし、内容も充実させたことから、関係機関との議論が深まり、支援方針や各機関の役割分担についてもこれまで以上に明確化が図られたところでございます。

○南野直司議長 松本議員。

○松本暁彦議員 体制強化や、要保護児童対策地域協議会が、これまでの反省を踏まえ、しっかりと対応されているものと理解をしました。

そして、これらは継続していかなければなりません。そのためには人材育成も欠かせませんが、これについてはどうお考えか、お聞かせください。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 虐待対応における人材育成の取り組みについてでございますが、本年4月に本市スーパーバイザーの弁護士を講師にお迎えし、要保護児童対策地域協議会の新規受理会議構成機関である庁内担当職員向けに、共同アセスメント・共同プランニングの研修を実施し、6月には、市内の公私立の保育所・こども園の保育士向けに、保育現場から見た児童虐待対応研修を実施したところでございます。今後、学校の教職員や母子保健担当者等を対象とした研修も実施する予定でございます。

さらには、昨年の3歳児死亡事案が発生した8月にも、いま一度、児童虐待防止に対する意識を高めるために、市の幹部職員や要保護児童対策地域協議会の関係機関を対象とした研修を実施する予定でございます。そのほか、大阪府や他機関が主催する研修にも積極的に参加することにより、虐待対応に資する意識とスキルの向上を図ってまいります。

○南野直司議長 松本議員。

○松本暁彦議員 人材育成の状況について理解しました。児童虐待防止の取り組みが着実に進められているものと評価いたします。

そして、児童虐待防止は、家庭児童相談課だけでなく、子育て支援も重要で、包括的な取り組みが求められます。その包括的な取り組みとして、自民党が提言し、実現させたこども家庭庁が来年発足します。次世代育成部はその先駆けとなっていると認

識していますが、地域共育も含めて包括的に児童虐待防止に取り組まれるよう要望いたします。

次に、PFOA問題についてですが、対策は、できることに関しては進めているものと理解しました。スピード感を持つよう、国・大阪府へ働きかけを継続するよう要望いたします。

そして、この問題解決には、国が早期に健康に関わる基準などを示すことも必要ですが、見通しは不明です。そして、分からないがゆえに、不安があおられれば、瞬く間に風評被害は広がります。井戸水等のPFOA汚染だけでなく、風評被害という二重の不安、被害を地域に与えることは、決して許されるものではありません。

例えば、福島県での放射能等をめぐる風評被害に関して、環境省資料によると、風評被害が定着・固定化してしまい、たとえ全量検査を行ったところで、その回復が難しい現状があります。傷つけるのは容易でも回復は難しい、その事実を踏まえ、冷静かつ慎重な広報が今求められます。改めて、風評被害の拡大と固定化を防ぐ取り組みについて、お考えをお聞かせください。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 風評被害は、根拠の不確かなうわさや曖昧な情報をきっかけに生ずるものと認識しております。PFOAに関わる健康に関する科学的知見の集積、国際的な評価がなされていない中で、話題だけが先行してしまいますと、風評被害への影響が大きくなることが懸念されます。風評被害の拡大と固定化を防ぐためにも、国・大阪府等から得られた情報を基に正確な情報を伝えていくことが肝要であると考えております。

例えば、現在、環境省において、令和3

年度より、環境研究総合推進費を用いて、PFOA等が土壌中にどのように挙動するのか、どのように効率的に除去できるのかという除去技術の開発をテーマに研究が行われております。その成果をはじめ、今後、国や大阪府の知見等の情報収集をしっかりと行い、先ほど取り組みで述べました市のホームページを活用して情報発信をしてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 松本議員。

○松本暁彦議員 風評被害を防ぐ取り組みについて理解しました。極めて難しい問題で、対策推進と風評被害防止を同時に推進することが重要です。

最後に、PFOA対策について、総括的に市長のお考えをお聞かせください。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 大気汚染とか水質等々、環境行政の権限は、ほとんどと言っていいと思いますけれども、国、都道府県に委ねられていると思うんです。そういう意味から言いますと、最先端で窓口を預かっております我々基礎自治体としては、こういった事案が起こる都度、戸惑いを覚えていることは確かでございます。

このPFOAにつきましては、もう大分前から国際的にもいろいろと議論がなされてきていることは承知をいたしております。国内でも、20年ぐらい前に発がん性等々についていろいろと議論されておったことも承知をいたしております。

摂津市内におきましては、平成17年から平成18年頃ですか、水質の定点が設けられ、大阪府でいろいろと測定をしていた経緯があります。以来、定期的に行われております。非常に高い数値が出ているということで、以来、関係事業所、また大阪府、当該市等々、3者による安全策とい

いますか、そういった協議を重ねてきたところでございます。

そういう状況にあり、さつきからも話が出ておりますけれども、この因果関係といえますか、はっきりとした原因が確定していない時点において、我々基礎自治体が一定の判断をすることはなかなか難しゅうございまして、ご指摘のように思わぬ風評被害につながってしまうことがあります。特に、今、土壤汚染等々、作物と関係する数値については何ら基準がまだ示されておられません。やっぱりこの段階においては言及することはできませんが、そういう意味でも、国がこの4月から測定に乗り出していただいておりますので、早くその結果を出して、安全・安心だと言えるようになればいいと思っております。引き続いて環境省にも、しっかりと早く測定、そして結果を公表していただくようお願いしていきたいと思います。

以上です。

○南野直司議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ありがとうございます。PFOA問題については、しっかりと市民と地域のために両方の対策を進めていただくよう要望いたします。

次に、新しい小学校の農業体験についてです。キャリア教育の推進など、その取り組み経緯について理解しました。

その成果等は、従来と比較してどうよくなるのか、お考えをお聞かせください。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 新しい農業体験学習では、農地提供者の方の思いを聞くことや、自分自身が考えることを通して、農業や農作物に対する認識の変化や関心が高まることで成果として期待されます。また、生産者の方のご苦勞を知ることから、日々食し

ている農作物への感謝の気持ちを持つことで、キャリア教育の推進やSDGsへの取り組みにもつながると捉えております。

教育委員会といたしましては、これらの取り組みにより、子どもたち自身が、今後、学んだことを生かし、社会とのつながりを感じることができ、さらなる学習意欲の向上へとつながってほしいと考えております。

○南野直司議長 松本議員。

○松本暁彦議員 新たな農業体験の成果等について、感謝の気持ちや、あるいは一層の学習意欲向上につながるものと理解しました。よりよい体験学習となるよう、しっかりと取り組まれることを要望いたします。

次に、太陽光発電についてですが、市は大阪府事業に広報活動のみの参加と理解しました。

太陽光発電は、CO2削減の取り組みなどで推進されていますが、メリットだけでなくデメリットへの理解も求められます。例えば、メガソーラー発電所による森林破壊が全国各地で大きな問題となっています。また、2021年4月の米国シンクタンクの戦略国際問題研究所の発表によると、太陽光パネルに使われるシリコンの世界大手メーカー5社のうち4社が中国の新疆にあり、人件費の安いウイグル族収容施設で製造したシリコンを採用していると指摘されています。議会でも、前回、ウイグル族虐待に関して、中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書を採択しております。このことは、人権侵害に関わる問題であり、決して無視できないものです。

そして、実生活のデメリットでは、太陽光発電システムの火災が挙げられます。その火災事例と消火活動の問題点等につい

て、消防本部の見解をお聞かせください。

○南野直司議長 消防長。

○松田消防長 本市における太陽光発電の火災事例及び消火活動の問題点についてのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、現在のところ、太陽光発電システムに起因する火災は発生しておりません。しかしながら、全国的に見ますと、独立行政法人製品評価技術基盤機構への事故報告では、平成10年から令和2年までの間、109件の事故報告があり、公表されている直近の3年間につきましては、平成30年に18件、令和元年に8件、令和2年に8件となっております。

火災の原因の約70%は、直流電力を交流電力に交換するインバータであるパワーコンディショナーからでございます。

消防隊の火災による活動障害といたしましては、太陽光発電システムのパネル部分であるPVモジュールが高所である屋根に備え付けられていることが多いので、消火の困難性があるとともに、消防隊員の感電する危険性もございます。

太陽光発電システムの火災に対する活動方針といたしましては、隊員の安全管理を実施しつつ、特に感電への対策として、泡消火薬剤による放水や噴霧状での放水などを実施することとし、細心の注意を払い、消火活動を実施してまいります。

○南野直司議長 松本議員。

○松本暁彦議員 太陽光発電システムに関わる火災が起きること、そして、消火の困難性については理解しました。事例は多くありませんが、太陽光発電を設置することで、新たな火災延焼リスクを背負うことは認識すべきでしょう。太陽光発電はメリットだけではなくありません。行政として、チラシの件を含め、太陽光発電の留意すべき点

をしっかりと認識した上で適切に行動するよう要望いたします。

次に、救済制度についてですが、ワクチン接種状況は理解しました。

この新型コロナウイルス感染症のワクチン接種で、副反応が極めて強く、治療を受けた市民の方から、医療費等の救済制度について相談を受けたことがあります。そこで、ワクチン接種の副反応による健康被害が生じた場合の制度及び申請状況についてお聞かせください。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 新型コロナウイルスワクチンの接種後においては、一時的な発熱や接種部位の腫れ・痛みなどの副反応が比較的多く生じることが知られています。また、極めてまれではございますが、副反応により病気になったり障害が残ったりといった健康被害が生じることがございます。

健康被害への対応としましては、新型コロナウイルスワクチンを含め、予防接種法に基づく接種について、国による予防接種健康被害救済制度が設けられております。この制度は、予防接種を受けたことにより健康被害が生じたと厚生労働大臣が認定したとき、予防接種法に基づく医療費・障害年金等の給付を受けることができるというものでございます。

本市におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に関わる健康被害について、現在2件の申請を受け付けている状況でございます。

○南野直司議長 松本議員。

○松本暁彦議員 制度と実際に申請されている方がおられることを理解しました。

ワクチン接種では、新型コロナウイルスワクチン以外でも、低い確率ですが、副反

応での健康被害が生じています。例えば、厚生労働省の予防接種健康被害認定者は、昭和52年から令和元年末、インフルエンザは45人、BCGは718人です。新型コロナウイルスワクチンは、1回だけでなく、3回、4回も接種する場合があります、接種数は他のワクチンと比較しても相当数に上ります。結果、副反応が出る確率もふえ、副反応での健康被害も一定生じると推測されます。実際、2022年6月10日の厚生労働省の予防接種法に基づく医療機関からの副反応疑い報告状況では、ファイザー等、新型コロナウイルスワクチン全ての種類の合計で、副反応疑い報告数3万3,787件、重篤報告数7,287件、死亡報告数1,324件となっています。この驚くべき数字も踏まえ、相談できていない健康被害を有する市民の方もおられるのではないのでしょうか。救済制度について、どのように市民に周知しているのか、現状をお聞かせください。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 接種券発送の際、ワクチンに関する説明書を同封し、ワクチンの効果・注意点・副反応に加えて、予防接種健康被害救済制度についての情報等を対象者全員にお知らせしております。また、摂津市コロナワクチンコールセンターや保健福祉課の保健師等が随時相談対応を行っているところでございます。

○南野直司議長 松本議員。

○松本暁彦議員 周知の現状は理解しました。

最近、接種2回目、3回目で副反応が強かったり、健康被害に関わる問題が周囲で起き、次回は様子を見るといった市民の声が実感としてふえています。6月23日の厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対

策アドバイザーボードでは、10万人当たりの新型コロナウイルス感染症の新規陽性者は、接種歴不明も一定数いるものの、79歳以下から20歳で、未接種より2・3回目接種済みの合計が多い現状があります。解釈はいろいろありますが、私は、ワクチンは感染防止よりも重症化防止の効果が示唆されるのではないかと思うところで

す。
事実の積み重ねを踏まえ、3・4回目に至っては、国・マスコミ・職場といった第三者意見より、自身の体がそれに耐え得るか、副反応リスクを許容できるか、自身の体とメリット・デメリットを考える必要があるでしょう。いずれにしても、救済制度について、ホームページに載せるなど、市民にさらに周知するよう要望いたします。

最後に、就学前教育等についてです。熱中症リスクも含めたマスクのデメリットについて理解しました。今後、就学前教育での対応が求められます。言語能力の向上には特に留意すべきです。

さて、就学前教育実践の手引きの改訂についてです。小学校等における教育との円滑な接続が重要となります。そして、就学前施設等職員アンケートを踏まえた課題と、市としてあるべき姿を見据え、方向性を定めることが必要です。市として、手引きの方向性と内容についてどうお考えか、お聞かせください。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 就学前教育実践の手引きの改訂についてのご質問にお答えいたします。

本市の就学前教育実践の手引きは、平成23年度に策定したものでございます。策定から既に10年が経過しており、その間

に、子ども・子育て支援新制度の創設、幼稚園教育要領、保育所保育指針の改訂、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の制定と認定こども園化の進展等、就学前教育を取り巻く環境は大きく変化しております。さらに、令和5年度にはこども家庭庁の創設があり、文部科学省との連携強化も想定されております。

そのような中、文部科学省の調査研究事業として、幼児期から児童期の発達を見通しつつ、5歳児のカリキュラムと小学1年生のカリキュラムを一体的に捉え、その充実・改善に資する幼保小の架け橋プログラム事業が計19の自治体でモデル的にスタートしております。したがって、改訂内容につきましては、市内公私立各就学前施設それぞれの狙いや取り組みを尊重しながらも、幼小連携の取り組みや接続期の保育の考え方、就学までに備わってほしい資質・能力のリスト化等に重点を置いた改訂にしたいと考えております。

小学校教員や就学前施設職員等を対象に実施した就学前教育に関するアンケート調査の結果も参考に、現在、関係者等に個別にお聞きしている意見や助言等も踏まえ、幼小接続期の課題解消につなげるため、未来の摂津市を担う子どもたちに必要な資質・能力を日々の保育の中で培うことができるよう、そのための手だてや方向性を示し、より現場で活用していただける冊子とすべく、作成を進めてまいります。

○南野直司議長 松本議員。

○松本暁彦議員 方向性と内容の概要については理解しました。私は、これらについては、課題を明らかにした資料、そして、あるべき姿の方向性と本分、各園等での取り組みの実践資料が必要と考えます。しっかりと取り組まれるよう要望いたします。

そして、文部科学省で推進される小学1年生のスタートカリキュラムについて、本市は各学校独自で進められています。このスタートカリキュラムは、本市の課題等を踏まえ、教育委員会で一定まとめるべきですが、どうお考えか、お聞かせください。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 就学前教育から小学校教育へ移行していくために、幼児期の学びの芽生えと児童期の自覚的な学びをつなぐスタートカリキュラムが重要であると認識しております。教育委員会といたしまして、小学校1年生のスタート時に、就学前教育と小学校教育との連携を視野に入れたカリキュラムを実践するため、市内小学校の取り組みなどを取り入れたスタートカリキュラムの作成について検討してまいります。

○南野直司議長 松本議員。

○松本暁彦議員 スタートカリキュラム作成を検討すると理解しました。ぜひ取り組まれるよう要望いたします。

そして、今、保幼小の連携の必要性が指摘され、幼児期から学校教育において、連続性・一貫性を確保することが重要と考えます。それには、このスタートカリキュラムと就学前教育を連携させることが必要ですが、どうお考えか、お聞かせください。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 教育委員会といたしましては、就学前教育と小学校教育との連携が重要であると捉えております。連携していくための第一歩として、就学前教育と小学校教育それぞれの目的を共通理解することが重要であると考えております。就学前教育で積み上げてきたものを小学校教育で生かしていけるよう、それぞれの指導項目を整理し、子どもたちが安心して学校生活

を送ることができるスタートカリキュラムを検討してまいります。

○南野直司議長 松本議員。

○松本暁彦議員 連携もしっかりと検討していくと理解しました。私は、本市の学力課題の解決として、特効薬はないものの、やる気スイッチのキャリア教育、読書活動促進、そして、この就学前教育を含めた保幼小連携等が重要で、それぞれを確実に取り組むことで必ず成果を出すと考えます。

最後に、総括的に教育長のお考えをお聞かせください。

○南野直司議長 教育長。

○箸尾谷教育長 議員がご指摘の読書活動、キャリア教育、そして就学前と小学校の連携につきましても、教育委員会としましては、重要課題と捉えまして、各課で取り組んでおるところでございます。

まず、読書活動については、以前にご答弁申し上げたことがあると思うんですけども、私は、子どもたちの学力の基礎になる力の一つとして、想像力、つまりイメージーションがあると考えております。その理由としましては、小学校4年生以上になりますと、それまでと異なり、抽象的な思考が求められるようになります。このいわゆる学習の壁を乗り越えるためには、やはり目に見えないものを想像する力、すなわち想像力が必要となると考えております。そして、その想像力を鍛える手段の一つとして、私は読書が有効ではないかと考えているんです。発達段階にもよりますけれど、絵本とか漫画等ではなくて、やはり文章、文字の情報から想像を膨らませて考える、そういった読書が効果的であると考えております。教育委員会としましては、このたび市立の図書館に電子図書の導入も図ってまいります。それに併せて学校図書館の活

動等をより一層充実させて、子どもたちの読書活動の推進に努めてまいりたいと思っております。

次に、キャリア教育についてです。本市では、これまで学力向上に向けましては、主に教員の指導力の向上でありますとか、あるいは授業規律の確立といった取り組みを進めてまいりまして、一定成果を上げてきたと考えております。さらなる学力向上のためには、子どもたちのなぜ学校で勉強せなあかんのか、学校で勉強したことが役に立つのかといった本当に素朴な疑問に対して一定答えを与えることで、子どもたち自身がもっと主体的に学習に取り組んでいく、そういった姿勢を育成することが大事だと考えております。

そこで、本市では、子どもたちが学んだ内容を実際に使う場面を設定して、子どもたちが学びが役に立つんだと実感できる取り組みとして、先ほどもありましたキャリア教育、すなわち職種体験プログラムを全中学校で取り組んでおります。この職種体験プログラムというのは、具体的には、まず参加していただいている企業の担当者の方に学校へお越しいただきまして、場合によってはZ o o m等で行われる場合もありますが、その担当者の方からそれぞれの企業固有の課題を子どもたちにまず提示していただきます。それに対して、子どもたちが、今まで学んだことであるとか、あるいは自分自身が新たにインターネットや図書館等で調べた内容を使って解決策を考える、その解決策に対して、今度はその企業の担当者の方がまたいろいろと助言をいただく中でブラッシュアップしていく取り組みでございます。これは昨年度も取り組んできたんですけど、その成果としては、やはり教員以外の大人とコミュニケーション

を取るのは子どもたちにとっても新しい経験でありまして、適度の緊張感を持ちながら、社会とつながっている実感もできますし、また、先ほど申し上げた学んだことが役に立つ、そういう経験につながっていると考えております。

最後に、就学前教育と小学校教育の連携につきましては、これまでから「小1プロブレム」等の課題も様々言われておりますので、教育委員会としても大切なものと考えております。先ほど担当部長がるるご説明いたしましたけれども、教育委員会としては、この連携が形式的なものに終わってしまわないように、やはり義務教育開始前後の5歳児、そして小学校1年生という接続の2年間に着目しまして、スタートカリキュラム策定を検討するとともに、就学前の実践の手引きの中にそのスタートカリキュラムの一部を取り込むことも検討していけたらと考えております。今後も、以上のような施策を教育委員会が一体となって取り組むことで、子どもたちの健全な育成を支援してまいりたいと考えます。

以上です。

○南野直司議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ありがとうございます。本市の学力課題の解決に向けて、そして、子どもたちの生きる力を育むために、ぜひ就学前教育から小学校、そして中学校も含めた一貫した教育にしっかりと取り組まれるよう、引き続き要望いたします。

以上で質問を終わります。

○南野直司議長 松本議員の質問が終わり、以上で一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後2時47分 休憩)

(午後2時48分 再開)

○南野直司議長 再開します。

日程2、議案第30号など6件を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務建設常任委員長。

(三好義治総務建設常任委員長 登壇)

○三好義治総務建設常任委員長 ただいまから、総務建設常任委員会の審査報告を行います。

6月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第30号、令和4年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分、議案第33号、摂津市議会議員及び摂津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第34号、摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件、以上3件について、6月14日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告します。

○南野直司議長 文教上下水道常任委員長。

(弘豊文教上下水道常任委員長 登壇)

○弘豊文教上下水道常任委員長 ただいまから、文教上下水道常任委員会の審査報告を行います。

6月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第31号、令和4年度摂津市水道事業会計補正予算(第1号)及び議案第32号、令和4年度摂津市下水道事業会計補正予算(第1号)、以上2件について、6月13日に委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告します。

○南野直司議長 民生常任委員長。

(香川良平民生常任委員長 登壇)

○香川良平民生常任委員長 ただいまから、民生常任委員会の審査報告を行います。

6月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第30号、令和4年度摂津市一般会計補正予算（第3号）所管分及び議案第35号、摂津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件、以上2件について、6月13日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告します。

○南野直司議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。増永議員。

（増永和起議員 登壇）

○増永和起議員 日本共産党議員団を代表して、議案第30号、令和4年度摂津市一般会計補正予算（第3号）に対し、賛成の立場から討論を行います。

本補正予算案には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金約3億3,800万円を活用し、ワクチン接種促進や介護サービス事業所支援補助金のほか、飲食店支援グルメクーポン券、商品券、スクラッチカードの発行事業など、市独自支援策の予算が盛り込まれました。生活支援と地域活性化を目的に検討されてきたものとして、その事業自体を否定するものではありません。

以下、具体的に、これらの事業を進める上での意見と、今後の新型コロナウイルス感染症対策について、4点意見を申し上げます。

ます。

第1に、今回の商品券等の発行に際しては、公平公正を大前提に、生活がしんどい人にどうやって届けるのか、ひとり暮らし高齢者や施設入所者などへの配慮、市民に分かりやすくスピーディーな方法を検討すること、1億円もの委託料で委託事業者に丸投げにせず、経費節減等で財源をさらなる市民生活支援に回す工夫を市の責任で行うように求めます。

第2に、これまでの独自の新型コロナウイルス感染症対策は、市民生活を支える的を射る対策となっているのか、検証・整理が必要です。弱肉強食、自己責任を押しつける新自由主義経済の下で貧富の格差が拡大しました。その上に、新型コロナウイルス感染症の危機と急激な物価高騰が市民生活を直撃しています。各自治体が実施している水道料金の減免や、学校給食の減免・無償化など、市民負担軽減などの支援を改めて検討すべきです。

第3に、新規感染者数が再び増加傾向にあり、第7波到来が危惧されている下で、検査や医療、保健所体制は脆弱なままです。市民の命と健康を守るために、国や大阪府に体制強化を強く求めるべきです。

最後に、令和3年度末の主要基金残高は、土地開発基金約25億円を含め、過去最大の約166億円に積み上がりました。こうした財政を生かして、新型コロナウイルス感染症や物価高騰から市民生活と中小業者を守り支える的を射た支援策を展開していくことを求め、賛成討論といたします。

○南野直司議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 以上で討論を終わります。

議案第30号、議案第31号、議案第3

2号、議案第33号、議案第34号及び議案第35号を一括採決します。

本6件について、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 異議なしと認め、本6件は可決されました。

日程3、議会議案第12号及び議会議案第13号を議題とします。

お諮りします。

本2件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本2件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議会議案第12号及び議会議案第13号を一括採決します。

本2件について、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 異議なしと認め、本2件は可決されました。

ここで、議事の都合上、暫時休憩します。

（午後2時56分 休憩）

（午後2時57分 再開）

○南野直司議長 再開します。

ただいま、香川議員ほか2名から、西谷知美議員に対する議員辞職勧告決議が提出されました。

この議案は、提出要件を満たしておりません。

暫時休憩します。

（午後2時58分 休憩）

（午後4時 再開）

○南野直司議長 再開します。

お諮りします。

西谷知美議員に対する議員辞職勧告決議を日程に追加することに異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 異議がありますので、本件を起立採決します。（「議長」と香川良平議員呼ぶ）

香川議員。

○香川良平議員 異議ありということで、採決するということですが、異議があるのであれば、なぜ異議があるのか説明を求めたいのですが、いかがでしょうか。

○南野直司議長 暫時休憩します。

（午後4時1分 休憩）

（午後4時3分 再開）

○南野直司議長 再開します。

採決を採らせていただきますので、よろしくをお願いします。

西谷知美議員に対する議員辞職勧告決議を日程に追加することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○南野直司議長 起立者少数です。

よって、本件は日程に追加されませんでした。

以上で本日の日程は終了しました。

これで令和４年第２回摂津市議会定例会
を閉会します。

(午後４時４分 閉会)

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

摂津市議会議長 南 野 直 司

摂津市議会議員 西 谷 知 美

摂津市議会議員 塚 本 崇

☆ 添 付 資 料

令和4年第2回定例会審議日程

月 日	曜	会 議 名	内 容	開 議 時 刻
6 / 10	金	本会議（第1日）	提案理由説明・質疑・委員会付託・即決 (議会議案届出締切 17:15)	10:00
11	⊕			
12	⊕			
13	月		文教上下水道常任委員会（第二委員会室）	10:00
			民生常任委員会（301会議室）	10:00
14	火		総務建設常任委員会（301会議室）	10:00
			(常任委員会予備日)	
			(一般質問届出締切 12:00)	
15	水		(常任委員会予備日)	
16	木			
17	金			
18	⊕			
19	⊕			
20	月			
21	火			
22	水		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
23	木			
24	金	本会議（第2日）	一般質問	10:00
25	⊕			
26	⊕			
27	月	本会議（第3日）	一般質問・委員長報告(休会分)・議会議案	10:00
			議会運営委員会（第一委員会室）	本会議終了後

議 案 付 託 表

令和4年第2回定例会

〈総務建設常任委員会〉

議案 第 30 号 令和4年度摂津市一般会計補正予算（第3号）所管分

議案 第 33 号 摂津市議会議員及び摂津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議案 第 34 号 摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

〈文教上下水道常任委員会〉

議案 第 31 号 令和4年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）

議案 第 32 号 令和4年度摂津市下水道事業会計補正予算（第1号）

〈民生常任委員会〉

議案 第 30 号 令和4年度摂津市一般会計補正予算（第3号）所管分

議案 第 35 号 摂津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件

令和4年 第2回定例会 一般質問要旨

質問順位

1 番	出口こうじ議員	2 番	光好博幸議員	3 番	西谷知美議員
4 番	村上英明議員	5 番	水谷毅議員	6 番	野口博議員
7 番	香川良平議員	8 番	塚本崇議員	9 番	福住礼子議員
10 番	嶋野浩一朗議員	11 番	藤浦雅彦議員	12 番	森西正議員
13 番	増永和起議員	14 番	弘豊議員	15 番	松本暁彦議員

【注】今回は全議員が、一問一答方式(1回目は一括質問一括答弁方式で2回目から一問一答方式)で質問をします。

1 番 出口こうじ議員

- 子育て支援・学校教育について
 - (1) 子育て支援について
 - (2) いじめ対策について
 - (3) タブレット教育について
 - (4) 保育士不足について
- 2 市役所側の不備について

2 番 光好博幸議員

- 1 ドローンの有効活用について
- 2 とりかいこども園について
- 3 河川防災ステーションについて
- 4 鳥飼地域のまちづくりについて

3 番 西谷知美議員

- 1 中学校給食について
- 2 小学校における児童の安全管理について
- 3 摂津SUN SUN塾について
- 4 摂津市におけるヤングケアラー支援について
- 5 外国語しか話せない児童・生徒の支援体制について
- 6 市民と協働の取り組みについて
- 7 摂津市における農業支援について
- 8 駅における分煙スペースの確保について

4 番 村上英明議員

- 1 鳥飼まちづくりグランドデザインについて
 - (1) 高台まちづくりについて
 - (2) 公共交通について
 - (3) 実施計画について
 - (4) 地域の多様な人々や団体等が参画できる仕組みについて
- 2 スポーツ振興について
- 3 中学校の部活動指導について
- 4 歩車分離式信号機の増設について
- 5 住宅扶助費の代理納付について
- 6 踏切への点字ブロック設置について

5 番 水谷毅議員

- 1 公共施設のW i - F i 環境の整備について
- 2 帯状疱疹ワクチンの助成について
- 3 アフターコロナの健康づくりについて
- 4 味生公民館の建て替えについて
- 5 ランドセルと通学時の子どもの持ち物について
- 6 中学校給食について

6 番 野口博議員

- 1 本市の財政状況と市民の命と暮らしを守る対策について
- 2 核廃絶の課題に対する取り組みについて
- 3 自衛隊への若者の名簿提供について
- 4 災害対策について
- 5 補聴器購入費に対する市独自の助成制度創設について
- 6 千里丘駅西地区再開発事業について

7 番 香川良平議員

- 1 不当利得返還請求事件について
- 2 ふるさと納税について
- 3 新型コロナウイルス感染症対策商品券について

8番 塚本崇議員

- 1 虐待対策について
- 2 生活保護について
 - (1) 不正受給について
 - (2) 高齢者の生活保護費基準について
 - (3) 生活保護者の入院中の負担について
- 3 3D都市モデルについて

9番 福住礼子議員

- 1 流産・死産等でお子さんを亡くされた家族への支援について
- 2 ヤングケアラー支援の充実について
- 3 男性用トイレ個室のサンタリーボックス設置について

10番 嶋野浩一郎議員

- 1 スポーツ振興と我がまちのブランディングについて
- 2 子どもの安全安心について

11番 藤浦雅彦議員

- 1 新型コロナウイルス感染禍での本市の物価高騰対策について
- 2 生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備について
- 3 法定外公共物（里道・水路）の移管に対するマニュアル策定と時効に対する本市の考え方について
- 4 千里丘小学校の校舎建て替え計画における地域や保護者の意見を取り入れる取り組みと説明責任及び地域支援体制の構築について
- 5 坪井ガードに信号を設置することについて
- 6 通学路に指定されている大正川沿いサンドライビングスクール横道路の道路整備と防犯灯の増設など歩行者・自転車の安全対策について

12番 森西正議員

- 1 空き家にならない対策について
- 2 ごみのかごによる集積場収集について
- 3 地域のつながりを取り戻し、まちを活性化させるための方策について
- 4 鳥飼まちづくりグランドデザインについて

13番 増永和起議員

- 1 公害PFOAの調査・対策について
- 2 自校・親子方式で早急に中学校全員給食を実施することについて
- 3 痴漢ゼロの社会をめざす取り組みについて

14番 弘豊議員

- 1 物価高騰の下での市民負担増と削られた施策の影響について
 - (1) 国民健康保険料について
 - (2) 小学校の給食費について
 - (3) 家族介護用品給付券（紙おむつ等）について
- 2 正雀駅周辺の交通安全対策について

15番 松本暁彦議員

- 1 新体制での児童虐待防止の取り組みについて
- 2 PFOA問題の対策推進と風評被害防止について
- 3 新しい小学校の農業体験について
- 4 太陽光発電の留意すべき点について
- 5 ワクチン接種の副反応による健康被害が生じた場合の救済制度について
- 6 就学前教育と小1スタートカリキュラムの連携の重要性について

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
報告 第 4 号	摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件	6月10日	承認
報告 第 5 号	令和4年度摂津市一般会計補正予算（第2号）専決処分報告の件	6月10日	承認
報告 第 6 号	令和3年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件	（6月10日 報告）	
報告 第 7 号	令和3年度摂津市下水道事業会計継続費繰越報告の件	（6月10日 報告）	
報告 第 8 号	令和3年度摂津市介護保険特別会計繰越明許費繰越報告の件	（6月10日 報告）	
議案 第 30 号	令和4年度摂津市一般会計補正予算（第3号）	6月27日	可決
議案 第 31 号	令和4年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）	6月27日	可決
議案 第 32 号	令和4年度摂津市下水道事業会計補正予算（第1号）	6月27日	可決
議案 第 33 号	摂津市議会議員及び摂津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件	6月27日	可決
議案 第 34 号	摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	6月27日	可決
議案 第 35 号	摂津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件	6月27日	可決
議案 第 36 号	動産取得に関する件	6月10日	可決
議案 第 37 号	和解に関する件	6月10日	可決
議会議案 第 12 号	水田活用直接支払交付金制度の法制化を求める意見書の件	6月27日	可決
議会議案 第 13 号	調査研究広報滞在費の見直しを求める意見書の件	6月27日	可決